



2025年12月17日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社
代表取締役社長兼 COO 国本 亮一
(コード番号: 3856 東証スタンダード)
問合わせ先: 人事総務本部 IR・広報部副部長 内田 晋
電話: 03-6810-3028 (代表)

第三者委員会の調査結果報告書公表に関するお知らせ

当社は、2025年8月12日開示の「第三者委員会の設置に関するお知らせ」及び本年9月2日開示の「第三者委員会の委員の選任に関するお知らせ」のとおり、外部専門家で構成される第三者委員会（以下、「本委員会」という。）を設置し、監査等委員会による2024年3月13日付調査報告書に関する再調査、大和町太陽光発電所に係る減損及び申請書類に対する調査並びに関連当事者取引に関する調査等を実施いたしました。

本日、本委員会において、プライバシー、個人情報、機密情報の保護等の観点から部分的な非開示措置を施した「調査結果報告書（開示版）」を受領しましたので、別添のとおり公表いたします。

記

1. 本委員会の調査結果について

本委員会の調査結果につきましては、添付の「調査結果報告書（開示版）」をご覧ください。なお、当該調査結果報告書につきましては、本委員会において、プライバシー、個人情報、機密情報の保護等の観点から、部分的な非開示措置を施したうえで公表しております。

2. 今後の対応について

（1）2026年3月期第2四半期決算短信及び第27期半期報告書報告書の提出

当社は、2025年11月12日開示「2026年3月期第2四半期決算短信の開示延期及び第27期半期報告書の提出期限の延長申請検討に関するお知らせ」及び2025年11月14日開示「第27期半期報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」にてお知らせしたとおり、延長後の提出期限である2026年1月13日までに2026年3月期第2四半期決算短信及び第27期半期報告書を提出する予定ですが、本委員会の調査結果報告書の内容を検証したうえで、後日開示予定日についてお知らせいたします。

（2）過年度の有価証券報告書及び決算短信等について

当社は、本委員会の調査結果報告書の内容を検証したうえで、過年度の有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書及び半期報告書の訂正報告書の提出並びに決算短信の訂正

の必要性について判断する予定です。本件については確定次第、後日お知らせいたします。

（3）再発防止策について

当社は、本委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策の提言に沿って再発防止策を策定し、実行してまいります。具体的な再発防止策は、決定次第、改めて公表する予定です。

株主・投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

以 上

2025年12月17日

Abalance 株式会社 御中

調査結果報告書

Abalance 株式会社 第三者委員会

委員長 本澤順子

委員 小黒健三

委員 田中貴一

目次

第 1	本調査の概要	1
1	当委員会の設置経緯等	1
2	当委員会への委嘱事項	1
3	当委員会の構成と調査体制	1
4	当委員会の独立性及び調査の実効性確保措置	2
5	本調査の概要	3
(1)	本調査の実施期間	3
(2)	調査方法	3
6	留意事項	5
第 2	Abalance の概要	7
1	沿革	7
(1)	上場等の経緯	7
(2)	グループ会社の状況	7
2	Abalance の事業概要	8
(1)	事業の構成及び各事業の業績	8
(2)	Abalance 連結の業績	8
3	Abalance のコーポレート・ガバナンスの整備の概要と運用状況	8
(1)	主要な会議体	9
(2)	内部監査室による監査	10
(3)	監査等委員による監査	10
(4)	会計監査人による監査	11
(5)	通報・相談制度	11
4	上場後の役員の変遷	11
(1)	Abalance	11
(2)	WWB	12
(3)	バローズ	12
第 3	有償支給取引の会計処理に関する評価	13
1	事案の概要	13
(1)	訂正報告書の提出	13
(2)	監査等委員会報告書による調査	14
(3)	当委員会による調査（問題の所在）	15
2	有償支給取引及びその会計処理	15
(1)	有償支給取引とは	15
(2)	有償支給取引の一般的な会計処理	16

3	WWB 等における有償支給取引に関する認識	16
	(1) 有償支給取引に関する会計処理に係る経理担当者を含む役職員の認識	16
	(2) WWB 等による有償支給取引の会計処理のプロセス	18
4	本各案件における有償支給取引と不適切な会計処理	19
	(1) 大和大衡案件	19
	(2) 河口湖案件	24
	(3) 神栖案件	26
	(4) 蔵波案件	30
	(5) 大波案件	33
	(6) 田野案件	37
	(7) 那珂案件	40
	(8) 本各案件の総合評価	43
5	案件名の設定により紐づけができなかったとの言い分について	44
	(1) 当該言い分は不自然かつ不合理であって認められないこと	44
	(2) 案件名設定を行った行為自体の評価	45
6	評価－誤謬ではなく不正会計（粉飾）であること	46
	(1) 「誤謬」と「不正」（粉飾）	46
	(2) 誤謬ではなく不正会計（粉飾）であること	46
	(3) 本各案件の不適切処理の共通性	46
7	原因分析－不正会計（粉飾）を生んだ要因	47
	(1) 資金繰りのプレッシャー	48
	(2) 予算達成のプレッシャー	49
	(3) ガバナンスの欠如	49
8	マネジメント層の責任	50
	(1) WWB 等の経営陣の責任	50
	(2) A 氏の責任	51
第 4	誤謬であると公表したことについて	52
1	事案の概要	52
2	監査等委員会が調査を行った経緯	52
	(1) 監査等委員会による調査開始の経緯	52
	(2) 監査等委員会による調査開始当時の社内関係者らの認識	53
3	第三者委員会の発足を回避した経緯及び関係者のメール	54
	(1) S 氏と C 氏の間でなされたメール	54
	(2) 前記の各メールについて	54
4	監査等委員会報告書の論旨とこれに対する当委員会の評価	55
	(1) 監査等委員会報告書の要旨	55

(2)	これに対する当委員会の判断	55
(3)	監査等委員会へのヒアリング内容	56
5	会計処理が「誤謬」であったとの結論づけをするに至る経緯	57
(1)	社内関係者の認識	57
(2)	マネジメント層の認識	59
(3)	監査等委員会の結論への信頼性	60
(4)	2024年3月14日の適時開示等	64
6	評価	64
7	原因分析	65
(1)	根本的原因：経営トップにおけるガバナンス理解不足と、それを前提として形成された組織風土	65
(2)	派生原因：Abalance 経営陣のコンプライアンス意識の弱さ	67
(3)	外部調査による牽制機能の欠如：外部調査体制の不十分さ	68
(4)	行動動機：投資家保護姿勢の欠如及び不都合情報の隠蔽傾向	69
(5)	決定的動機：上場廃止・刑事責任を回避する意図	70
第5	金融機関からの融資に関する請求書の偽造等	71
1	事案の概要	71
(1)	概要	71
(2)	監査等委員会報告書における判断	71
2	事実関係	71
(1)	A社との契約	71
(2)	G金融機関からの融資	72
(3)	入出金の流れ	73
3	本件融資に係る不適切な対応	74
(1)	東証への回答及び監査等委員会報告書ドラフト	74
<u>(2)</u>	実態と異なる請求書の作成等に関する事情	75
(3)	監査等委員会の調査報告書	77
(4)	本件融資に係る対応の問題点	77
4	類似案件	77
5	原因分析	78
第6	大和町太陽光発電所に係る減損検討について	79
1	事案の概要	79
2	一般的な固定資産の減損会計の概要	79
(1)	固定資産のグルーピング	79
(2)	減損の兆候の把握	80
(3)	減損損失の認識の判定	80

(4) 減損損失の測定.....	80
3 一般的な固定資産の減損会計に含まれる見積りの要素.....	81
(1) 固定資産の減損会計に含まれる見積り	81
(2) 固定資産の減損会計に含まれる主要な見積り項目	81
4 2025年3月期における大和町太陽光発電所における固定資産の減損検討.....	83
(1) Abalance（経営者）が実施した減損会計.....	83
(2) Abalanceの実施した減損会計に対する第三者委員会としての評価	84
(3) 大和町太陽光発電所の減損検討に関する総括.....	90
(4) 大和町太陽光発電所の減損検討過程において発見された他の事項.....	90
第7 大和大衡案件に係る賃貸借契約書について.....	92
1 事案の概要.....	92
2 基本的な事実関係.....	92
(1) WWBが本件FIT認定に関する報告徵求通知を受領するまでの経緯	92
(2) R氏によるK社との交渉	93
(3) H氏、AD氏によるK社との交渉.....	94
(4) 本件失効見込みの通知受領後の対応.....	95
3 本件公正証書の内容が虚偽であるかどうかについて	96
(1) 結論.....	96
(2) 内容が虚偽であるとの疑義の検証.....	97
4 本件失効に至るまでの対応に関するガバナンス上の問題.....	98
5 本件失効当時にIR開示を実施しなかったことの妥当性	99
第8 2025年3月期連結財務諸表における会計処理等	100
1 事案の概要.....	100
(1) 2025年3月期	100
(2) 2026年3月期	100
2 Abalanceの実施した会計処理の検討	100
3 Abalanceの行ったIRについて	101
4 2025年3月期有価証券報告書における本割賦債務の会計処理の検討過程において発見された他の事項.....	101
(1) 2025年3月期における連結担保資産に関する注記について	101
(2) 2025年3月期における単体の保証債務に関する注記について	102
(3) 繙続企業に関する重要事象等.....	102
第9 関連当事者取引について	104
1 事案の概要.....	104
2 事実関係.....	104
(1) 対象取引①.....	104

(2) 対象取引②の概要.....	106
3 関連当事者取引の注記の必要性の検討.....	107
(1) 関連当事者の意義.....	107
(2) 本件における関連当事者への該当性.....	108
4 関連当事者取引の把握方法についての検討.....	110
(1) 現在の運用実態.....	110
(2) 運用改善の必要性.....	110
5 対象取引に係る手続面についての検討.....	111
(1) 対象取引①について.....	111
(2) 対象取引②について.....	111
6 対象取引の検討過程において発見されたその他の関連当事者取引の注記漏れ ..	112
(1) 2020年12月のAbalanceの第三者割当増資	112
(2) 2021年7月のWWBのA氏からの借入れ	112
7 評価.....	112
(1) 経営陣のコンプライアンス意識の欠如及び監督体制の不備.....	112
(2) 関連当事者取引の把握・管理体制の不備.....	113
(3) Abalanceの海外子会社管理の脆弱性	113
第 10 2025年4月の第三者割当増資等について	115
1 事案の概要.....	115
2 2025年4月9日貸付け及び本件増資の経緯	115
3 2025年4月9日貸付けにおけるガバナンスの有効性	116
(1) 上場グループ会社としての合理性及び妥当性の検証.....	116
(2) 会社法上の手続.....	117
4 本件増資に関する有価証券届出書記載事項の適切性	118
(1) 「払込みに要する資金等の状況」の記載について.....	118
(2) 本件増資に関する記載について.....	118
5 有価証券報告書における後発事象の開示の妥当性	119
(1) 「重要な後発事象」の記載について	119
(2) 本件増資に関する記載について	120
6 評価.....	120
(1) Abalanceによる子会社管理が不十分	121
(2) Abalanceグループにおけるガバナンス体制が機能していない	121
第 11 原因分析.....	123
1 はじめに	123
2 マネジメント層の責任	123
(1) A氏の責任	123

(2)	A 氏の意向が優先される企業文化	124
(3)	Abalance グループ経営陣の責任	125
3	コンプライアンス軽視の、リスク感度の低い企業風土	126
(1)	牽制的な意見の抑制.....	126
(2)	役職員複数名による集団的な不正の形成.....	127
(3)	役職員のリスク感度の低さ.....	127
4	部門管理の不十分さ、連携不足.....	128
第 12	再発防止策の提言.....	130
1	はじめに.....	130
2	A 氏の影響力の抜本的な除去	130
3	経営陣の刷新の検討.....	131
(1)	経営陣の退任及び新陳代謝の必要性.....	131
(2)	新しい経営トップからの覚悟あるメッセージの発信.....	131
4	上場会社としてのガバナンス体制の構築.....	132
(1)	業務フローの見直し.....	132
(2)	経理部・財務部・内部監査室による牽制.....	132
(3)	ステークホルダーへの情報提供、IR への努力	133
(4)	関連当事者取引の把握体制の見直し（会計経理の専門性を高めるための工夫）	133
5	外部牽制機能の拡充.....	134
6	海外をはじめとするグループ会社の管理の改善.....	134
第 13	最後に.....	136

用語一覧

本調査報告書（以下「本報告書」という。）及び引用する関連資料、電子メール等においては、別紙第1のとおりの略称を用いることがある。下表に記載のない用語や氏名等については、最初の顕出時には正式名称を記載するが、再度の顕出時以降は、適宜、略したものとする。また、役職については、本調査終了日時点現在の役職にて記載することを基本とし、必要があれば、当時の役職を記載する。

【別紙】

別紙第1

定義一覧

別紙第2

デジタル・フォレンジック調査の概要

第1 本調査の概要

1 当委員会の設置経緯等

Abalanceにおいては、2024年3月13日付けにて、監査等委員会による調査報告書（以下「監査等委員会報告書」という。）が提出され、これに基づき同月14日に有価証券報告書等の訂正報告書（以下単に「訂正報告書」という。）の提出を行った。この訂正等の原因となった不適切な会計処理がなされた経緯・理由等についてさらに疑義が生じたことから、改めて調査・検証をすべく、第三者委員会の設置が検討された。これに基づき、Abalance取締役会は、同年8月12日、Abalanceと利害関係を有しない外部専門家のみを委員とする当委員会の設置を決定し、同年9月2日、当委員会の委員の選定を決定した。

当委員会は、Abalanceから依頼を受けて、本調査を実施し、本報告書をもって本調査の結果を報告するとともに、原因分析及び再発防止策の提言を行うものである。

2 当委員会への委嘱事項

Abalanceの当委員会に対する委嘱事項は、以下のとおりである。

- (1) 以下の事実関係に関する各調査
 - ① 監査等委員会報告書に関する再調査
 - ② 大和町太陽光発電所に係る減損及び申請書類に対する調査
 - ③ 関連当事者取引に関する調査
- (2) 類似事象の有無の調査
- (3) 上記(1)及び(2)によるAbalanceの連結財務諸表等への影響額の算定
- (4) 上記(1)記載の事実が生じた原因究明と再発防止策の提言
- (5) その他、委員会が必要と認めた事項

3 当委員会の構成と調査体制

当委員会の委員長及び委員の構成は、以下のとおりである。

委員長 本澤 順子 弁護士

委員 小黒 健三 公認会計士

委員 田中 貴一 弁護士

また、当委員会は、本調査を実施するに際して、下記の公認会計士3名、弁護士4名、その他デジタル・フォレンジック調査の専門家等を調査補助者として任命し、本調査の補助に当たらせた。

公認会計士	長與 明子、須田 雅秋、掛水 志郎
弁護士	山根 祐輔、宜保 茉利子、原 昌宏、白岩 朋也
株式会社 foxcale	公認会計士 小池 趟司、公認会計士 吉津 亮介、 井出 聰、宇佐美 韶

4 当委員会の独立性及び調査の実効性確保措置

当委員会の委員及び調査補助者は、いずれも日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010年7月15日公表・同年12月17日改訂。）に準拠して、独立性・中立性を有する外部専門家から選任されており、Abalance と何らの利害関係を有していない。当委員会は、概略、以下の事項を Abalance と合意した。

- ① Abalance は、当委員会に対して、Abalance が所有するあらゆる資料、情報、役職員へのアクセスを保障するとともに、関係先についても同様のアクセスが保障されるよう最大限努力すること。
- ② Abalance は、Abalance の役職員等に対して、当委員会による調査及び情報提供の要請に対する優先的な協力を業務上の義務として命ずること。
- ③ Abalance は、調査の遂行を補助するため、適切と認める人数及び部署に所属する従業員等による事務局を設置すること。また、事務局は当委員会に直属するものとし、事務局担当者と Abalance との間で厳格な情報隔壁を設けること。
- ④ 当委員会の調査に関して Abalance による十分な協力が得られない場合や妨害行為等があった場合には、当委員会の委員は、(ア)その状況を調査報告書に記載すること、(イ)本調査の遂行を中断すること、及び(ウ)何ら責任を負うことなく本調査の受託を将来に向かって解除することその他必要と認める措置をとることができること。
- ⑤ Abalance は、当委員会が調査報告書等を作成する場合、その起案について、委員会の判断を尊重するものとするほか、以下の事項を了承すること。
 - i) 当委員会は、調査報告書等を作成するに当たり、各種証拠を十分に吟味の上、自由心証により事実認定を行うものとし（なお、当委員会は、法律上の証明による厳格な事実認定にとどまらず、疑いの程度を明示した灰色認定や疫学的認定を行うことができるものとする。）、調査により判明した事実及びその評価を、Abalance の事業運営及び現経営陣に不利になり得ることが予想される場合であっても、中立かつ独立した調査主体に基づき、調査報告書等に記載するものとすること。なお、当委員会は、Abalance に対して、Abalance 及び Abalance の関係者の利益を図る義務という趣旨での忠実義務を負わないものとする。

- ii) 当委員会は、調査実施主体として独立の立場で公的機関又は外部機関とのコミュニケーションを図ることができるるものとし、これにより入手した資料及び情報等についても、調査によって得た証拠として採用し、調査を遂行することができるものとする。また、当委員会は、かかる資料及び情報等を Abalance に開示しないことができるものとし、本調査を遂行する過程で当委員会が独自に収集した資料等については、当委員会が処分権を専有するものとする。
 - iii) 当委員会は、調査について、デジタル・フォレンジック調査など専門機関による作業を必要とする事項などその一部につき自己の判断により再委託をすることができるものとする。
- ⑥ Abalance は、営業秘密に関する事項や第三者のプライバシーに関する事項等については、当委員会の同意を得て、これらを匿名にし、又はマスキングしたものを作成して公表することができること。

5 本調査の概要

(1) 本調査の実施期間

当委員会は、2025年9月2日から同年12月8日まで本調査を実施した。当委員会は、本調査の実施に当たり、合計13回の委員会を開催するとともに、正式な連絡協議会以外にも、委員と調査補助者との間で分科会を開催するなどして多数回にわたり協議を行った。

(2) 調査方法

当委員会は、本調査に当たり、以下の調査方法を採用した。

ア 関係資料の収集、閲覧及び検討

当委員会は、必要に応じて、Abalance 及びその関係者に対して、当委員会が調査対象事項に關係すると考える関係資料（内部監査資料、会計資料、稟議書、議事録類、規程類、研修資料、人事台帳、社内意識調査報告書等）の開示を依頼し、開示を受けた関係資料（電子媒体のものを含む。）についてその内容を精査した。

イ デジタル・フォレンジック

当委員会は、本調査の目的達成のために必要な情報又は認識を有している可能性が認められる Abalance の役職員 15 名を対象とし、当該対象者の会社から貸与を受け、又は個人的に利用していたデバイスに含まれる電子データ、Outlook メールデータ（添付ファイルを含む。）、Microsoft Teams データ及び OneDrive データ、サーバに保存されている Outlook メールデータ（添付ファイルを含む。）、Microsoft Teams データ及び OneDrive データ並びに Abalance が管理するファイルサーバ内の全データを保全し、ドキュメントレビューを実施した。

具体的には、当委員会は、保全した上記対象者に関するデータについて、複数のキーワードによる検索等を行い、該当したデータについて分析を行った。なお、データを保全した対象者、データの分析の対象となった件数等は、別紙第 2「デジタル・フォレンジック調査の概要」記載のとおりである。

ウ 関係者に対するヒアリング

当委員会は、以下の Abalance 及びグループ会社の役職員（退職者を含む。役職は本調査終了日時点のもの。）その他の関係者を対象に、面談又は WEB 会議の方式により、29 名に対して延べ 49 回のヒアリングを行った。

1	龍 潤生	Abalance 代表取締役会長兼 CEO WWB 代表取締役会長兼 CEO バローズ代表取締役会長
2	国本 亮一	Abalance 代表取締役社長兼 COO WWB 代表取締役社長兼 COO バローズ代表取締役社長
3	藤澤 元晴	Abalance 取締役副会長 WWB 取締役副会長
4	柴田 一泰	Abalance 取締役 WWB 取締役
5	橋本 公一	Abalance 取締役 WWB 取締役
6	本間 勝	Abalance 社外取締役（監査等委員）
7	笹生 拓郎	WWB 代表取締役社長兼 COO バローズ代表取締役社長
8	徳永 智弘	WWB 取締役 元バローズ取締役

9	六川 浩明	元 Abalance 社外取締役（監査等委員）
10	日下部 笑美子	元 Abalance 社外取締役（監査等委員）
11	光行 康明	元 Abalance 代表取締役社長 元 WWB 取締役 元 バローズ取締役
12	増田 裕一郎	元 WWB 代表取締役社長 元 バローズ代表取締役社長

エ アンケートの実施

当委員会は、2025年10月10日に、同月20日を期限として、原因分析・再発防止の参考にするためのアンケートを、Abalance、WWB 及びバローズの役職員106名（出向者を除く。）に MicrosoftForms により送付し、12件の回答があった。

6 留意事項

当委員会は、本調査の目的を達成するため、最大限の努力を行った。しかしながら、本調査は、強制的な調査権限ないし検査権限に基づく調査ではなく、あくまで関係者の任意の協力を前提とするものである。かつ、本調査が厳しい時間的制約の中で行われたこと、当委員会は不信な点や矛盾点が認められた場合には都度、再確認及び検証を行ったものの、原則として Abalance から提供を受けた関係資料や役職員等に対するヒアリングから得られた情報等のみに依拠せざるを得なかったこと、本調査は重要かつ正確な情報が全て当委員会に開示又は提供されているとの前提で行われたが当該前提が成り立つとは限らないことから、これらに起因する調査の限界が存在したことを付言する。

また、当委員会では、訂正報告書の対象となった有償支給取引について、当初「誤謬」として社内及び監査等委員会報告書で説明されていたものを、「不正会計（粉飾）」であったと結論づけている。調査の過程では、Abalance は概ね協力的であったものの、経営陣を含む一部関係者による事実誤認や、客観的事実と明らかに齟齬のある証言が複数確認されており、遺憾ながら提供情報の正確性・網羅性には限界があったと言わざるを得ない。特に、財務諸表作成の基礎となる内部統制がかなり脆弱であったことにより、関係資料や証言の信頼性に一定の制約が存在したことも否定できない。

さらに、本調査における「関連当事者取引」の調査は、限定された範囲において実施されたものであり、海外子会社を含むグループ（特に売上の約95%を占める海外事業。）のガバナンス体制等については、当委員会が調査の委嘱を受けておらず本調査の対象範囲として

含まれていない。これらの領域について調査を行った場合に、より広範な事象又はより重大な問題が判明する可能性があることも付言する。

当委員会の事実認定は、このように限界がある中で行った本調査の結果に基づくものであって、当委員会が収集した資料以外の資料等が存在し、新たな事実関係が発覚した場合などには、本調査における認定が変更される可能性があることを、ここに留保する。また、本調査は、主として事実認定、本件の原因分析及び再発防止策の提言を目的として行われたものであり、記載した事案以外の類似事案、不適切会計、虚偽記載の不存在を保証するものではないことも、ここに留保する。

第2 Abalance の概要

1 沿革

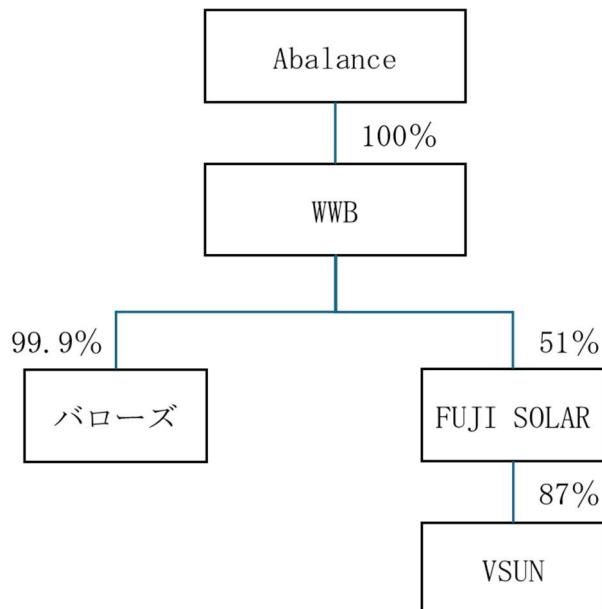
(1) 上場等の経緯

Abalance は、2000 年 4 月、インターネット上での知恵の交換サイトの開発・運営、企業向けナレッジマネジメントシステムの開発及びコンサルティングの提供を目的として株式会社リアルコミュニケーションズとして設立された。そして、2001 年 2 月、リアルコム株式会社に社名変更し、2007 年 9 月、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）マザーズへの株式上場を果たした。2011 年 11 月、Abalance を株式交換完全親会社、WWB を株式交換完全子会社とする株式交換を実施したことにより、WWB の株主であった A 氏が Abalance（当時のリアルコム株式会社）の大株主となった。

その後、2017 年 3 月に Abalance 株式会社に社名変更した。なお、Abalance の株式は、本調査終了日時点において東証のスタンダード市場での取扱いがされている。

(2) グループ会社の状況

Abalance グループの状況は、2025 年 3 月期有価証券報告書のとおりであるが、主な Abalance グループの状況は以下のとおり。



(※ 開示資料をもとに当委員会作成。)

2 Abalance の事業概要

(1) 事業の構成及び各事業の業績

Abalance グループが営む事業は、①太陽光パネル製造事業、②太陽光発電所及び関連設備の販売並びに売電に関するグリーンエネルギー事業が中心となっている。

Abalance の 2025 年 3 月期の従業員数（出向者を除く。）は連結で 1,713 名、単体で 36 名である。

(2) Abalance 連結の業績

Abalance 連結の業績の推移は、2025 年 3 月期有価証券報告書によれば、下表のとおりである。

(単位：百万円)

回次	決算年月	売上高	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	包括利益	純資産額	総資産額
第20期	2019年6月	5,984	566	316	326	2,032	10,985
第21期	2020年6月	6,678	305	211	212	2,159	14,764
第22期	2021年6月	26,901	1,269	537	1,062	4,777	39,388
第23期	2022年6月	92,122	1,418	806	2,310	7,947	85,121
第24期	2023年6月	215,284	14,038	4,965	13,050	22,771	143,691
第25期	2024年6月	208,972	24,894	9,530	21,645	42,432	150,173
第26期	2025年3月	72,417	3,737	951	△126	43,338	145,802

(※ 開示資料をもとに当委員会作成。)

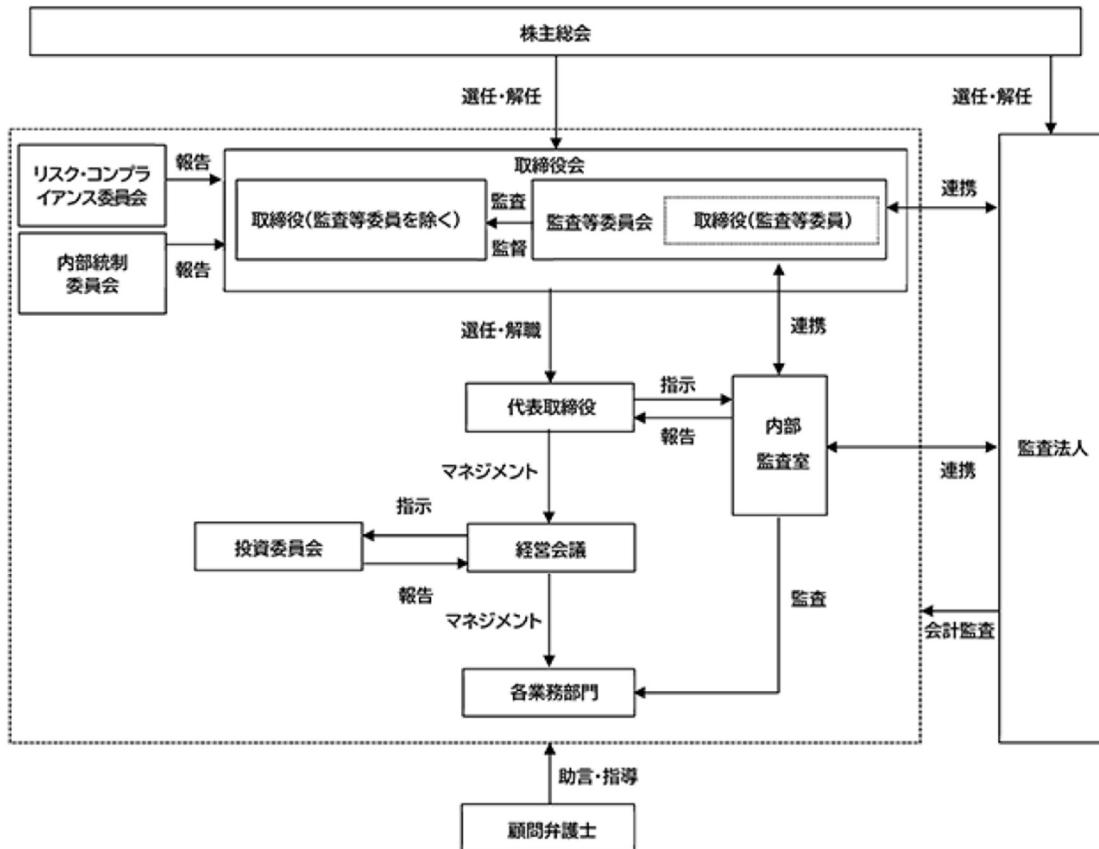
3 Abalance のコーポレート・ガバナンスの整備の概要と運用状況

Abalance は、より迅速な意思決定を実現すると共に、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会における監督機能を強化し、更なるコーポレート・ガバナンスの充実、及び企業価値の拡大を図ることを目的として、2020 年 9 月 28 日付けをもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行している。

また、Abalance は、監査等委員会報告書において提言されたガバナンス体制の強化を踏まえて、2023 年 12 月より、コンプライアンスに関する規程を新規制定及び改訂し、2025 年 3 月期有価証券報告書において、適正な内部統制報告書の提出を通じた、信頼性のある財務

報告の開示を目的として内部統制委員会を設置し、また、リスク・コンプライアンスにおける課題の把握及び対応策の検討並びに役職員へのコンプライアンス教育の推進を通じて、リスク管理及びコンプライアンス推進の実効性を高めるため、リスク・コンプライアンス委員会を設置した旨を公表している。

本調査終了日時点における Abalance の組織体制は「組織図」のとおりであり、以下のよ
うな体制を構築している。



(※ 2025年3月期有価証券報告書から引用。)

(1) 主要な会議体

ア 取締役会

Abalance の取締役会は、社外取締役 3 名を含む 8 名（男性 7 名、女性 1 名）で構成されている。取締役会は、原則として毎月 1 回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、グループ各事業の状況及び業績の進捗を確認するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に努めている。

イ 内部統制委員会

Abalanceにおいては、2025年度から、代表取締役社長兼COOを委員長とする内部統制委員会を設置し、適正な内部統制報告書の提出を通じて、信頼性のある財務報告を開示することに全社を挙げて取り組むこととしている。

ウ コンプライアンス委員会

Abalanceにおいては、取締役会の諮問機関として独立し、かつ社外取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンスにおける課題の把握及び対応策の検討並びに役職員へのコンプライアンス教育の推進を通じて、リスク管理及びコンプライアンス推進の実効性を高め、リスク・マネジメント体制を強化することとしている。

(2) 内部監査室による監査

Abalanceは、代表取締役社長兼COO直属の組織として内部監査室を設置している。各部署の所轄業務が法令、定款、社内諸規程及び諸取扱要領に従い適切かつ有効に運用されているかを、各年度に策定する年度監査計画に従って監査している。その結果を代表取締役に報告するとともに適正な指導を行い、会社における不正、誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上を図り、経営効率の向上に資することを目的としている。

また、監査等委員会及び会計監査人に対して、業務監査結果を報告することで監査等委員会及び会計監査人との連携を図り、業務に関する法令等の遵守、業務の有効性と効率性の向上に努めている。

ただし、各事務年度における網羅的な監査報告は確認できなかった。

(3) 監査等委員による監査

Abalanceは、監査等委員会は弁護士を含む社外取締役3名で構成されており、2025年度においては監査等委員会を10回開催している。監査の方針、監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人に評価及び再任・不再任、会計監査人の報酬同意等を主な検討事項としており、取締役の業務執行状況、内部統制システムの整備・運用状況、内部監査部門による監査実施状況等についても隨時、意見交換を行っている。また、監査等委員会と内部監査室との連携に基づき、内部統制システムを活用した監査を実施している。

(4) 会計監査人による監査

Abalance の会計監査人には、2019 年 6 月期から 2024 年 6 月期までの期間はアスカ監査法人が、2025 年 3 月期は中部総合監査法人が、それぞれ就任している。

(5) 通報・相談制度

Abalance の内部通報制度は、監査等委員会及び社外の弁護士が通報先として設置されおり、Abalance グループの役職員を対象としている。

4 上場後の役員の変遷

Abalance グループのうち、Abalance、WWB 及びバローズにおける取締役の変遷は、下表のとおりである。

(1) Abalance

・代表権あり
・代表権なし

		2020	2021	2022	2023	2024	2025
光行 康明	代表取締役社長						
岡田 竜介	代表取締役社長					■	
国本 亮一	代表取締役社長兼COO						■
龍 潤生	取締役CEO						
	代表取締役会長兼CEO						■
藤澤 元晴	常務取締役					■	
	取締役副会長						■
柴田 一泰	取締役						■
橋本 公一	取締役						■
佐伯 英隆	社外取締役	■					
	社外取締役（監査等委員）		■				
横地 美紀	取締役（非常勤）	■					
日下部 笑美子	社外取締役	■					
	社外取締役（監査等委員）		■				
六川 浩明	社外取締役（監査等委員）		■				
若杉 武治	社外取締役（監査等委員）	■					
本間 勝	社外取締役（監査等委員）			■			
柳瀬 重人	社外取締役（監査等委員）					■	
中谷 百合子	社外取締役（監査等委員）						■

(※Abalance 提供の資料をもとに当委員会作成。)

(2) WWB

		2020	2021	2022	2023	2024	2025
龍 潤生	代表取締役会長						
	代表取締役会長兼CEO				■		■
	取締役					■■■	
増田 裕一郎	代表取締役社長						
笹生 拓郎	代表取締役				■		
	代表取締役社長兼COO					■■■	
国本 亮一	代表取締役					■	
	代表取締役COO						■
藤澤 元晴	取締役副会長					■■■	
光行 泰明	取締役（常勤）	■■■■■					
宋 悅萍	取締役（常勤）	■■■■■					
徳永 智弘	取締役CFO				■■		
	取締役					■■■	
	常務取締役						■■■
小林 敏敬	取締役					■■■■■	
会田 政行	取締役（非常勤）	■■■■■					
楠 達史	取締役（非常勤）	■■■■■					
守崎 泰史	取締役			■			
田中 孝佳	取締役						■■■■■
柴田 一泰	取締役						■■■■■
橋本 公一	取締役						■■■■■

(※ Abalance 提供の資料をもとに当委員会作成。)

(3) バローズ

		2020	2021	2022	2023	2024	2025
龍 潤生	代表取締役会長						■
	取締役					■■■	
増田 裕一郎	代表取締役社長						
笹生 拓郎	代表取締役社長					■■■■■	
国本 亮一	代表取締役社長						■
光行 泰明	取締役	■■■■■					
徳永 智弘	取締役				■■■		
田中 孝佳	取締役					■■■■■	

(※ Abalance 提供の資料をもとに当委員会作成。)

第3 有償支給取引の会計処理に関する評価

1 事案の概要

(1) 訂正報告書の提出

Abalance は、2024 年 3 月 14 日付けで、第 23 期第 1 四半期（2022 年 6 月期第 1 四半期）から第 25 期第 1 四半期（2024 年 6 月期第 1 四半期）に係る有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出している（同訂正報告書による訂正内容を以下「本件訂正」という。）。

これは、Abalance の連結子会社である WWB と太陽光発電所の建設請負業者（以下「業者」という。）との間の一部の取引において有償支給取引が行われており、売上及び売上原価が誤って計上されていることが判明したことによる訂正であり、訂正の概要は以下のとおりである。

（単位：百万円）

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額	増減率
第 23 期 2022 年 6 月期 通期	売上高	92,435	92,122	△ 312	△ 0.33%
	営業利益	1,697	1,605	△ 91	△ 5.41%
	経常利益	1,510	1,418	△ 91	△ 6.08%
	親会社株主に帰属する当期純利益	867	806	△ 60	△ 6.93%
	純資産	8,007	7,947	△ 60	△ 0.75%
	総資産	85,181	85,121	△ 60	△ 0.07%
第 24 期 2023 年 6 月期 通期	売上高	217,415	215,284	△ 2,130	△ 0.97%
	営業利益	13,565	12,804	△ 760	△ 5.60%
	経常利益	14,799	14,038	△ 760	△ 5.14%
	親会社株主に帰属する当期純利益	5,445	4,965	△ 479	△ 8.80%
	純資産	23,310	22,771	△ 539	△ 2.31%
	総資産	144,087	143,691	△ 395	△ 0.27%
第 25 期 2024 年 6 月期 第 1 四半期	売上高	57,740	57,740	0	0.00%
	営業利益	4,673	4,684	11	0.24%
	経常利益	4,507	4,518	11	0.25%
	親会社株主に帰属する当期純利益	1,737	1,744	7	0.42%
	純資産	27,007	26,475	△ 532	△ 1.97%

	総資産	160,583	160,147	△ 436	△ 0.27%
--	-----	---------	---------	-------	---------

また、対象期における案件別内訳は以下のとおりである（なお、各案件名の定義は後述する。）。

【2022年6月期】

(単位：百万円)

案件名	売上取消額	売上に対応する 売上原価取消額
大波案件①	64	61
大波案件②	73	61
河口湖案件	175	88
	312	212

【2023年6月期】

(単位：百万円)

案件名	売上取消額	売上に対応する 売上原価取消額
蔵波案件	182	55
神栖案件	86	53
那珂案件	248	140
大和大衡案件	1,481	1,002
田野案件	130	93
	2,130	1,346

(2) 監査等委員会報告書による調査

監査等委員会報告書によると、WWB は、次のような有償支給取引を行っていた。この有償支給取引に関して、監査等委員会報告書では、「WWB において、本件有償支給取引の支給時に、本来原価ベースで資産計上しておくべきところ売上、売上原価として計上した」 「誤謬」が発生していたと記載している。

監査等委員会報告書に記載されている WWB と業者との間の取引は、大要、以下のとおりである。

- ① WWB が業者との間で、建設工事請負契約を内容とするフルターンキー契約（プラント（設備工事）の契約範囲を示す用語で、設計や製作、組み立て・試運転指導・保証責任までのすべてを請け負う契約方式を意味する。）を締結

- ② WWB が業者に対し太陽光パネル、パワーコンディショナー、変電所等（以下「太陽光パネル等」という。）を譲渡する売買契約を締結
- ③ WWB は太陽光パネル等を納入、WWB は太陽光パネル等について売上と売上原価を計上
- ④ 業者が WWB に対して発電所を引渡し
- ⑤ WWB は引き渡された発電所を固定資産計上

この有償支給取引について、本来は収益認識すべきでないにもかかわらず、少なくとも以下の案件において、不適切な売上計上及び売上原価計上が発生していた（日付はフルターンキー契約書又は工事請負契約書記載の契約締結日。）。

- ① 2020年11月20日 大和町太陽光発電所・大衡村太陽光発電所
(工事業者:A社)【宮城県案件】
- ② 2020年11月2日 WWB 河口湖太陽光発電所
(工事業者:F社)【山梨県発電所】
- ③ 2021年12月13日 茨城県神栖市太陽光発電所
(工事業者:H社)【茨城県案件①】
- ④ 2021年6月25日 WWB 蔵波太陽光発電所
(工事業者:G社)【千葉案件】
- ⑤ 2020年2月26日 福島市大波芽久保ソーラー第一発電所・第二発電所
(工事業者:A社)【福島市パネル案件】
- ⑥ 2022年6月1日 宮崎田野ソーラーリゾートI工区
(工事業者:J社)【宮崎案件】
- ⑦ 2021年9月15日 WWB 那珂市太陽光発電所
(工事業者:I社)【茨城県案件②】

(3) 当委員会による調査（問題の所在）

監査等委員会の調査において、前記の不適切な会計処理が「誤謬」と評価されている点について、実際には意図的な不正があったのか、それともやはり誤謬であったのか、第三者として改めての検証を実施するものである。

2 有償支給取引及びその会計処理

(1) 有償支給取引とは

有償支給取引とは、対価と交換に原材料等（以下「支給品」という。）を外部（以下「支給先」という。）に譲渡し、支給先における加工後、当該支給先から当該支給品（加工さ

れた製品に組み込まれている場合を含む。) を購入する場合の一連の取引をいう。有償支給取引において、取引や契約の形態はさまざまであり、支給元の企業が支給品を買い戻す義務を負う場合も負わない場合もある。また無償支給取引とは、支給品を有償ではなく無償で提供する場合の一連の取引をいう。

(2) 有償支給取引の一般的な会計処理

有償支給取引は、装置等の製造過程等で行われる有償での材料の一時的な支給のことであり、その材料が買い戻される条件での支給の場合は、実質的には製造過程における加工を依頼するための支給先への一時的な材料の移送にすぎないことから、有償支給を行った時点では収益認識の要件を満たさず、有償支給取引をもって売上及び利益を認識することはできないこととされている。

すなわち、企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針(2018年3月公表、2024年9月最終改正)」において、有償支給を行った時点では、有償支給元の企業が支給品を買い戻す義務を負っているか否かにかかわらず、収益認識を行わないことと定められている。これは支給品の譲渡に係る収益と最終製品の販売に係る収益が二重計上されることを防ぐためである。

上記「収益認識に関する会計基準の適用指針」は2021年4月に適用開始されたものであるが、「買い戻し義務を負っている場合」の有償支給取引における収益認識をしないという点については、その適用以前から明確な会計上の実務が存在していた。すなわち、「会計制度委員会研究報告第13号我が国の収益認識に関する研究報告(中間報告)」にも記載されているとおり、企業会計原則に規定される実現主義の原則に照らした場合、「有償支給元が買い戻し義務を負っている場合」の有償支給取引については、取引時に実質的に「財貨の移転の完了」という実現主義の要件を満たしていないため、一般的に収益計上すべきでないと考えられていたのである。

3 WWB等における有償支給取引に関する認識

(1) 有償支給取引に関する会計処理に係る経理担当者を含む役職員の認識

ア 従前の会計処理及び運用

Abalance グループの事業のように太陽光発電設備の建設委託及び自社保有を行うビジネスにおいては、実務上、類型的に工事の外注先が部材等の販売先となる有償支給取引が見受けられる。WWBにおいても、有償支給取引を行うことが前提となっていると判断されるフルターンキー契約書等が多数存在すること及び結果的に本件訂正を行って

いることからも、実際に有償支給取引が頻繁に行われていたと考えられる。なお、有償支給取引は WWB で発生する取引であり、親会社である Abalance において有償支給取引は発生していない。

WWB の経理業務は、経営コストの合理化のために Abalance の経理部が担当しており、WWB の会計処理は日常的に Abalance が把握していた。そして、Abalance では 2022 年 6 月期から収益認識に関する会計基準（収益認識に関する会計基準の適用指針を含む。）を適用しているが、それ以前から有価証券報告書記載の連結財務諸表においては有償支給取引を売上計上しないルールとなっており、2021 年 6 月期までは、実際に売上計上していなかった。これは、WWB が外注先に太陽光パネル等を有償で支給した上で、外注先が太陽光パネル等の支給品を使用して太陽光発電所を建設し、WWB にこれを納品するという取引を考慮すると、WWB は有償支給品について実質的には買戻義務を負っているのと同視し得ると考えられるため、収益認識基準の適用如何にかかわらず有償支給時において収益認識すべきでない、つまり売上や利益を計上すべきでないと判断されていたためと考えられる。これは、本判断は前記第 2 項(2)に照らし妥当な処理である。

イ 有償支給取引についての関係者の認識

Abalance では従前（遅くとも 2020 年 11 月以降において）、当時の経理部長であった B 氏及び副部長であった V 氏を中心として、アスカ監査法人との間で複数回にわたって協議が行われており、その中でアスカ監査法人は「支給時に収益認識は不可」と明確に回答していた。

また、当時の WWB においても、当時の社長であった L 氏が、2021 年 2 月 11 日、B 氏から売上計上できないとのアスカ監査法人の考え方について報告を受け、「有償支給や将来発電事業・将来分譲販売事業の先取りとなるパネル販売事業は、会社として（=経理部長）責任をもって連結処理で消去し、それに関連するエビデンスを監査宛て提出する」と、今後の運用を明示しており、「支給時に収益認識は不可」という点について認識していたことが証拠上看取できる。

当委員会が L 氏に対し、有償支給取引の概念について理解していたかを確認したところ、L 氏は、過去に角田案件において、有償支給取引が売上認識可能か否かを経理部に照会した経験があると述べ、同取引の性質及び売上認識の可否に関する基本的な概念については理解していた旨の回答が得られた。

また、Abalance 経理部担当者らへのヒアリング結果によれば、本件訂正の対象となった取引の会計処理に係る経理関係者らは、有償支給取引に該当する売上や利益は少なくとも連結決算では修正すべきことは当然の理解として認識していたとのことである。

以上から、WWB の有償支給取引について「支給時に収益認識は不可」であること、そしてかかる処理を実施する前提として少なくとも連結財務諸表の段階で Abalance 経理部が相殺処理できるように WWB において有償支給取引である取引を明示することが必要な点については、WWB 等（少なくとも WWB の社長である L 氏及び Abalance 経理部）として実際に認識していたところである。

(2) WWB 等による有償支給取引の会計処理のプロセス

WWB の売上については、当時、WWB 商品部の Y 氏が月次の売上明細 Excel を作成し、L 氏を含む WWB 経営陣及び Abalance 経理部にメール送信していた。

また、Abalance 経理部においては、当該売上明細 Excel 等に基づき月次の粗利表 Excel を作成し、経理部担当者（X 氏等）から経理部長に提出した後、L 氏にメール送信していた。L 氏は、該当期間中に利益がどれくらい出るか隨時把握しており、粗利表について、Abalance 経理部に対して、「この取引は、実際にはもう少し利益が少ない/多いのではないか」などの詳細な指摘も行っていたとのことである。

また、上記の月次の売上明細 Excel や粗利表 Excel においては、本件訂正の対象となつた有償支給取引について、販売先、売上金額の大きさ、入力担当者名、備考欄等の各記載から見れば、有償支給取引ではない他の品目（例えば、売り切った商品など。）との違いが一見して明らかとなるよう表示がなされている。

例えば、以下のような案件があげられる。

委員会が参照した ファイル名	請求先	請求金額（税抜） / 売上金額（税抜）	担当	案件名/備考
20210903_WWB 売上 _(8月売上).xlsx	A 社	64,083,091 円	R 氏	福島市パネル案件①
2108 粗利表.xlsx	A 社	64,083,091 円	-	福島市パネル案件①
20210903_WWB 売上 _(9月売上).xlsx	F 社	175,500,000 円	R 氏	山梨県発電所 太陽 光資材(河口湖)
	A 社	73,189,636 円	R 氏	福島市パネル案件②
2109 粗利表 .xlsx	F 社	175,500,000 円	-	山梨県発電所 太陽 光資材(河口湖)
	A 社	73,189,636 円	-	福島市パネル案件②
20220930_WWB 売上 _(9月売上).xlsx	G 社	182,891,000 円	R 氏	千葉案件(蔵波)
2209 粗利表 .xlsx	G 社	182,891,000 円	-	千葉案件
20221031_WWB 売上 _(10月売上).xlsx	H 社	86,392,459 円	R 氏	茨城県案件①(神栖)
2210 粗利表 .xlsx	H 社	86,392,459 円	-	茨城県案件①
20221130_WWB 売上 _(11月売上).xlsx	I 社	248,869,762 円	R 氏	茨城県案件② 部材 (那珂)
2211 粗利表.xlsx	I 社	248,869,762 円	-	茨城県案件② 部材 (那珂)

20230131_WWB 売上 (1月売上).xlsx	J 社	130,999,029 円	R 氏	宮崎案件部材
2301 粗利表.xlsx	J 社	130,999,029 円	-	宮崎案件部材
20230331_WWB 売上 (3月売上).xlsx	A 社	9,000,000 円	R 氏	宮城県案件
	A 社	388,000 円	R 氏	宮城県案件
	A 社	1,472,360,000 円	R 氏	宮城県案件
2303 粗利表 .xlsx	A 社	388,000 円	-	宮城県案件
	A 社	1,481,360,000 円	-	宮城県案件

実際に、経理部の V 氏及び X 氏においては、WWB 商品部から提出のあった上記売上明細 Excel 等において、有償支給取引に該当するとの疑義がある売上の存在を認識したことがあるとのことである。この場合、当該売上の詳細について WWB 商品部に確認する、当該売上の処理方法について歴代の経理部長の一部（B 氏・T 氏・U 氏・S 氏）に相談する（具体的に摘示し「これは有償支給取引をやっていると思います」という相談の仕方をしていたものもあった。）、案件によってはさらに管理本部長（T 氏・U 氏）に相談する、などの対応を行い、適正な処理がなされるよう努めていたとのことである。

4 本各案件における有償支給取引と不適切な会計処理

ところが、WWB 等では、前記第 3 項で述べた認識の下、以下で記載する案件（個別に又は総称して「本各案件」という。）において不適切な会計処理が行われており、Abalance の連結損益計算書でも売上等取消しの修正がなされていないという事態が発覚した。

つまり、Abalance の連結決算上、有価証券報告書の虚偽記載が発生し、前記のとおり 2024 年 3 月 14 日に過年度の有価証券報告書等の訂正を行った。

以下、まずはその訂正対象となった案件を述べる。

(1) 大和大衡案件

ア 主要な取引及び会計処理

大和町太陽光発電所・大衡村太陽光発電所の案件（以下「大和大衡案件」という。）に関する主要な取引及び本件訂正前の会計処理は以下のとおりであった。

取引	日付	内容（特に記載がない限り主語は WWB）
1	2020 年 11 月 20 日	・ A 社と「大和町太陽光発電所・大衡村太陽光発電所フルターンキー契約書」を締結 - 請負代金は 2,900 百万円（税抜） - 着手日 2020 年 11 月 20 日、完成予定 2022 年 12 月 30 日
2	2021 年 11 月	・ 下記取引 5 「A 社注文書」に関する発注を実施（品目 A から

	及び 2022年4月	Dの内容については下記取引5参照。) <ul style="list-style-type: none"> - 2021年11月 品目D 発注先: B社 - 2022年4月 品目A 発注先: C社 - 2022年4月 品目B 発注先: D社 - 2022年4月 品目C 発注先: E社 <ul style="list-style-type: none"> ・各発注書記載の件名には「大和町大衡村」であることがわかる記載がある ・各品目の仕入代金支払に係る稟議（事前申請ワークフロー）においては、各品目が大和大衡案件において使用されることがわかる記載がある 								
3	2022年 6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・A社とフルターンキー契約書の「変更覚書」を締結 <ul style="list-style-type: none"> - 変更後の請負代金は4,150百万円（税抜） - 変更後の完成予定2023年6月30日 								
4	2022年 6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・A社とフルターンキー契約書及び変更覚書に係る「確認書」を締結 <ul style="list-style-type: none"> - 確認事項として「(2)原契約第24条第1項に規定する本件モジュールが、発注者から受注者への支給品である場合は、発注者から受注者への支給に係る本件モジュールに限り、受注者は、原契約第24条第1項に規定する義務を負担しないものとする。」と記載 								
5	2022年 6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・A社から太陽光発電設備4品目に関する注文書（以下「A社注文書」という。）入手 <ul style="list-style-type: none"> - 現場名は「大衡村太陽光発電所／大和町太陽光発電所」 - 金額1,472百万円（税込1,619百万円） - 内訳は下記4品目となっている <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>太陽光モジュール（品目A）</td> <td>1,000百万円</td> </tr> <tr> <td>PCS（品目B）</td> <td>92百万円</td> </tr> <tr> <td>サブ変電所（品目C）</td> <td>77百万円</td> </tr> <tr> <td>66kV連系変電所（品目D）</td> <td>302百万円</td> </tr> </table> 	太陽光モジュール（品目A）	1,000百万円	PCS（品目B）	92百万円	サブ変電所（品目C）	77百万円	66kV連系変電所（品目D）	302百万円
太陽光モジュール（品目A）	1,000百万円									
PCS（品目B）	92百万円									
サブ変電所（品目C）	77百万円									
66kV連系変電所（品目D）	302百万円									
6	2022年 9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・A社に対し大和大衡案件に関する未払金679百万円をA金融機関の口座から支払 ・A社から前受金583百万円を同口座にて受領 <ul style="list-style-type: none"> - 当該前受金の金額の根拠資料は前受金の仕訳には添付されていないが、未払金の仕訳に添付されている2022年8月出来高調書（注）より、品目Aの53%分の金額530百万円に消費税分を加算した金額と一致する <p>(注)出来高調書は、A社が作成しているもので、工事の内容別の見積書と過去の出来高、当月出来高を記載している表となっており、A社作成請求書における工事出来高の算定資料となっている</p>								
7	2022年 11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・A社に対し大和大衡案件に関する未払金789百万円をA金融機関の口座から支払 ・A社から前受金517百万円を同口座にて受領 <ul style="list-style-type: none"> - 当該前受金の金額の根拠資料は前受金の仕訳には添付されていないが、未払金の仕訳に添付されている2022年10月出来高調書より、品目Aの残り47%分の金額470百万円に消費税分を加算した金額と一致する 								
8	2022年 12月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年12月27日にA社に対し大和大衡案件に関する未払金275百万円をA金融機関の口座から支払 ・A社から前受金90百万円を同口座にて受領 <ul style="list-style-type: none"> - 当該前受金の金額の根拠資料は前受金の仕訳には添付されていないが、2022年11月出来高調書における品目Bの金額82.5百万円に消費税分を加算した金額と一致する - なお、品目Bの金額は、A社注文書では92百万円となっ 								

		ているが、2022年11月出来高調書では82.5百万円となっている
9	2023年 1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・A社に対し大和大衡案件に関する未払金576百万円をA金融機関の口座から支払 ・A社から前受金411百万円を同口座にて受領 <ul style="list-style-type: none"> - 当該前受金の金額の根拠資料は前受金の仕訳には添付されていないが、未払金の仕訳に添付されている2022年12月出来高調書における品目C(72百万円)及び品目D(302百万円)の合計金額374百万円に消費税分を加算した金額と一致する - なお、品目Cの金額は、A社注文書では77百万円となっているが、2022年12月出来高調書では72百万円となっている
10	2022年9月～ 2023年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・A社注文書のうち、品目A、品目B及び品目Cに関する仕入を実施 <ul style="list-style-type: none"> - 各発注先から発行された品目Aの請求書及び品目Cの納品書及び請求書には「大和大衡案件」であることがわかる記載がある
11	2023年 3月23日 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ・A社からA社注文書に対するものとして、太陽光発電設備機器一式の納品確認書入手 <ul style="list-style-type: none"> - 件名は「宮城県案件モジュール／PCS／サブ変／変電所等」 - 金額記載なし <p>(注)当委員会による調査の過程で、納品確認日以外同一の納品確認書が2種類発見された。1つは納品確認日が空欄であり、1つは納品確認日が2023年3月23日となっている</p>
12	2023年 3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・A社に対し「宮城県案件」について <ul style="list-style-type: none"> ① A社注文書に対するものとして、売上1,472百万円(税込1,619百万円)及び売掛金1,619百万円を計上 ② 2023年2月受注の小型搬送電話装置に関する売上9百万円(税込9.9百万円)及び売掛金9.9百万円を計上 ③ 2022年7月受注のD社製遠隔監視機器に関する売上0.3百万円(税込0.4百万円)及び売掛金0.4百万円を計上 ・同時に、取引6から9において受領した前受金1,602百万円と②③の売掛金合計10.3百万円を会計上相殺し、残余の前受金1,591.8百万円を①の売掛金1,619百万円と会計上相殺することにより、結果として売掛金の残余は27.7百万円となった ・①に対応する売上原価は993百万円、粗利478百万円(「2303粗利表」から算出)。ただし、売上には品目Dの売上も含まれているが、売上原価には品目Dの原価すべて及び品目Aの原価の一部は含まれていない。品目Aの原価の一部とは、2022年9月計上の品目A輸入の際に発生した上組陸運に対する8百万円であり、これをWWBは建設仮勘定として計上しているが、有償支給売上に対応する売上原価とすべきものであった
13	2023年 5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・A社注文書のうち、品目Dに関する「66kV連系変電所」2台の仕入をB社から実施 ・ただし、この時点で会計処理は行わず、取引15で実施
14	2023年6月	・売電開始
15	2023年 9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・取引13に関する会計処理を実施 ・ただし、取引12で計上した売上に対する売上原価ではなく大和町発電所及び大衡村発電所の固定資産として計上(借方)機械装置294百万円(貸方)未払金294百万円

(注) A 社注文書における金額は 302 百万円

取引 12 に記載のとおり、WWBにおいて 2023 年 3 月に①有償支給売上 1,472 百万円、売上原価 993 百万円、売上総利益（粗利）478 百万円、②有償支給売上 9 百万円及び③有償支給売上 0.3 百万円を計上し、Abalance の連結でも消去がされていないが、これは、大和大衡案件に関する有償支給取引に該当するものであったため、本来は売上計上することができないものであった。また、仮に売上を計上するとしても、当該①については、売上時期は 2023 年 3 月ではなく 2023 年 5 月（以降）が適切であったほか、仮に 2023 年 5 月（以降）に計上するとしても、売上 1,472 百万円、売上原価 1,296 百万円、売上総利益（粗利）176 百万円とすべき（売上原価 303 百万円過小、売上総利益（粗利）303 百万円過大）であった。

これらの処理について、前回調査を受けた本件訂正により、2024 年 3 月 14 日付けで過年度訂正報告書において連結上売上を取り消す修正を行っている。

イ 有償支給取引に関する認識

大和大衡案件に関しては、以下の理由から、WWB 等において、少なくとも WWB による部材等販売が有償支給取引に該当することを認識し得る状況にあったと評価される。

すなわち、まず、Abalance 経理担当者については、取引 5 のとおり、A 社から WWB に発行された注文書の現場名に「大衡村太陽光発電所／大和町太陽光発電所」と記載されていること、取引 2 のとおり、WWB から A 社に対する有償支給取引の対象となった品目 A、品目 B、品目 C 及び品目 D の各発注先への発注書記載の件名に「大和町大衡村」であることがわかる記載があること、各品目の仕入代金支払に係る稟議（事前申請ワークフロー）において当該各品目が大和大衡案件に使用されることがわかる記載があること、取引 10 のとおり、各発注先から WWB に発行された品目 A の請求書及び品目 C の納品書及び請求書には「大和大衡案件」であることの記載があることからすれば、（別の単なる物販売としての）宮城県案件などと混同誤認する可能性は極めて低く、大和大衡案件において有償支給取引が存在する、連結決算の処理に当たっては留意を要すると認識することは容易であった。

次に、WWB 等の経営陣の認識可能性を検討するに、「2020 年 11 月 20 日付け大和町太陽光発電所・大衡村太陽光発電所フルターンキー契約書」及び「2022 年 6 月 24 日付け変更覚書」においては、請負代金額が 2,900 百万円及び 4,150 百万円とされており、有償支給取引でない場合と比較して際立って高額になっていることを認識していたと考えられる。また、大和大衡案件に関する粗利表（「2303 粗利表」）によると、他の物販売上の受注番号は「XX-XX-XXX」となっているのに対し、売上 1,481 百万円に係る項目のみ「宮城案件」となっており、付番ルールが異なっていることからすると、当該項目が

物販売上ではなく発電所の開発案件であり有償支給取引が含まれるものであると気が付くことは可能かつ容易であった。しかも、この粗利表については、毎月作成されており、経営陣も目を通していたと認められるところ、取引 12 の①②③の合計額である売上 1,481 百万円、粗利 478 百万円は、「2303 粗利表」の売上金額総額 1,702 百万円の 87.0%、粗利総額 568 百万円の 84.2% を占めており、極めて重要性が高い目立ったものとなっていた。そうすると、Abalance 経理部のみならず WWB 等の経営陣も、上記取引が大和大衡案件の有償支給取引であると認識し得る状況にあったと評価するのが相当である。

加えて、本件は、通常の物販売上と比較すると規模の大きい取引であり、そうであるにもかかわらず、通常の物販売上では存在するはずの受注裏譲りがないとなると、むしろ有償支給取引であると認識することができたと考えられる。

なお、部材等の販売先の一つである A 社から L 氏及び R 氏宛ての 2023 年 10 月 3 日のメールにおいて、「大和大衡発電所における、貴社より有償支給して頂いた（当委員会注：下線部は当委員会による。）材料・機器の契約書請求書の提出」という記載が存在することから、少なくとも同メールの時点では、業者である A 社としても有償支給取引に該当するものであったと認識していたことが窺われる。

ウ 不正の程度（悪質性）

大和大衡案件に係る会計処理については、有償支給取引について収益認識したという点にとどまらず、以下のような点が問題であると評価される。

まず、取引 12 に記載のとおり、A 社注文書記載の品目 A の原価とすべき 8 百万円について、固定資産（建設仮勘定）として計上することにより、売上計上時の利益の水増しをしている。加えて、取引 15 に記載のとおり、A 社注文書記載の品目 D の原価とすべき 294 百万円についても、2023 年 9 月に固定資産（機械装置）として計上することにより、売上計上時の利益の水増しをしている。

また、上記取引 2、取引 12 及び取引 13 に記載のとおり、A 社注文書記載の品目 D について、A 社への納品時期は、WWB が発注先の B 社から仕入を実施した 2023 年 5 月以降になるのが合理的であるが、A 社に対する売上は 2023 年 3 月に前倒し計上している。これは、取引 6 から 9 に記載のとおり、WWB は大和大衡案件の建設費用として同額以上の支払を前受金受領日の前日又は同日に A 社に対して行い、A 社の実質的な資金負担なく A 社からの前受金を WWB において計上することで、後日、WWB において売上計上時期を恣意的に決定することを可能にしていた可能性がある。

恣意的に売上計上する手口として、「注文書」、「納品書」及び「納品確認書」を後付けで作成したことが窺われ、また、売上計上時期を決定するために重要な「納品確認書」

の納品確認日の記載があるものと空欄のものとの両方が発見されていることもまた、この可能性を裏付けるものである。

(2) 河口湖案件

ア 主要な取引及び会計処理

WWB 河口湖太陽光発電所の案件（以下「河口湖案件」という。）に関する主要な取引及び本件訂正前の会計処理は以下のとおりであった。

取引	日付	内容（特に記載がない限り主語はWWB）
1	2020年 11月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・F社と「WWB 河口湖太陽光発電所フルターンキー契約書」を締結 <ul style="list-style-type: none"> - 請負代金は390百万円（税抜） - 請負代金の内訳は、資材関係代金180百万円、その他代金210百万円 - 着手日 2020年10月12日、完成予定 2021年7月末日
2	日付空欄	<ul style="list-style-type: none"> ・F社から「太陽光資材」に関する注文書を入手 <ul style="list-style-type: none"> - 件名は「山梨県発電所 太陽光資材」 - 金額 175百万円（税込 193百万円）
3	2020年 11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ① F社から「太陽光資材」の請求書を入手 <ul style="list-style-type: none"> - 件名は「河口湖太陽光発電所」 - 金額 180百万円（税込 198百万円） ② F社に「太陽光資材」の請求書を発行 <ul style="list-style-type: none"> - 件名は「山梨県発電所 太陽光資材」 - 金額 175百万円（税込 193百万円）
4	2020年 11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①②の決済として <ul style="list-style-type: none"> ③ F社に198百万円を支払、未成工事支出金180百万円として計上（差額は消費税分） ④ F社から193百万円を受領し、前受金193百万円として計上 <ul style="list-style-type: none"> - 会計システム上、当該前受金にプロジェクトコード「Z00002 河口湖」をタグ付け
5	2021年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・売電開始
6	2021年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・F社から「WWB 富士河口湖太陽光発電所 出来高調書」を入手 <ul style="list-style-type: none"> - 契約時の金額は210百万円（本金額はフルターンキー契約書における請負代金の合計390百万円から太陽光資材の金額180百万円を控除した金額と一致する。）
7	2021年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・F社に対し「山梨県発電所 太陽光資材(河口湖)」の売上 175百万円（税込 193百万円）計上 ・取引4で計上したプロジェクトコード「Z00002 河口湖」のタグ付けがされた前受金193百万円を消去 ・売上原価は88百万円、粗利86百万円（「2109 粗利表」より。）
8	2021年 9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・F社に「太陽光資材」の納品書を発行 <ul style="list-style-type: none"> - 件名は「山梨県発電所 太陽光資材」 - 金額記載なし

9	日付空欄	<ul style="list-style-type: none"> ・F社から「太陽光資材」の納品確認書を入手 - 件名は「山梨県発電所 太陽光資材」 - 金額 175 百万円（税込 193 百万円）
---	------	--

取引 3 及び 4 に記載のとおり、WWB と F 社は、同日付でほぼ同額の請求書を出し合
い、同日にはほぼ同額の入出金を行った上で、WWBにおいて F 社からの入金を前受金とし
て計上した。その後、取引 7 のとおり、売電開始後の 2021 年 9 月に、改めて F 社に対
して 175 百万円を売上として計上した上で、当該前受金を消去する処理を行ったが、こ
れは太陽光資材に関する有償支給取引に該当するものであったため、本来は売上計上
することができないものであった。

そのため、これらの処理に関しても、前回調査を受けた本件訂正により、2024 年 3 月
14 日付けの過年度訂正報告書において連結上の売上を取り消す修正を行っている。

イ 有償支給取引に関する認識

河口湖案件に関しては、以下の理由から、WWB 等において、少なくとも WWB による部
材等販売が有償支給取引に該当することを認識し得る状況にあったと評価される。

すなわち、まず、Abalance 経理担当者については、取引 4④において、WWB から F 社
に対して発行された太陽光資材に係る請求書に基づき F 社から受領した 193 百万円に
ついて、会計システムにプロジェクトコード「Z00002 河口湖」を入力した上で前受金
として計上した（このプロジェクトコードは河口湖案件のために使用しているもので
ある）。その後、取引 7 において、F 社に対して「山梨県発電所 太陽光資材（河口湖）」
の売上 175 百万円（税込 193 百万円）を計上するとともに、それに対応する処理と
して、上記取引 4④において「Z00002 河口湖」とタグ付けした前受金を消去している。こ
のように、Abalance 経理担当者としては、WWB から F 社に対する太陽光資材の販売が、
河口湖案件に関するものであることを前提とした会計処理を行っていることに鑑みると、
WWB から F 社に対する当該太陽光資材の販売が有償支給取引に該当することを認識
していたのは明らかである。

次に、WWB 等の経営陣の認識可能性を検討する。すなわち、「2020 年 11 月 2 日付け
WWB 河口湖太陽光発電所フルターンキー契約書」においては、請負代金額が 390 百万円
とされており、有償支給でない場合と比較して際立って高額になっていることを認識
していたと考えられる。また、取引 7 に関する粗利表（「2109 粗利表」）においては、
①「受注番号 16-11-151、山梨県発電所 太陽光資材（河口湖）、売上金額 175 百万円、
売上原価 88 百万円」と記載されており、「河口湖」であることが明記されていること、
②売上原価 88 百万円の集計シートでは、河口湖太陽光発電所のプロジェクトコードで
ある「Z00002」で集計されており、「河口湖」であることも明記されていることからす
ると、上記取引が河口湖案件の有償支給取引であると気が付くことは可能かつ容易で

あった。しかも、この粗利表については、毎月作成されており、経営陣も目を通していたと認められるところ、売上 175 百万円、粗利 86 百万円は、売上金額総額 573 百万円の 30.5%、粗利総額 175 百万円の 49% を占めており、重要性が高い目立ったものとなっていた。そうすると、Abalance 経理部のみならず WWB 等の経営陣も、上記取引が河口湖案件の有償支給取引であると認識し得る状況にあったと評価するのが相当である。

ウ 不正の程度（悪質性）

河口湖案件において訂正対象となった売上については、有償支給取引であることを認識し得る状況にあったにもかかわらず、売上計上したものと評価する。

すなわち、河口湖案件においては、取引 3 及び 4 に記載のとおり、同日付けでほぼ同額の請求書を出し合い、同じ日にはほぼ同額の入出金を行っており、WWB 及び F 社にとつては、実質的な入出金がゼロの状態にもかかわらず、(後付けで) WWB において売上計上をした。また、取引 2 に係る「注文書」、取引 8 に係る「納品書」、取引 9 に係る「納品確認書」には、「山梨県発電所 太陽光資材」175 百万円とあるのみで、品目・品番・数量等が一切記載されておらず、また、「注文書」及び「納品確認書」は日付が空欄であり、通常の物販売上の証票としては内容が不十分である。これは「山梨県発電所」が河口湖案件であるという共通認識があったか、あるいは後付けで形式を整えるためだけに作成された可能性を示している。

(3) 神栖案件

ア 主要な取引及び会計処理

茨城県神栖市太陽光発電所の案件（以下「神栖案件」という。）に関する主要な取引及び本件訂正前の会計処理は以下のとおりであった。

取引	日付	内容（特に記載がない限り主語は WWB）
1	2021 年 12 月 13 日	<p>(1) H 社と「工事請負契約書」を締結（2021 年 12 月 15 日決裁）</p> <ul style="list-style-type: none">- 工事名は「茨城県神栖市太陽光発電所」- 請負代金は 42 百万円（税込）- 着手日 2022 年 1 月 5 日、完成予定 2022 年 5 月 31 日 <p>(2) 上記(1)と請負代金の金額のみ異なる「工事請負契約書」（2022 年 11 月 9 日決裁）</p> <ul style="list-style-type: none">- 請負代金は 137 百万円（税込）- 上記(1)との金額の差額 86 百万円（税抜）は下記取引 2、7 及び 8 に関する売上金額と一致する <ul style="list-style-type: none">• (1)は無償支給取引の場合の契約書であり、(2)是有償支給

		取引の場合の契約書であることが認められる
2	日付空欄	<ul style="list-style-type: none"> ・H社から「太陽光発電設備 機器一式」に関する注文書を入手 - 件名は「茨城県案件①部材」 - 金額 86 百万円（税込 95 百万円） - 内訳は下記 7 品目となっている（項目別の金額は記載なし。） <ul style="list-style-type: none"> 太陽光モジュール アルミ架台 パワーコンディショナー キュービクル 監視システム 外周フェンス（門扉込） その他機器（備品・消耗品等含む）
3	2022 年 2 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・(借方) 未成工事支出金 (貸方) 買掛金 (注) という仕訳を 2 本計上（金額 28 百万円と 9 百万円） - 未成工事支出金にはプロジェクトコード「Z000012 神栖」のタグ付け (注) 借方科目は以下のルールとなっている ・自社開発発電所案件に関する仕入の場合、売上に紐づかなかったため、プロジェクトコードタグ付けの上「未成工事支出金」として計上（外注先に無償支給する場合の支給品の仕入も含む。） ・売上取引に関する仕入の場合、「仕入高」として計上（外注先に有償支給する場合の支給品の仕入も含む。）
4	2022 年 3 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・(借方) 未成工事支出金 (貸方) 買掛金 という仕訳を計上（金額 5 百万円） - 未成工事支出金にはプロジェクトコード「Z000012 神栖」のタグ付け
5	2022 年 7 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・(借方) 未成工事支出金 (貸方) 買掛金 という仕訳を計上（金額 9 百万円） - 未成工事支出金にはプロジェクトコード「Z000012 神栖」のタグ付け
6	2022 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取引 3 から 5 で計上されたプロジェクトコード「Z000012 神栖」のタグ付け未成工事支出金を、仕入高に修正する仕訳を 4 本計上（総額 53 百万円）し、摘要欄に「茨城案件」である旨を明記 (借方) 仕入高 (貸方) 未成工事支出金 ・会計システム添付証憑においても、神栖案件の証憑であることが明記されている
7	日付空欄	<ul style="list-style-type: none"> ・H社から「太陽光発電設備 機器一式」の納品確認書を入手 - 件名は「茨城県案件①部材」 - 金額 86 百万円 - 内訳は下記 7 品目となっている（項目別の金額は記載なし。） <ul style="list-style-type: none"> 太陽光モジュール アルミ架台 パワーコンディショナー キュービクル 監視システム 外周フェンス（門扉込） その他機器（備品・消耗品等含む。） ・なお、納品書は確認できなかった
8	2022 年	・H社に対し「茨城県案件①」の売上 86 百万円（税込 95 百万

	10月31日	円)及び売掛け金95百万円を計上 ・売上原価は仕入諸経費(海外仕入分)を含めて54百万円、粗利32百万円(「2210粗利表」より。)
9	2023年6月30日	・上記取引8で計上したH社への売掛け金95百万円を、プロジェクトコード「Z000012神栖」のタグ付けがされた未成工事支出金に振り替えることで消去 (借方)未成工事支出金 (貸方) 売掛け金
10	2023年12月	・売電開始

WWBは、取引1及び8の記載のとおり、無償支給取引として取り扱っていた取引をあえて有償支給取引に変更した上で、H社に対して2022年10月に有償支給取引に係る売上を86百万円計上したが、これは本来は売上計上することができないものであった。

そのため、これらの処理に関しても、大和大衡案件と同様に、前回調査を受けた本件訂正により、2024年3月14日付で過年度訂正報告書において連結上の売上を取り消す修正を行っている。

イ 有償支給取引に関する認識

神栖案件に関しては、以下の理由から、WWB等において、少なくともWWBによる部材等販売が有償支給取引に該当することを認識し得る状況にあったと評価される。

すなわち、まず、取引1のとおり、神栖案件に関する同日付けの工事請負契約書が2つあり、その違いは請負金額のみで差額が取引8により計上された86百万円と同額となっている。この契約書の相違に関しては、関係者へのヒアリングによれば、WWBが、無償支給取引の場合の契約書として取り扱っていたものを、後付で有償支給取引の場合の契約書に変更しているとの供述が得られている。

まず、Abalance経理担当者においては、取引8において、H社に対する売上86百万円(税込95百万円)を計上する際、「2210粗利表」を作成する前提として、「20221031_WWB売上_(10月売上)」において、当該売上が「茨城県案件①(神栖)」についてのものであると記載されていることをあらかじめ把握し確認していたと考えるのが、粗利表の作成プロセスに鑑みると合理的である。また、取引6において、会計システム上「Z000012神栖」(このプロジェクトコードは神栖案件のために使用しているものである。)とタグ付けされている未成工事支出金(総額53百万円)を仕入高に振り替え、摘要欄に「茨城案件」と明記していることから、神栖案件で利用するための仕入を後に「茨城案件」に変更したと考えられる。

なお、WWBは、支給品を仕入れたときに無償支給の場合は「未成工事支出金」勘定を用い、有償支給の場合は売上に対応する勘定として「仕入」勘定を使用していたため、この勘定科目の変更は無償支給から有償支給への変更に伴うものと考えられる。そして、「2210粗利表」においてH社に対する「茨城県案件①」の売上86百万円(税込95百万円、売上原価54百万円)を計上する際に、茨城案件と摘要欄に記載された仕入、

計 53 百万円及び仕入諸経費を加えた総額 54 百万円を売上原価として紐づけていることから、Abalance 経理担当者としては、茨城案件①は神栖案件のことであるとし、当該 H 社に対する売上が有償支給取引に該当することを認識していた可能性が極めて高い。

また、WWB 等の経営陣の認識可能性を検討する。「2022 年 11 月 9 日付け工事請負契約書」においては、請負代金額が 137 百万円とされており、有償支給取引でない場合と比較して際立って高額になっていることは認識していたと考えられる。また、神栖案件に関する粗利表（「2210 粗利表」）によると、他の物販売上の受注番号は「XX-XX-XXX」となっているのに対し、本件のみ「2210-171」となっており、付番ルールが異なっていることからすると、本件が物販売上ではなく発電所の開発案件であり有償支給取引が含まれるものであると気が付く余地があった。また、同粗利表においては、本売上 86 百万円、粗利 32 百万円とされており、これらは、「2210 粗利表」の売上金額総額 413 百万円の 20.9%、粗利総額 132 百万円の 24.3% を占めていたほか、上記のとおり、売上明細（「20221031_WWB 売上_(10 月売上)」）において、当該売上が「茨城県案件①（神栖）」についてのものであると記載されていた。そして、粗利表及び売上明細については、毎月作成されており、WWB 等の経営陣も目を通していたと認められることからすると、Abalance 経理部のみならず WWB 等の経営陣も、上記取引が神栖案件の有償支給取引であると認識し得る状況にあったと評価するのが相当である。

ウ 不正の程度（悪質性）

神栖案件において訂正対象となった売上については、少なくとも有償支給取引であることを認識し得る状況にあったにもかかわらず、売上計上したものと評価する。

加えて、取引 1 に記載のとおり、無償支給取引の場合の契約書であったものを売上計上後に有償支給取引の場合の契約書に修正しているほか、取引 9 に記載のとおり、H 社への売掛金 95 百万円を入金実績がないまま神栖案件の未成工事支出金に振り替えることで消去している。これらにより、神栖案件については、無償支給取引であったものを、売上計上するために事後的に有償支給取引に変更した可能性が高い。また、取引 2 に係る「注文書」には、「茨城県案件①部材 太陽光発電設備機器一式 86 百万円」とあり、「・太陽光モジュール、・アルミ架台、・パワーコンディショナー、（以下略）」と品目名があるのみで品番・数量等は記載されておらず、この「注文書」を基に発注することはできず、通常の物販売上の証票としては内容が不十分であり、これは「茨城県案件①」が神栖案件であるという共通認識があったか、あるいは後付けで形式を整えるためだけに作成された可能性がある。

(4) 蔵波案件

ア 主要な取引及び会計処理

WWB 蔵波太陽光発電所の案件（以下「蔵波案件」という。）に関する主要な取引及び本件訂正前の会計処理は以下のとおりであった。

取引	日付	内容（特に記載がない限り主語はWWB）
1	2021年 6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・G社と「WWB 蔵波太陽光発電所フルターンキー契約書」を締結 <ul style="list-style-type: none"> - 請負代金は238百万円（税抜） - 請負代金の内訳は、資材関係代金112百万円、その他代金 - 着手日2021年6月28日、完成予定2022年1月末日
2	2021年 8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・G社から124百万円をB金融機関木更津支店の口座にて受領し、仮払金（管理番号AA-35689）として計上 ・G社にA金融機関築地支店の口座から124百万円を支払、上記で計上した仮払金（管理番号AA-35689）と会計処理上相殺
3	2021年 11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・G社から下記品目に関する注文書を入手 <ul style="list-style-type: none"> - 件名は「千葉案件部材」（WWB内における受注番号2209-143） - 金額182百万円（税込201百万円） - 内訳は下記7品目となっている（項目別の金額は記載なし。） <ul style="list-style-type: none"> 太陽光モジュール アルミ架台 パワーコンディショナー キュービクル 監視システム 外周フェンス（門扉込） その他機器（備品・消耗品等含む。）
4	2021年8月～ 2022年5月	<ul style="list-style-type: none"> ・G社から蔵波案件の請求書を入手（請求月の翌月に全額支払） <ul style="list-style-type: none"> - 件名（品名）は「群馬千葉県袖ヶ浦市蔵波高圧発電所建設工事出来高」又は「千葉県袖ヶ浦市蔵波高圧発電所建設工事出来高」 - 2021年 <ul style="list-style-type: none"> 8月分 建設工事出来高 8百万円（税抜） 9月分 建設工事出来高 5百万円（税抜） 10月分 建設工事出来高 2百万円（税抜） 11月分 建設工事出来高 7百万円（税抜） 12月分 建設工事出来高 8百万円（税抜） - 2022年 <ul style="list-style-type: none"> 1月分 建設工事出来高 17百万円（税抜） 2月分 建設工事出来高 3百万円（税抜） 5月分 建設工事出来高 3百万円（税抜） ・上記2021年8月分から2022年5月分までの出来高請求合計金額（56百万円）と、取引3に記載の注文書の金額182百万円との合計値が「WWB 蔵波太陽光発電所フルターンキー」

		契約書」の請負代金 238 百万円と一致する
5	2022 年 3 月 31 日	・売電開始
6	2022 年 8 月 5 日及び 9 月 1 日	・G 社から蔵波案件の請求書（件名（品名）は「袖ヶ浦市蔵波 高圧発電所 残代金」）を入手し、2022 年 9 月 1 日に支払 - 2022 年 8 月 5 日 請求残代金 77 百万円（税込） - 2022 年 9 月 1 日 支払 77 百万円（税込）
7	2022 年 9 月 1 日	・G 社に対し「千葉案件部材」の売上 182 百万円（税込 201 百 万円）及び売掛金 201 百万円を計上 ・売上原価は 55 百万円、粗利 127 百万円、粗利率 69.61% （「2209 粗利表」より）
8	2022 年 9 月 1 日	・G 社から、取引 7 で計上された売掛金 201 百万円のうち 77 百万円を A 金融機関築地支店の口座にて受領（未回収売掛 金残高 124 百万円） - 同受領額は、取引 6 に記載した 2022 年 8 月 5 日において G 社から請求され、2022 年 9 月 1 日に支払済みの 77 百 万円と一致する
9	2022 年 9 月 20 日	・G 社に「太陽光発電設 備機器一式」の納品書を発行 - 件名は「千葉案件部材」 - 金額記載なし - 内訳は下記 7 品目となっている。 太陽光モジュール アルミ架台 パワーコンディショナー キュービクル 監視システム 外周フェンス（門扉込） その他機器（備品・消耗品等含む。）
10	2022 年 9 月 20 日	・G 社から「太陽光発電設備 機器一式」の納品確認書を入手 - 件名は「千葉案件部材」 - 金額記載なし - 内訳は下記 7 品目となっている。 太陽光モジュール アルミ架台 パワーコンディショナー キュービクル 監視システム 外周フェンス（門扉込） その他機器（備品・消耗品等含む。）
11	2023 年 6 月 30 日	・G 社に対する 2023 年 6 月 30 日時点での未回収の売掛金 124 百万円を機械装置勘定に振替

WWB は、取引 7 の記載のとおり、2022 年 9 月に 182 百万円を売上として計上したが、これは、「20220930_WWB 売上_(9 月売上)」における「千葉案件（蔵波）」との記載からすれば、蔵波案件に関する部材供給であると認められ、有償支給取引に該当することから、本来は売上計上することができないものであった。

そのため、かかる処理に関しても、前回調査を受けた本件訂正により、2024 年 3 月 14 日付けで過年度訂正報告書において連結上の売上を取り消す修正を行っている。

イ 有償支給取引に関する認識

蔵波案件に関しては、以下の理由から、WWB 等において、少なくとも WWB による部材等販売が有償支給取引に該当することを気付くことができる状況にあったと評価される。

まず、Abalance の経理担当者については、取引 7 において、G 社に対する売上 182 百万円（税込 201 百万円）を計上する際、「2209 粗利表」を作成する前提として、「20220930_WWB 売上_(9 月売上)」において、当該売上が「千葉案件（蔵波）」についてのものであると記載されていることは認識していたと考えるのが、粗利表の作成プロセスに鑑みると合理的である。

次に、WWB 等の経営陣の認識可能性について検討する。

まず「2021 年 6 月 25 日付け WWB 蔵波太陽光発電所フルターンキー契約書」においては、請負代金額が 238 百万円とされており、有償支給取引を含まない場合と比較して際立って高額になっている。このような価格設定の利益率の相違は容易に把握し得るものである。

また、蔵波案件に関する粗利表（「2209 粗利表」）によると、他の物販売上の受注番号は「XX-XX-XXX」となっているのに対し、本件のみ「2209-143」となっており、付番ルールについて異なる取扱いがされていた。受注番号体系に例外的な付番が行われる場合には、その取引が物販売とは異質のものであることが一般的であることから、本件においても、例えば発電所の開発案件であり有償支給取引に該当するものであるなど、特別の性質を有する可能性を認識し得る状況にあったといえる。

さらに、同粗利表によると、本売上 182 百万円、粗利 127 百万円とされ、これらは、同粗利表の売上金額総額 528 百万円の 34.6%、粗利総額 253 百万円の 50.3% を占めていた。このように単一案件として極めて高い比率を占めていることは、経営陣が経営過程において注意を向ける契機となるのが一般的である。加えて、売上明細（「20220930_WWB 売上_(9 月売上)」）においても、当該売上が「千葉案件（蔵波）」に係るものである旨の記載が存在していた。

粗利表及び売上明細はいずれも毎月作成されており、WWB 等の経営陣もこれらに目を通して認められることからすると、Abalance 経理部のみならず WWB 等の経営陣も、上記取引が蔵波案件の有償支給取引であると気が付くことができる状況にあったと評価するのが相当である。

ウ 不正の程度（悪質性）

蔵波案件において訂正対象となった売上については、有償支給取引であると気が付くことができる状況にあったにもかかわらず、売上計上したものと評価する。

蔵波案件においては、取引 2 に記載のとおり、2021 年 8 月 6 日に WWB 及び G 社において、注文書、請求書を発行する前に同日に同額（124 百万円）の入出金を行っている。そして、取引 3 に記載のとおり、2021 年 11 月 1 日に G 社から注文書（金額 201 百万円）を受領した。当該注文書は取引 2 での入金額とは異なる金額（差額は 77 百万円）となっている。その後取引 6 に記載のとおり、G 社から WWB に対し蔵波案件に関する請求書（金額 77 百万円）が発行され、2022 年 9 月 1 日に支払っている。WWB では取引 7 及び取引 8 に記載のとおり、2022 年 9 月 1 日付けで 182 百万円（税込 201 百万円）の売上及び売掛金を計上、同日売掛金残高 201 百万円のうち、77 百万円の入金があった。2022 年 9 月 20 日に WWB は G 社に対して納品書を発行し、同日で G 社は WWB に対し納品確認書を発行している。

さらにその後、取引 11 に記載のとおり、2023 年 6 月 30 日時点における G 社に対する未回収売掛金 124 百万円を機械装置勘定に振り替えている。これを取引 7 の会計処理における科目修正として太陽光発電設備（機械装置）に振り替える行為は、取引実態の否定につながる、つまり、未回収債権を固定資産の取得原価に組み入れるという会計処理は、当該売掛金が実質的に売買取引の対価ではなく、固定資産を取得するための架空の資金移動であったことを強く示唆するものと考えざるを得ない。

2021 年 8 月 6 日、2022 年 9 月 1 日にわたり同額（201 百万円）の入出金を行っており、WWB 及び G 社にとっては、実質的な入出金がゼロの状態にもかかわらず、WWB において売上計上をした。また、「注文書」、「請求書」、「納品書」及び「納品確認書」には、「千葉案件部材」として内訳となる製品名は記載されているが、具体的な品番・数量・各製品の単価等が一切記載されておらず、通常の物販売上の証票としては内容が不十分で不自然なものであり、これは「千葉案件部材」が蔵波案件であるという共通認識があったか、あるいは後付けで形式を整えるためだけに作成された可能性がある。

(5) 大波案件

ア 主要な取引及び会計処理

福島市大波芽久保ソーラー第一発電所・第二発電所の案件（以下「大波案件」という。）に関する主要な取引及び本件訂正前の会計処理は以下のとおりであった。

取引	日付	内容（特に記載がない限り主語は WWB）
1	2020 年 2 月 26 日	(1) A 社と「福島市大波芽久保ソーラー第一発電所・第二発電所フルターンキー契約書」を締結（2020 年 2 月 26 日決裁） <ul style="list-style-type: none"> - 請負代金は 750 百万円（税込） - 着手日 2020 年 2 月 28 日、完成予定 2021 年 6 月 30 日 (2) 上記(1)と請負代金の金額等が異なる契約書（決裁日不

		<p>明)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 請負代金は 1,180 百万円（税込） - 請負代金の内訳は、パネル関係代金（A 社におけるパネル調達に基づいて分割して支払う代金）430 百万円、その他代金（出来高に合わせて分割して支払う代金）750 百万円 - なお、パネル関係代金は 279 百万円（2020 年 2 月 28 日）と 151 百万円（2020 年 11 月末締め翌月営業日末払い）に分割して支払うこととされている <p>・(1)は無償支給取引の場合の契約書であり、(2)是有償支給取引の場合の契約書であることが認められる</p>
2	2020 年 2 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・A 社から 188 百万円を C 金融機関の口座にて受領し、前受金として計上 ・A 社に対し、D 金融機関の口座から 188 百万円を支払い、未成工事支出金として計上 ・いずれも請求書等は確認できなかった
3	2020 年 2 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・A 社から 166 百万円を C 金融機関の口座にて受領し、前受金として計上 ・A 社に対し、A 金融機関の口座から 166 百万円を支払い、未成工事支出金として計上 ・いずれも請求書等は確認できなかった
4	2020 年 3 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・A 社に対し、取引 1(1)の請負代金・(2)のその他代金 750 百万円の 10%相当である 75 百万円を支払い、未成工事支出金として計上 ・同金額は取引 2 及び 3 の 2020 年 2 月 27 日及び 2020 年 2 月 28 日に A 社から受領した金額（188 百万円 +166 百万円 =354 百万円）と取引 1(2)に記載されているパネル関係代金 279 百万円との差額と一致 ・当該支払に関する請求書等は確認できなかった
5	2020 年 6 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・取引 2 及び 3 において計上した前受金と未成工事支出金を決算整理仕訳（修正戻し仕訳）として会計上相殺 ・2020 年 2 月度の月次決算においては、入出金の事実に基づき前受金及び未成工事支出金を計上したが、2020 年 6 月期の決算作業において、当該資金は WWB を単に経由したにすぎず、実質的な債権・債務が WWB に帰属しないと判断し、2020 年 2 月に計上した各勘定科目について、会計上相殺したもの
6	日付空欄	<p>① A 社から「パネル<2,394kW 相当>」に関する注文書を入手（WWB 内における受注番号 16-12-001）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 件名は「福島市パネル案件①」 - 金額 64 百万円（税込 70 百万円） <p>② A 社から「パネル<2,734.2kW 相当>」に関する注文書を入手（WWB 内における受注番号 16-12-001-2）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 件名は「福島市パネル案件②」 - 金額 73 百万円（税込 80 百万円）
7	2020 年 11 月 30 日	<p>① A 社から「福島市大波芽久保ソーラー第一発電所パネル代金<2,394kW 相当>」に関する 64 百万円（税込 70 百万円）の請求書を受領（支払期日は 2020 年 12 月 25 日）</p> <p>② なお、A 社からの「福島市大波芽久保ソーラー第二発電所パネル代金<2,734.2kW 相当>」に関する 73 百万円（税込 80 百万円）の請求書は確認できなかった</p>
8	2020 年 11 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・取引 7 の①及び②について、以下の仕訳を計上 (借方) 未成工事支出金 (貸方) 買掛金
9	2020 年	① A 社に対し、「パネル<2,394kW 相当>」に関する請求書

	12月1日	を発行 - 件名は「福島市パネル案件①」 - 金額 64 百万円（税込 70 百万円） ② A 社に対し、「パネル<2,734.2kW 相当>」に関する請求書を発行 - 件名は「福島市パネル案件②」 - 金額 73 百万円（税込 80 百万円）
10	2020年 12月25日	① A 社から、取引 9 の①②の請求に基づき、A 金融機関築地支店の口座にて 151 百万円を受領し、前受金として計上 ② A 社に対し、取引 7 の①の請求に基づき、A 金融機関築地支店の口座から 70 百万円を支払った ③ A 社に対し、D 金融機関本店の口座から 80 百万円を支払った
11	2021年6月	・売電開始
12	2021年 8月1日	① A 社に対し「福島市パネル案件①」の売上 64 百万円（税込 70 百万円）計上（取引 10①にて計上した前受金 151 百万円のうち、福島市パネル案件①の前受金 64 百万円（税込 70 百万円）を売上に振替。） - 売上原価は 61 百万円、粗利 2 百万円、粗利率 4.25%（「2108 粗利表」より。）
13	2021年 8月17日	① A 社に「パネル<2,394kW 相当>」の納品書を発行 件名は「福島市パネル案件①」 - 金額記載なし
14	2021年 9月1日	② A 社に対し「福島市パネル案件②」の売上 73 百万円（税込 80 百万円）計上（取引 10①にて計上した前受金 151 百万円のうち、福島市パネル案件②の前受金 73 百万円（税込 80 百万円）を売上に振替。） - 売上原価は 61 百万円、粗利 11 百万円、粗利率 15.3%（「2109 粗利表」より。）
15	2021年 9月16日	② A 社に「パネル<2,734.2kW 相当>」の納品書を発行 件名は「福島市パネル案件②」 - 金額記載なし
16	日付空欄	① A 社から「パネル<2,734.2kW 相当>」の納品確認書を入手 - 件名は「福島市パネル案件②」 - 金額記載なし ② なお、「パネル<2,394kW 相当>」の納品確認書は確認できなかった

WWB は、取引 1 に記載のとおり、無償支給取引として取り扱っていたパネル関係取引をあえて有償支給取引に変更するとともに、第 1 回目のパネル関係取引である取引 2 及び取引 3 に記載の取引を実行した。WWB と A 社は、両社間で 2020 年 2 月 27 日に 188 百万円、2020 年 2 月 28 日に 166 百万円の同額の入出金（合計 354 百万円）取引を行ったが、取引 1(2) の契約書に記載されている 2020 年 2 月 28 日支払分のパネル関係代金 279 百万円との間で、75 百万円（取引 1(1) の請負金額・(2) のその他代金 750 百万円の 10% 相当の金額。）の差額が発生していた。

取引 4 に記載のとおり、2020 年 3 月 13 日に、WWB は A 社に対し 75 百万円を支払っているところ、Abalance 経理部によれば、「A 社から 279 百万円收受すべきところ、354 百万円の入金があり、75 百万円の過入金であったため、2020 年 3 月 13 日に A 社へ返

還しております」とのことである（なお、WWBにおいては、会計処理上、前受金の返還ではなく未成工事支出金として計上した。）。2020年6月期末において2020年2月27日及び2020年2月28日の資金の354百万円の入出金取引は会計上相殺されているところ、これは、実質的な債権・債務がWWBに帰属しないと判断したことによるものと推認される。

他方、第2回目のパネル関係取引である取引12及び取引14に記載の2021年8月に64百万円、2021年9月に73百万円の同額の入出金取引については売上として計上したが、本来は売上計上することができないものであった。

そのため、これらの処理に関しても、大和大衡案件と同様に、前回調査を受けた本件訂正により、2024年3月14日付けで過年度訂正報告書において連結上の売上を取り消す修正を行っている。

イ 有償支給取引に関する認識

大波案件に関しては、以下の理由から、WWB等においては、少なくともWWBによる部材等販売が有償支給取引に該当することに気付き得る状況にあったと評価される。

まず、取引1のとおり、大波案件に関する同日付けのフルターンキー契約書が2つ存在する。この契約書の相違に関しては、関係者へのヒアリングによれば、WWBが、無償支給取引として取り扱っていた取引を、後付けで有償支給取引へ変更したとの供述が得られている。この事実は、通常の契約プロセスに基づくものではなく、意図的に変更を加えたことを示すものである。

また、「2020年2月26日付け福島市大波芽久保ソーラー第一発電所・第二発電所フルターンキー契約書」においては、請負代金額が1,180百万円とされており、有償支給取引でない場合と比較して際立って高額であり、経営陣及び経理担当者が通常の資料として目を通す段階で容易に認識し得る性質のものである。

そして、大波案件に関する粗利表（「2108 粗利表」及び「2109 粗利表」）によると、福島市パネル案件①（2021年8月売上計上分）の取引に関わる売上61百万円、粗利2百万円、福島市パネル案件②（2021年9月売上計上分）の取引に関わる売上73百万円、粗利11百万円となっている。これらの各月の売上金総額、粗利総額に占める割合は他の本各案件に比べると大きくはないものの、2021年8月と2021年9月の2か月連続で具体的な製品名も記載されておらず、内容確認の必要性が高い取引が計上されていたことになるところ、このような製品名の基本情報が欠落した売上計上は、通常内部統制上も経営陣及び管理部門（経理担当者）が確認すべき重要なシグナルである。

これらを踏まえると、WWB等の経営陣及びAbalance 経理担当者において、これら取引が大波案件における有償支給取引であると気付き得る状況にあったと評価するのが相当である。

ウ 不正の程度（悪質性）

大波案件において訂正対象となった売上については、有償支給取引であると気付き得る状況にあったにもかかわらず、売上計上したものと評価する。

さらに、大波案件においては、取引 1 に記載のとおり、無償支給取引から有償支給取引に変更している。2020 年 2 月 27 日から 2020 年 2 月 28 日にかけて取引 2、取引 3、取引 5 に関して、WWB と A 社間で、同じ日に同額の入出金を行っており、WWB において、支払額を未成工事支出金、入金額を前受金で計上している。WWB と A 社にとっては、実質的な入出金がゼロの状態である。2020 年 6 月の決算時において他の取引とは異なり、売上に計上せず、入出金時に計上した前受金及び未成工事支出金の取消し処理を行っている。

取引 10 に記載のとおり、2020 年 12 月 25 日には、同日に同額の入出金を行っており、WWB 及び A 社にとっては、実質的な入出金がゼロの状態にもかかわらず、WWB において売上計上をした。また、取引 6 に係る「注文書」及び取引 7 に係る「請求書」には、件名、製品名及び数量 (kW 相当) 金額の記載はあるが、具体的な製品名や品番・パネル数・各製品の単価等が一切記載されておらず、開示された「納品書」には日付の記載があるものの、「納品確認書」には日付が記載されていない。通常の物販売上の証票としては内容が不十分であり、これは「福島市パネル案件①、②」が大波案件であるという共通認識があったか、あるいは後付けで形式を整えるためだけに作成された可能性がある。

(6) 田野案件

ア 主要な取引及び会計処理

宮崎田野ソーラーリゾート I 工区の案件（以下「田野案件」という。）に関する主要な取引及び本件訂正前の会計処理は以下のとおりであった。

取引	日付	内容（特に記載がない限り主語は WWB）
1	2022 年 6 月 1 日	<ul style="list-style-type: none">・ J 社と「工事請負契約書」を締結<ul style="list-style-type: none">- 工事名は「宮崎田野ソーラーリゾート 1 工区」- 請負代金は 191 百万円（税込）- 請負代金の内訳は、資材 144 百万円、設置工事 47 百万円- 着手日 2022 年 6 月 1 日、完成予定 2022 年 12 月 28 日
2	日付空欄	<ul style="list-style-type: none">・ J 社からの「太陽光発電設備 部材」に関する注文書が存在（ただし、注文書の発行会社名は空欄。）<ul style="list-style-type: none">- 件名は「宮崎案件部材」- 金額 130 百万円（税込 144 百万円）

		<ul style="list-style-type: none"> - 内訳は以下の 5 項目となっている。 <table border="0"> <tr><td>太陽光モジュール</td><td>55 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>アルミ架台</td><td>39 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>パワーコンディショナー</td><td>23 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>SmartACBox</td><td>6 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>フェンス</td><td>4 百万円 (税抜)</td></tr> </table> 	太陽光モジュール	55 百万円 (税抜)	アルミ架台	39 百万円 (税抜)	パワーコンディショナー	23 百万円 (税抜)	SmartACBox	6 百万円 (税抜)	フェンス	4 百万円 (税抜)																																						
太陽光モジュール	55 百万円 (税抜)																																																	
アルミ架台	39 百万円 (税抜)																																																	
パワーコンディショナー	23 百万円 (税抜)																																																	
SmartACBox	6 百万円 (税抜)																																																	
フェンス	4 百万円 (税抜)																																																	
3	2022 年 5 月～ 2023 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・J 社から田野案件の請求書及び建設工事出来高表を入手（請求月の翌月に全額支払） - 件名は「宮崎田野ソーラーリゾート 1 工区」 - 2022 年 <table border="0"> <tr><td>5 月分</td><td>建設工事出来高表より</td><td>14 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>9 月分</td><td>建設工事出来高表より</td><td>2 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>10 月分</td><td>建設工事出来高表より</td><td>3 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>11 月分</td><td>建設工事出来高表より</td><td>2 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>12 月分</td><td>建設工事出来高表より</td><td>4 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>12 月分</td><td>田野部材（取引 4 参照）</td><td>130 百万円 (税抜)</td></tr> </table> - 2023 年 <table border="0"> <tr><td>1 月分</td><td>建設工事出来高表より</td><td>0.3 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>4 月分</td><td>建設工事出来高表より</td><td>4 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>5 月分</td><td>建設工事出来高表より</td><td>4 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>5 月分</td><td>建設工事追加工事分</td><td>3 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>6 月分</td><td>建設工事出来高表より</td><td>2 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>6 月分</td><td>建設工事追加工事分</td><td>8 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>9 月分</td><td>建設工事出来高表より</td><td>2 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>10 月分</td><td>建設工事出来高表より</td><td>0.6 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>11 月分</td><td>建設工事出来高表より</td><td>0.3 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>12 月分</td><td>建設工事出来高表より</td><td>0.4 百万円 (税抜)</td></tr> </table> 	5 月分	建設工事出来高表より	14 百万円 (税抜)	9 月分	建設工事出来高表より	2 百万円 (税抜)	10 月分	建設工事出来高表より	3 百万円 (税抜)	11 月分	建設工事出来高表より	2 百万円 (税抜)	12 月分	建設工事出来高表より	4 百万円 (税抜)	12 月分	田野部材（取引 4 参照）	130 百万円 (税抜)	1 月分	建設工事出来高表より	0.3 百万円 (税抜)	4 月分	建設工事出来高表より	4 百万円 (税抜)	5 月分	建設工事出来高表より	4 百万円 (税抜)	5 月分	建設工事追加工事分	3 百万円 (税抜)	6 月分	建設工事出来高表より	2 百万円 (税抜)	6 月分	建設工事追加工事分	8 百万円 (税抜)	9 月分	建設工事出来高表より	2 百万円 (税抜)	10 月分	建設工事出来高表より	0.6 百万円 (税抜)	11 月分	建設工事出来高表より	0.3 百万円 (税抜)	12 月分	建設工事出来高表より	0.4 百万円 (税抜)
5 月分	建設工事出来高表より	14 百万円 (税抜)																																																
9 月分	建設工事出来高表より	2 百万円 (税抜)																																																
10 月分	建設工事出来高表より	3 百万円 (税抜)																																																
11 月分	建設工事出来高表より	2 百万円 (税抜)																																																
12 月分	建設工事出来高表より	4 百万円 (税抜)																																																
12 月分	田野部材（取引 4 参照）	130 百万円 (税抜)																																																
1 月分	建設工事出来高表より	0.3 百万円 (税抜)																																																
4 月分	建設工事出来高表より	4 百万円 (税抜)																																																
5 月分	建設工事出来高表より	4 百万円 (税抜)																																																
5 月分	建設工事追加工事分	3 百万円 (税抜)																																																
6 月分	建設工事出来高表より	2 百万円 (税抜)																																																
6 月分	建設工事追加工事分	8 百万円 (税抜)																																																
9 月分	建設工事出来高表より	2 百万円 (税抜)																																																
10 月分	建設工事出来高表より	0.6 百万円 (税抜)																																																
11 月分	建設工事出来高表より	0.3 百万円 (税抜)																																																
12 月分	建設工事出来高表より	0.4 百万円 (税抜)																																																
4	2022 年 12 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・J 社から取引 3 の請求書（2022 年 12 月分）の一部として「田野ソーラーリゾート 1 工区（A 材部材 1 式）」に関する 130 百万円（税込 144 百万円）の請求書を入手 - 内訳は以下の 5 項目となっている <table border="0"> <tr><td>パネル</td><td>55 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>架台</td><td>39 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>パワコン</td><td>23 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>smartACBox</td><td>6 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>フェンス</td><td>4 百万円 (税抜)</td></tr> </table> 	パネル	55 百万円 (税抜)	架台	39 百万円 (税抜)	パワコン	23 百万円 (税抜)	smartACBox	6 百万円 (税抜)	フェンス	4 百万円 (税抜)																																						
パネル	55 百万円 (税抜)																																																	
架台	39 百万円 (税抜)																																																	
パワコン	23 百万円 (税抜)																																																	
smartACBox	6 百万円 (税抜)																																																	
フェンス	4 百万円 (税抜)																																																	
5	日付空欄	<ul style="list-style-type: none"> ・J 社に対する「太陽光発電所設備 部材」に関する 130 百万円（税込 144 百万円）の請求書が存在 - 件名は「宮崎案件部材」 - 内訳は以下の 5 項目となっている <table border="0"> <tr><td>太陽光モジュール</td><td>55 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>アルミ架台</td><td>39 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>パワーコンディショナー</td><td>23 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>SmartACBox</td><td>6 百万円 (税抜)</td></tr> <tr><td>フェンス</td><td>4 百万円 (税抜)</td></tr> </table> 	太陽光モジュール	55 百万円 (税抜)	アルミ架台	39 百万円 (税抜)	パワーコンディショナー	23 百万円 (税抜)	SmartACBox	6 百万円 (税抜)	フェンス	4 百万円 (税抜)																																						
太陽光モジュール	55 百万円 (税抜)																																																	
アルミ架台	39 百万円 (税抜)																																																	
パワーコンディショナー	23 百万円 (税抜)																																																	
SmartACBox	6 百万円 (税抜)																																																	
フェンス	4 百万円 (税抜)																																																	
6	2023 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・J 社からの「太陽光発電設備 部材」に関する納品確認書が存在（納品確認書の発行会社名が空欄のものも存在。） - 件名は「宮崎案件部材」 - 金額記載なし - 内訳は以下の 5 項目となっている <table border="0"> <tr><td>太陽光モジュール</td><td></td></tr> <tr><td>アルミ架台</td><td></td></tr> <tr><td>パワーコンディショナー</td><td></td></tr> <tr><td>SmartACBox</td><td></td></tr> </table> 	太陽光モジュール		アルミ架台		パワーコンディショナー		SmartACBox																																									
太陽光モジュール																																																		
アルミ架台																																																		
パワーコンディショナー																																																		
SmartACBox																																																		

		フェンス ・なお、納品書は確認できなかった
7	2023年 1月 31 日	・J社に対し「宮崎案件部材」の売上 130 百万円（税込 144 百万円）及び売掛金 144 百万円を計上 ・売上原価は 91 百万円、粗利 39 百万円、粗利率 30.5%（「2301 粗利表」より。）
8	2023年 1月 31 日及び 2月 1 日	・J社から、A 金融機関築地支店の口座にて 90 百万円と 54 百万円（合計 144 百万円）を受領し、取引 7 で計上した売掛金の回収として計上 ・J社に対し、E 金融機関本店の口座から 148 百万円（うち、取引 3 の田野案件部材取引相当額は 144 百万円）を支払う
9	2023年 6 月	・売電開始

WWB は、取引 7 に記載のとおり、2023 年 1 月に 130 百万円（税込 144 百万円）を売上として計上したが、これは、取引 2・5・6・7 と取引 1・3・4 の金額及び品目の一致又は同質性に鑑みれば、取引 1 の「工事請負契約書」に記載された部材代 130 百万円（税込 144 百万円）に対応する取引であると認められ、有償支給取引に該当するため、本来は売上計上することができないものであった。

そのため、かかる処理に関しても、前回調査を受けた本件訂正により、2024 年 3 月 14 日付けで過年度訂正報告書において連結上の売上を取り消す修正を行っている。

イ 有償支給取引に関する認識

田野案件に関しては、以下の理由から、WWB 等において、少なくとも WWB による部材等販売が有償支給取引に該当することに気付き得る状況にあったと評価される。

まず、Abalance 経理担当者の認識可能性について検討する。

WWB は、J 社から 2022 年 5 月から 2023 年 12 月まで建設工事出来高表が添付された請求書を受領している。2022 年 12 月分は、通常の出来高の請求に加え、田野ソーラーリゾート 1 工区(A 材部材 1 式)分（内訳はいずれも税抜き額でパネル 55 百万円、架台 39 百万円、パワコン 23 百万円、smartACBox6 百万円、フェンス 4 百万円。）として合計 130 百万円の請求書を受け取っている。一方、WWB は日付空欄ではあるが、J 社に対し請求書を発行している。その内訳は、太陽光モジュール 55 百万円、アルミ架台 39 百万円、パワーコンディショナー 23 百万円、smartACBox6 百万円、フェンス 4 百万円と J 社からの請求書の内訳とほぼ同内容（品目名を多少変更しているが内容は同じである。）となっていることから、当該売上が「田野案件」についてのものであることは容易に認識し得る状況にあったと評価される。

次に、WWB 等の経営陣の認識可能性についても検討する。

「2022 年 6 月 1 日付け工事請負契約書」においては、請負代金額が 191 百万円とされており、本取引は、有償支給取引でない場合と比較して際立って高額になっている。また、田野案件に関する粗利表（「2301 粗利表」）によると、売上 130 百万円、粗利 39

百万円は、「2301 粗利表」の売上金額総額 694 百万円の 18.9%、粗利総額 171 百万円の 23.4%を占めており、重要性が高い案件と評価される。粗利表については、毎月作成されており、経営陣も目を通していたと認められるとからすると、経理部のみならず経営陣が通常の資料として目を通す段階で、その重要性や内容の確認の必要性について、容易に認識し得る性質のものといえる。

これらを踏まえると、WWB 等の経営陣において、かかる取引が田野案件における有償支給取引であると気付き得る状況にあったと評価するのが相当である。

ウ 不正の程度（悪質性）

前記のとおり、田野案件において訂正対象となった売上については、有償支給取引であると気付き得る状況にあったにもかかわらず、売上計上したものと評価する。

田野案件においても、取引 8 に記載のとおり、同日付で同額の請求書を出し合い、同じ日に同額の入出金を行っており、WWB 及び J 社にとって、実質的な入出金がゼロの状態にもかかわらず、WWB において売上計上をした。また、取引 2 に係る「注文書」及び取引 6 に係る「納品確認書」には、「宮崎案件部材 太陽光発電設備 部材」、製品名及び各製品の金額の記載はあるが、品番・数量・各製品の単価等の詳細は記載されておらず、また開示された「注文書」及び「請求書」の日付は空欄、「納品書」の発行は確認できないなど、通常の物販売上の証票としては内容が不十分であり、これは「宮崎案件部材」が田野案件であるという共通認識があったか、あるいは後付けで形式を整えるためだけに作成された可能性がある。

(7) 那珂案件

ア 主要な取引及び会計処理

WWB 那珂市太陽光発電所の案件（以下「那珂案件」という。）に関する主要な取引及び本件訂正前の会計処理は以下のとおりであった。

取引	日付	内容（特に記載がない限り主語は WWB）
1	2021 年 9 月 15 日	<ul style="list-style-type: none">・ I 社と「WWB 那珂市太陽光発電所フルターンキー契約書」を締結- 請負代金は 415 百万円（税抜）- 請負代金の内訳は、資材関係代金 248 百万円、その他代金- 着手日 2021 年 9 月 17 日、完成予定 2022 年 3 月 31 日
2	日付空欄	<ul style="list-style-type: none">・ I 社からの「太陽光発電設備 機器一式」に関する注文書が存在（ただし、注文書の発行会社名は空欄。）- 件名は「茨城県案件②部材」

		<ul style="list-style-type: none"> - 金額 248 百万円（税込 273 百万円） - 内訳は下記 7 品目となっている（項目別の金額は記載なし） <ul style="list-style-type: none"> 太陽光モジュール アルミ架台 パワーコンディショナー キュービクル 監視システム 外周フェンス（門扉込） その他機器（備品・消耗品等含む。） 																					
3	2021 年 9 月～ 2022 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> • I 社から那珂案件の請求書を入手（請求月の翌月に全額支払） - 件名は「WWB 那珂市太陽光発電所」 - 2021 年 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">9 月分</td> <td style="width: 60%;">工事出来高分</td> <td style="width: 25%;">6 百万円（税抜）</td> </tr> <tr> <td>9 月分</td> <td>取引 4 参照</td> <td>248 百万円（税抜）</td> </tr> <tr> <td>10 月分</td> <td>工事出来高分</td> <td>26 百万円（税抜）</td> </tr> <tr> <td>11 月分</td> <td>工事出来高分</td> <td>17 百万円（税抜）</td> </tr> <tr> <td>12 月分</td> <td>出来高請求分</td> <td>15 百万円（税抜）</td> </tr> </table> - 2022 年 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 月分</td> <td style="width: 60%;">出来高請求分</td> <td style="width: 25%;">26 百万円（税抜）</td> </tr> <tr> <td>2 月分</td> <td>出来高請求分</td> <td>40 百万円（税抜）</td> </tr> </table> 	9 月分	工事出来高分	6 百万円（税抜）	9 月分	取引 4 参照	248 百万円（税抜）	10 月分	工事出来高分	26 百万円（税抜）	11 月分	工事出来高分	17 百万円（税抜）	12 月分	出来高請求分	15 百万円（税抜）	1 月分	出来高請求分	26 百万円（税抜）	2 月分	出来高請求分	40 百万円（税抜）
9 月分	工事出来高分	6 百万円（税抜）																					
9 月分	取引 4 参照	248 百万円（税抜）																					
10 月分	工事出来高分	26 百万円（税抜）																					
11 月分	工事出来高分	17 百万円（税抜）																					
12 月分	出来高請求分	15 百万円（税抜）																					
1 月分	出来高請求分	26 百万円（税抜）																					
2 月分	出来高請求分	40 百万円（税抜）																					
4	2021 年 9 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> • I 社から取引 3 の請求書（2021 年 9 月分）の一部として「太陽光発電システム機器費」に関する 248 百万円（税込 273 百万円）の請求書を入手 - 内訳の記載はなし 																					
5	2021 年 11 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> • I 社に対し、取引 3 及び 4 の「太陽光発電システム機器費」分の請求に基づき、F 金融機関東京支店の口座から 273 百万円を支払 • I 社から、A 金融機関築地支店の口座にて 273 百万円を受領（273 百万円という金額は、取引 2・7・8・9・10 における各金額（税込）と一致。） 																					
6	2022 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> • 売電開始 																					
7	日付空欄	<ul style="list-style-type: none"> • I 社に対する「太陽光発電設備 機器一式」の納品書が存在 - 件名は「茨城県案件②部材」 - 金額 248 百万円（税込 273 百万円） - 内訳は下記 7 品目となっている（項目別の金額は記載なし。） <ul style="list-style-type: none"> 太陽光モジュール アルミ架台 パワーコンディショナー キュービクル 監視システム 外周フェンス（門扉込） その他機器（備品・消耗品等含む。） 																					
8	日付空欄	<ul style="list-style-type: none"> • I 社に対する「太陽光発電設備 機器一式」の請求書が存在 - 件名は「茨城県案件②部材」 - 金額 248 百万円（税込 273 百万円） - 内訳は下記 7 品目となっている（項目別の金額は記載なし。） <ul style="list-style-type: none"> 太陽光モジュール アルミ架台 パワーコンディショナー キュービクル 																					

		監視システム 外周フェンス（門扉込） その他機器（備品・消耗品等含む。）
9	日付空欄	<ul style="list-style-type: none"> • I社からの「太陽光発電設備 機器一式」の納品確認書が存在（納品確認書の発行会社名が空欄のものも存在。） <ul style="list-style-type: none"> - 件名は「茨城県案件②部材」 - 金額 248 百万円（税込 273 百万円） - 内訳は下記 7 品目となっている（項目別の金額は記載なし。） <ul style="list-style-type: none"> 太陽光モジュール アルミ架台 パワーコンディショナー キューピクル 監視システム 外周フェンス（門扉込） その他機器（備品・消耗品等含む。）
10	2022 年 11 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> • I社に対し「茨城県案件② 部材（那珂）」の売上 248 百万円（税込 273 百万円）計上 • 売上原価は 140 百万円、粗利 108 百万円、粗利率 43.71%（「2211 粗利表」より。）

WWB は、取引 10 記載のとおり、2022 年 11 月に 248 百万円を売上として計上したが、これは、「20221130_WWB 売上_(11 月売上)」における「茨城案件② 部材（那珂）」との記載や「2211 粗利表」における「茨城案件② 部材（那珂）」との記載からすれば、那珂案件に関する部材共有であると認められ、有償支給取引に該当するため、本来は売上計上できないものであった。

そのため、かかる処理に関しても、大和大衡案件と同様に、前回調査を受けた本件訂正により、2024 年 3 月 14 日付けで過年度訂正報告書において連結上の売上を取り消す修正を行っている。

イ 有償支給取引に関する認識

那珂案件に関しては、以下の理由から、WWB 等において、少なくとも WWB による部材等販売が有償支給取引に該当することに気付くことは可能な状況にあったと評価される。

まず、Abalance 経理担当者については、取引 10 において、I社に対する売上 248 百万円（税込 273 百万円）を計上する際、「2211 粗利表」において、当該売上が「茨城案件② 部材（那珂）」についてのものであると記載していることから、当該売上が那珂案件についてのものであり、有償支給取引に該当することを認識していたと考えられる。

次に、WWB 等の経営陣の認識可能性について検討する。

「2021 年 9 月 15 日付け WWB 那珂市太陽光発電所フルターンキー契約書」においては、請負代金額が 415 百万円とされており、有償支給取引でない場合と比較して際立つ

て高額になっている。また、那珂案件に関する粗利表（「2211 粗利表」）によると、前記のとおり、「茨城案件② 部材（那珂）」と那珂案件についての売上であることが記載されているほか、売上 248 百万円、粗利 108 百万円とされており、これらは、「2211 粗利表」の売上金額総額 1,015 百万円の 24.5%、粗利総額 346 百万円の 31.4%を占めていた。

売上明細（「20221130_WWB 売上_(11月売上)」）においても、当該売上が「茨城案件② 部材（那珂）」と那珂案件についてのものであると記載されていた。粗利表及び売上明細については、毎月作成されており、経営陣も目を通していたと認められることからすると、Abalance 経理部のみならず WWB 等の経営陣も、当該取引が那珂案件の有償支給取引であると気が付くことは可能な状況にあったと評価される。

ウ 不正の程度（悪質性）

那珂案件において訂正対象となった売上については、有償支給取引であると気付き得る状況であったにもかかわらず、売上計上したものと評価する。

那珂案件においても、取引 4・5・8 に記載のとおり、同額の請求書を出し合い、同じ日に同額の入出金を行っており、WWB 及び I 社にとって、実質的な入出金がゼロの状態にもかかわらず、WWB において売上計上をした。また、取引 2 に係る「注文書」、取引 7 に係る「納品書」及び取引 9 に係る「納品確認書」には、「茨城県案件②部材 太陽光発電設備 機器一式（製品名の記載あり）248 百万円」の旨の記載があるのみで、品番・数量・各製品の単価等が一切記載されておらず、また「注文書」、「納品書」、「請求書」及び「納品確認書」は日付が空欄であり、通常の物販売上の証票としては内容が不十分であり、これは「茨城県案件②部材」が那珂案件であるという共通認識があったか、あるいは後付けで形式を整えるためだけに作成された可能性がある。

(8) 本各案件の総合評価

これまでに検討した本各案件においては、売上金額や利益率が通常水準から大きく乖離しているものが多く、案件によっては関連証憑に欠落・不整合が認められ、取引内容や付番体系が他の取引と比較して明らかに異質であるものが多数を占めている。これらには、通常の取引とは異なる性質を示唆する重要なシグナルが複数存在している。

これらのシグナルは、一般に内部統制上、経営陣が確認すべき典型的な注意喚起事項であり、かつ、いずれも経営者によるレビューが行われる月次資料等に含まれていたものである。これらのシグナルが複数の案件にわたり発生していたにもかかわらず、経営陣がいずれも認識し得なかったということは到底考えられない。

5 案件名の設定により紐づけができなかったとの言い分について

(1) 当該言い分は不自然かつ不合理であって認められないこと

WWB 等の役職員が「WWB による部材等販売が有償支給取引に該当すると認識していたか否か」という点に対しては、以下のような言い分が予想される。

すなわち、Abalance 経理担当者において「部材等の販売等に係る案件名について、複数の証票等において、発電所の具体的な名称ではなく、都道府県や市単位での案件名が記載されていたことにより、当該部材等の販売等と発電所の案件とを紐づけることができず、よって当該部材等の販売等が有償支給取引に該当するとの判断を行うことができなかった」というものである（監査等委員会報告書参照）。しかし、以下のとおり、当委員会としては、かかる言い分は不自然かつ不合理であって認められるものではないと判断する。

まず、Abalance 経理担当者の売上に関する認識についてみると、WWB において工事が進行中の太陽光発電所案件については、月次の資金会議や投資検討会議の場で WWB 社長の L 氏や WWB 営業部門から説明があり、具体的にどの案件が進行中であるかについて自身が認識していた。そして、特定の発電所が指定されていない売上が見られる場合、これについて不自然だと思った場合には、上記のとおり工事が進行中の太陽光発電所案件について把握していたことから、例えば「千葉案件」という記載が実際には太陽光発電事業所の案件であることは認識できる状態ではあった。

そのため、実際に、Abalance 経理担当者は、例えば粗利表上の「茨城案件」は太陽光発電事業の案件と理解し、営業部門に詳細の確認を試みる等の対応を行っていた。さらに、部材の受発注を担当する商品部から経理部に送信される売上明細 Excel と、それに基づいて担当者が作成する粗利表 Excel との間では、例えば、以下のようないい記載の違いがあることからすると、むしろ Abalance 経理担当者が、WWB 営業部門からの報告を受け何らかの確認作業を行った結果、一見しただけでは太陽光発電事業における売上とは分からぬ形式等で記載をするに至ったことすら窺える。

ファイル年月	売上明細 Excel (商品部作成)	粗利表 Excel (経理部作成)
2022 年 9 月	「千葉案件(蔵波)」「神栖高圧発電所」	「千葉案件」「茨城案件」
2022 年 10 月	「茨城県案件①(神栖)」	「茨城県案件①」
2023 年 3 月	「宮城県案件」「9, 000, 000」「1, 472, 360, 000」	「宮城県案件」「1, 481, 360, 000」

加えて、WWB は、重要な案件については、売上及び利益の内容を確認しており、粗利表などから利益率が異常に高い取引については個別に把握し、有償支給取引による売上の過大計上により利益が高くなっている可能性を認識している状況でもあった。

また、当委員会が L 氏に対し、案件変更により取引の紐づけが困難となる可能性について聴取したところ、案件変更後であっても、1 円単位で同一の金額を示すものであるから当該取引の紐づけは通常明確であり、同一の金額でありながら把握できないという状況は想定しにくいとの回答が得られた。

これらの事情からすると、Abalance 経理担当者は、部材等の販売等と発電所の案件と紐づいていることを認識していながら、これをあえて紐づかないものとして処理した（あるいはせざるを得なかった）と認めざるを得ない。したがって、このような案件との紐づけができなかったとの言い分は、不自然かつ不合理であって到底認められるものではない。

(2) 案件名設定を行った行為自体の評価

概して、本件の案件名設定、すなわち都道府県や市単位での案件名を証憑等に記載することにより、発電所の具体的な名称を記載する場合と比して、部材等の販売等と発電所案件との紐づけが不明瞭となる効果があることは明らかである。とりわけ、Abalance 経理担当者のみならずアスカ監査法人による証憑等の確認に要する手間、時間及びコストにマイナスの影響が生じたことは否めない。

また本件訂正の対象となった案件ではないものの、2021 年 2 月 13 日付けの WWB 社長 L 氏から B 氏宛てたメールにおいて、「花畠は案件名変更で処理するのは難しかったということですか。」との記載がある。これについて関係者に対して補充的なヒアリングを行ったところ、これは案件名を別にすることによって部材販売と案件との紐づけを分かりづらくすることを企図した趣旨ではないかとの証言もある。なお、L 氏からのヒアリングによれば、同人ないし WWB 営業部門担当者において「不正をしてまで売上を上げられるとは思っていない。」とのことであり、同人らが Abalance 経理部などに強要して有償支給の紐づけをさせないようにし、意図的な不正を指示、依頼したことないと述べている。

以上のとおり、本件の案件名設定の取扱いは、その目的及び効果の両面において、適切な会計処理を実施することを妨害する性質を有しており、重大な問題を含む行為であったと評価される。案件名設定の操作は単なる案件紐づけの問題にとどまらず、統制環境・統制活動・情報と伝達・モニタリングなど複数の内部統制要素に影響を及ぼした、構造的な内部統制上の欠陥の一端として位置付けられる。

6 評価—誤謬ではなく不正会計（粉飾）であること

(1) 「誤謬」と「不正」（粉飾）

概して、財務諸表の虚偽の表示は、「不正」又は「誤謬」に起因して生ずるものである。

そして「不正」と「誤謬」は、財務諸表の虚偽の表示の原因となる行為が、意図的であるか意図的でないかで区別される。「誤謬」とは、財務諸表の意図的でない虚偽の表示であって、金額又は開示の脱漏を含む。「不正」とは、財務諸表の意図的な虚偽の表示であって、不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を含み、経営者、取締役等、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう（日本公認会計協会「会計・監査用語かんたん解説集」<https://jicpa.or.jp/cplainfo/introduction/keyword/post-68.html>）。

概して、「誤謬」は知識不足や誤解により偶発的に生じるものであるが、他方、「不正」（粉飾）は経営者や従業員による意図的な行為であり発見が困難であることが多い。

(2) 誤謬ではなく不正会計（粉飾）であること

本各案件においては、WWB 等の経営陣から不適切な会計処理を行うよう直接的な指示があつたことを示す客観的な証拠までは認められない。

ただ、前記の事実関係及び供述等を総合すると、Abalance 経理部のみならず WWB 営業部門は、本各案件における取引が有償支給取引に該当し、連結ベースでは売上として認識できることを十分に理解していたといえる。また、有償支給取引については、連結ベースで売上が誤って計上されないよう、他の案件と区別して分別して管理すべきであることについても、認識が共有されていた。

その上で、本各案件については、これが有償支給取引であることの性質を把握し、有償支給取引として適切に修正し得る複数の機会が存在していたにもかかわらず、あえて不適切な会計処理が継続されたという実態がある。

以上からすると、当該会計処理は、単なる誤謬ではなく、認識可能であった不適切性を看過した結果として行われた意図的な虚偽の表示、すなわち不正な会計処理（粉飾）であると評価すべきである。

(3) 本各案件の不適切処理の共通性

当委員会が検討した本各案件では、形式的な売上計上を実現するための共通したパターンが認められた。

まず、多くの案件において、同日・同額の請求書の相互発行や資金の入出金が行われており、WWB 及び業者にとって実質的な資金負担を伴わないにもかかわらず、外形上のみ売

上が成立する構造とされている。これらの一連の取引は経済的実態に欠け、売上計上のための形式を整えること自体が目的であった可能性がある。

また、各案件で用いられた注文書・納品書・納品確認書には、品番・数量・単価・日付など重要な情報が欠落しているものが多数存在し、後付けで作成された可能性も示唆された。これは注文書等の書式を整えることに重点が置かれ、取引実態をそのまま反映し裏付ける証憑としての信頼性を欠いていた点で共通している。さらに、一部の案件では、当初無償支給として処理されていた取引が後日有償支給取引へと変更され、売上計上の根拠とされていた。これは、内部統制の承認プロセスを迂回するものであり、管理者による統制無効化の典型例ともいえる。

加えて、大和大衡案件及び蔵波案件では、本来原価として計上すべき支出を建設仮勘定や固定資産へ付け替えたり、未回収の売掛金を固定資産として振り替えたりするなど、利益を過大に表示する会計処理も確認された。これらの行為は取引の実在性すら疑わせるものであり、単なる誤謬では説明が困難である。

すなわち、本各案件における有償支給取引の会計処理に関する問題点については、取引の構造、証憑の取扱い、承認過程、案件の付番体系の問題に加え、複数の関係者の整合する供述からも、偶発的な誤謬とは到底考えにくく、誤謬として合理的に説明する余地は極めて乏しい。

これらの事実を総合的に勘案すると、本各案件は、やはり明確に意図的かつ組織的に行われた不正な会計処理（粉飾）であったと評価するのが妥当である。

7 原因分析－不正会計（粉飾）を生んだ要因

Abalance グループにおいては、2021 年 6 月期まで、WWB が実行した有償支給取引に係る売上・利益計上に対し、連結財務諸表作成過程で適正な連結修正仕訳を計上し、連結上の売上・利益計上を取り消していた。

しかし、翌 2022 年 6 月期及び 2023 年 6 月期においては、当該修正仕訳が計上されず、連結財務諸表上にも有償支給取引による高額な利益がそのまま取り込まれている。この問題の本質は、連結修正仕訳の有無だけではなく、WWB 単体決算における有償支給取引の会計処理自体が不適切な点にもあった。

2022 年 6 月期、2023 年 6 月期において有償支給取引について売上、利益計上をしていなかった場合の WWB 単体損益計算書の状況は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

期間	項目	表面	実態	影響額	増減率
2022 年 6 月期 通期	売上高	8,137	7,824	△ 312	△ 3.83%
	営業利益	412	320	△ 91	△ 22.09%
	経常利益	1,842	1,750	△ 91	△ 4.94%

	税引前当期純利益	1,629	1,537	△ 91	△ 5.58%
2023 年 6 月期 通期	売上高	6,345	4,214	△ 2,130	△ 33.57%
	営業利益	995	211	△ 760	△ 76.38%
	経常利益	843	82	△ 760	△ 90.15%
	税引前当期純利益	801	40	△ 760	△ 94.88%
2024 年 6 月期	売上高	3,789	3,789	-	0.00%
	営業利益	△248	△227	20	△8.06%
	経常利益	915	935	20	2.18%
	税引前当期純利益	△31	541	572	△174.52%

(1) 資金繰りのプレッシャー

Abalance グループの連結業績は海外事業に大きく依存しており、日本事業の業績は劣後している。もっとも、WWB は日本国内における中核子会社として、日本事業のプレゼンスを高めるために重要な戦略拠点とされており、同グループにおいては一定の地位を占めていた。

ただ、現実には、WWB は未だ先行投資段階にあり収益化には数年を要するため、資金力ないし事業体力は不十分で厳しいものと言わざるを得ず、円滑な資金調達の継続が事業継続に不可欠であった。

かかる状況下で、有償支給取引が WWB の財務指標を意図的に改善したように見せる手段として利用された可能性は高く、特に WWB の業績を良好に見せることが資金調達の円滑化につながるとの判断があったものと推察する。実際、2023 年 6 月期において、この有償支給取引についての計上がなければ経常利益はほぼゼロに近い水準であったという事実は、利益計上の意図性を示唆するものである。

Abalance グループが営む太陽光発電事業に関しては、資材の支払が先に発生すること、WWB の単体では資金が潤沢ではなく、資金のある海外グループからの資金調達が容易ではないことからすると、WWB において資金繰りに苦慮していたことが認められ、金融機関に対して実態以上に売上・利益のよい財務情報を提供しようとするインセンティブが働きやすい状況であったと推測される。

このような状況の下において、プロジェクト・ファイナンスなどの用途限定融資の資金を、自由度の高い運転資金に用途転換する意図があったとのヒアリング結果もあり、資金の自由度確保及び金融機関からの総調達額拡大を狙ったものと推察できる。実際に、関係者ヒアリングのほぼ全員において、WWB が資金繰りに対する切迫した意識を持っていたことが確認されている。WWB 社長であった L 氏自身も資金繰り確保に相応の重圧を感じていたとコメントしている。

WWB にとって売上規模や利益の水準が資金調達の維持に密接に関連し、資金繰りのひつ迫が顕在化していた状況下では、売上や利益を実態以上に見せかける誘因が働き得ると推定する。これらの資金繰り上の圧力は、本件における売上・利益操作の強い動機として作用していた可能性が高いと評価される。

(2) 予算達成のプレッシャー

WWB の事業は、定期的・継続的に安定した売上や利益が確保できる事業形態ではなく、月次単位での業績管理においては、計画未達見通しとなるリスクが常態的に内在していた。この点について、WWB 社長であった L 氏も、事業会社の責任者として予算達成に対する相応の圧を感じていた旨を供述している。また、同氏のメールには、2021 年 2 月当時、監査法人ないし Abalance 経理部において有償支給取引と認定され得る事案（花畠案件、高梁第二案件。なお、これらは本各案件には含まれず、すなわち訂正対象案件ではない。）において「売上計上できれば良いですが、そうでなければ売上に対する影響、税負担が大きいので様々な対策が必要です」との記載があり、何としても売上を維持しようとする姿勢が看取しえ、悲壮感すら感じられる。

概して、売上や利益の安定確保が難しいという事業特性のもとでは、営業部門として売上計上を前倒しする方向にインセンティブが働きやすいものである。

実際に、前記の L 氏のメールからも、従来から WWB が個別取引について「売上計上が可能か」を経理部門（Abalance 経理部をいう。以下同じ。）に打診し働きかけていたことも窺われる。これらの状況を総合すると、WWB の営業部門は、継続的に強い予算達成圧力の下に置かれていたものと推認される。

(3) ガバナンスの欠如

ア 社内でのガバナンスの欠如

前記のとおり、Abalance 経理部門においては、有償支給取引に該当する売上や利益は認識できず少なくとも連結決算では修正すべきことは当然の理解として認識していた。加えて、WWB の営業部門においては、有償支給取引は少なくとも連結では売上認識ができないことは過年度から経理部や監査法人から指摘されていた。しかし、本各案件における各取引が有償支給取引に該当することを認識しながら、WWB 等においては連結売上として認識されるに至っている。

WWB 等では、売上計上を前倒しし、資金の流入があるように見せかける必要性が社内で共有され、結果として有償支給取引の機会を悪用し形式的な証憑の整備、同額入出金

による売上創出、無償支給から有償支給取引への変更、原価の付け替えなどの手法が選択されやすい状況が生じていたと考えられる。

さらに、案件名や品目名が曖昧に記載された証憑が多く確認されるなど、WWB 等の社内で暗黙の了解として案件を紐づけにくくする運用が生まれ、不正の温床となつたと推認される。このような曖昧さは、内部統制の情報伝達及び牽制機能を実質的に形骸化させていた。

組織的に内部統制が機能しておらず、特に、WWB 等の経営陣の意向を受けた WWB 営業部門の売上・利益への強いプレッシャーに対し、経理部門が牽制機能を有效地に発揮できず、不適切な会計処理を防止できない状況に陥つた。その結果、不適切な会計処理を未然に防止することが困難な体制になつたものである。

イ 監査法人による牽制機能の不十分さ

概して、監査においても検出が困難なことは多い。しかしながら、本件訂正の対象となつた本各案件の取引は金額的にも通常の水準（ボリューム）から逸脱していたこと、また取引の内容自体も複雑なスキームではなく比較的単純であったことから、当委員会においては、アスカ監査法人においても検出した可能性は相応にあつたのではないかとの疑問が生じた。

この点についてアスカ監査法人に照会したところ、同法人からは「会社側が誤った情報を提供したことが監査判断に影響した。」との回答が示された。

なお、Abalance における監査法人の頻繁な変更についても、業務執行側が厳しい指摘を回避する動機と関連した可能性を否定できず、結果として監査の継続性が確保されず、ガバナンスの健全性を阻害する一因となつた可能性も否定できない。

8 マネジメント層の責任

(1) WWB 等の経営陣の責任

繰り返しとなるが、本各案件において不適切な会計処理（粉飾）が発生した背景には、連結グループの内部統制の機能不全と会計監査体制の脆弱性があると評価する。

当委員会が確認した過去のメール記録及び関係者ヒアリングの結果から、WWB の経営陣が、資金確保のために、有償支給取引のスキームに絡めて売上と利益を操作したことが合理的に認められる。WWB 等の経営陣については、不適切会計に対する具体的な指示系統を特定するまでには至らなかつたが、経営上の重要分析資料であり経営陣として内容を認識しているべき売上明細や粗利表においても一見して不自然で不正会計（粉飾）がありな

がら取引が繰り返されている実態が見受けられる。また、案件管理において、個々の取引と個別案件紐づけを困難にする管理面の改悪を放置するという状況まで見られた。

この点については、WWB 社長であった L 氏及び Abalance 経営陣の経営責任は重いものと言わざるを得ない。

(2) A 氏の責任

当時 Abalance グループを率いていたのは、同グループの筆頭株主の A 氏であった。A 氏は、当時 Abalance の取締役 CEO であり（本調査終了日時点では同社の代表取締役会長兼 CEO。）、WWB の取締役会長であった。A 氏は、WWB などの重要子会社の資金繰りを把握し、資金決裁権限も有していた（監査等委員会報告書においても認定されている。）。A 氏が、「不適切会計について認識していなかった。」として自らに責任がないと主張をしたとしても、投資家への適切な開示を行う責務を負っている上場企業のトップとしては、内部統制不全についての最終責任を負うべきものと言わざるを得ない。

なお、2021 年 2 月 12 日、A 氏が B 氏とともにアスカ監査法人と、ある個別案件の有償支給取引該当性について「夜 2~3 時間ほど議論し」、「A 氏（当委員会注：原文は「会長」と表記。）から正当性をあらゆる角度から再説明した」旨のメールは残されており、少なくとも A 氏は有償支給取引の概念及び、これを認めた場合に WWB の売上の下方修正が必要となることは理解していたものである。

Abalance は上場企業であり、資本市場の信頼性を前提として適正なガバナンス体制を維持する責務を負っている。

詳細は第 4 に後述するが、当委員会としては、有償支給取引に関連する不正会計（粉飾）の経緯を総合的に勘案した結果、ガバナンス上の責任を負う立場にあった A 氏にも責任があると評価する。

第4 誤謬であると公表をしたことについて

1 事案の概要

監査等委員会報告書において、有価証券報告書の訂正の対象となった不適切な記載は「意図的な不正(粉飾)によるものではなく誤謬」に起因すると記載された。これを受け、Abalance は、2024 年 3 月 14 日付で、その監査等委員会報告書の内容に沿って、誤謬であったとの適時開示及び本件訂正を行っている。

当委員会では、監査等委員会による調査過程において、Abalance は有価証券報告書の訂正となった対象において不正な会計処理（粉飾）がなされたと把握していたにもかかわらず、誤謬であったとの内容虚偽の適時開示を公表し、本件訂正を行ったのではないか、という点につき検討する。

2 監査等委員会が調査を行った経緯

(1) 監査等委員会による調査開始の経緯

監査等委員会報告書及び関係者のヒアリングによれば、WWB が、A 社と進めていた宮城県大和・大衡太陽光発電所プロジェクトにおいて、2023 年末から 2024 年初にかけて追加工事費用の請求が発生したことを契機として、当該プロジェクトの取引内容の妥当性が社内外で問題視されるに至ったことが、調査開始の端緒となったとのことである。また、同時期に A 社会長からアスカ監査法人等に提供された通報文書の存在が明らかになり、同文書には循環取引を疑わせる内容が含まれていたことから、WWB における不正取引や Abalance のガバナンス体制、不正会計に対する懸念が社内外で顕在化していたと考えられる。

こうした状況を受け、Abalance は 2024 年 1 月 17 日に内部調査委員会（WWB 社長室長 AK 氏、同プロジェクト本部長 R 氏、Abalance 経理部部長 S 氏、同法務部部長 Z 氏により構成。）を設置した。しかし、内部調査により主要事実の把握を試みたものの、内部調査のみでは十分な検証が困難であり、かつ対外的な説明も困難であるとの認識が関係者間で共有されていたと窺われ、2024 年 1 月 22 日、内部調査委員会の検証内容を引き継ぐ形で監査等委員会が正式に調査を開始した。なお、監査等委員会報告書によれば、その調査は、同年 3 月 2 日に終了したことである。

なお、監査等委員会による調査の過程で、海外出張中であった B 氏は、A 氏から直接指示を受けて急遽帰国し、本件の「早期収束」を求められたとのことである。それまで、調査対応は S 氏が主担当となっていたが、B 氏が代わって調査対応の主担当となった。

(2) 監査等委員会による調査開始当時の社内関係者らの認識

有償支給取引の会計処理が誤っていることは、調査の初期段階から認識していたとする担当者らの供述が複数得られている。また、B 氏が監査等委員会による調査対応の主担当となった時点で、既に「対外的には経理部の知識不足として整理説明する」という方向性が議論されていた旨の供述も確認されている。さらに、監査等委員会に引き継がれる以前に設置されていた内部調査委員会の構成メンバーの中には、WWB のガバナンス体制の脆弱性、融資を引き出すための行為に関する問題点及び不正会計の可能性について、監査等委員会、A 氏及び L 氏に対して強く指摘していた者もいたとのことである。

2024 年 1 月 21 日、AK 氏は、C 氏に対して以下のメールを送付している。

「下記お考え（当委員会注：経理部の知識不足として処理するという方向性のこと、と推測される。）は昨日 S 氏（当委員会注：原文は「さん」と表記。）からお聞きし、小生としても体力のないわが社が乗り越えるためにはそれしかないと思います。

乗り越えられたとしても、A 氏（当委員会注：原文は「さん」と表記。以下本メール中において同じ。）が L 氏（当委員会注：原文は「さん」と表記。以下本メール中において同じ。）にお咎めなしという事となれば、多くの人材を失う形となるだけでなく、会社 자체これだけの犠牲を払っても変わらず、遅かれ早かれマーケットから退場となる事は間違いないありません。正直 L 氏のマネジメントスタイルは今の世の中通用しません。WWB の問題ですから、WWB の社長が責任を負うべきと感じます。

今、毎営業日の後、A 氏にはラインで日々の報告をしていますので、来週後半あたりから A 氏には上記話を聞いていこうと思います。今まで上記のニュアンスは伝えてあります。」

このメール内容からは、内部調査段階において既に、WWB の経営管理体制に関する重大な懸念や、組織運営に内在する問題が、AK 氏から C 氏及び A 氏へ伝達されていたことが推認される。

当委員会から監査等委員会に対しては、内部調査委員会を担当していた AK 氏からどのような引継ぎがあったかを確認した。この点、監査等委員会は AK 氏が記載していた東証への回答ドラフト（会社の問題点を指摘し、回答しようとしたものと推測される。）等を確認したところ、これらにはガバナンス上の懸念について記載されていたものの、内容の整理が不十分で利用できる状態ではなかった、との説明があった。もっとも、内部調査委員会としてどのような判断を示していたのか、また同委員会から監査等委員会へ具体的に何が引き継がれたかといった詳細については、当委員会において明確に把握することはできなかった。

3 第三者委員会の発足を回避した経緯及び関係者のメール

(1) S 氏と C 氏の間でなされたメール

2024 年 1 月 28 日、S 氏は、C 氏に対し、第 5 で述べる事項に関する東証への回答について、以下のコメントをしている。

「我々の回答に東証が更に疑いをもった場合、A 社（当委員会注：原文はカタカナで表記。）や G 金融機関へのヒアリングとなる可能性があります。その回答にも拘りますが、結果次第で特別調査委員会や第 3 者調査委員会を実施せざるを得なくなります。」

これに対し、同日、C 氏から S 氏に対し、以下のメールが送信されている。

「特別委員会云々はそれが組成された時点で、A 社（当委員会注：原文はカタカナで表記。）と共に謀して悪いことをしているとの疑念を持たれることであり、それ自体でアウトです。」

また、監査等委員会の調査期間中である同年 2 月 11 日、同委員会の委員である J 氏は、A 氏、K 氏、C 氏、S 氏、F 氏、I 氏ほかに対し、以下のとおりメールしている。

「監査等委員会も引き続き力を尽くしていき、第三者委員会を入れられたりの最悪の事態は是非、免れたいと存じますが、如何思われますでしょうか。」

同日、監査等委員会の委員長である F 氏は同委員の I 氏に対し、「監査法人の意見不表明も、第三者委員会設置要求も回避していくと言う、極めて難しいオペレーションを肃々と進めて行く必要があると存じます。」

同日、C 氏は、上記の J 氏のメールを引用する形式にて、自らを宛先として（BCC の有無や BCC があった場合における宛先は不明。）以下のメールを転送した。

「第三者委員会設置されると刑事事件に繋がり小菅が現実になります。勿論、上場廃止に。 C 氏（当委員会注：原文は漢字一字で表記。）」

(2) 前記の各メールについて

上記の一連のやり取りからは、Abalance 経営陣が監査等委員会の委員も巻き込む形で、第三者委員会や特別調査委員会の設置を何としても回避しようという方向で一致団結し、模索してきた姿勢を見ることができる。

仮に、第三者委員会や特別調査委員会といった第三者による独立調査及びデジタル・フォレンジックによる情報の網羅的な収集作業が実施された場合、資金繩りの厳しい Abalance グループにおいて資金的な負担がかかることを懸念するとともに、意図的な不正会計（粉飾）の存在が顕在化し上場維持に重要な影響が生じる可能性や、刑事事件に発展するおそれがあることを経営陣が明確に認識していたことが窺われる。

4 監査等委員会報告書の論旨とこれに対する当委員会の評価

(1) 監査等委員会報告書の要旨

監査等委員会報告書においては、本件を不正（粉飾）ではなく「誤謬」と結論づけている。その理由として、主に以下の点が挙げられている。

- ① 有償支給取引に関する会計処理が誤っていたこと自体は明確であるものの、経営陣や営業部門が不正を直接指示したと認められる証拠は得られなかつたこと。
- ② WWB の L 氏及び R 氏は、有償支給取引自体を十分に理解しておらず、経理部門に対して誤った会計処理を維持するよう指示した事実は認められなかつたこと。
- ③ 経理部門は決算遅延等により多忙を極めており、訂正報告書の対象となった各案件について、有償支給取引であることに気付けなかつた。その背景として、案件名の設定が取引の紐づけを困難にする状態となつていたこと。

(2) これに対する当委員会の判断

しかしながら、当委員会においては、詳細な調査の結果、前記の論拠は、いずれも不正会計（粉飾）であることを否定するには不十分であり、総合的にみて「誤謬」と結論づける根拠として採用することは困難であると判断する。その主な理由は、次のとおりである。

- ① 経営陣や WWB 営業部門による「直接の不正指示がない」ことは、粉飾でないとの必要条件にすぎず、十分条件ではない。実際、経理部門の多数の人員は有償支給取引が売上計上できないことを理解しており、経理部門及び監査法人は営業部門に対して繰り返し「売上認識はできない」と説明していた。また、営業部門は有償支給取引の存在を具体的に認識できる状況にあった。したがって、直接の指示がないことを根拠に誤謬と結論づけることには合理性がない。
- ② 経営陣や WWB 営業部門が、誤った会計処理を「修正不要」と直接指示した証拠がないことも、粉飾否定の十分条件にはならない。当委員会の調査では、営業部門が該当案件を有償支給取引ではないように方向づけていた事実が複数確認されており、結果として、実質的に誤った売上認識を維持する方向へと誘導されていた可能性を否定できない。
- ③ 経理部門が多忙であったこと、案件名が抽象化して判別がより困難な状況になつてゐるのは事実としても、取引先の請求書には個別案件名が明記されていた案件もあったことなどから、経理部門が当該取引を有償支給取引と認識することは容易であった。また、訂正の対象となった各案件は売上規模や利益率からいっても異常値を示すシグナルを発しており、経理部門は実際に営業部門へ確認を試みている。

- ④ 「現時点でも粉飾かどうか不明」と回答したのは当時の WWB 等の経営陣のうちごく一部（A 氏、L 氏、K 氏）のみである。その他の関係者は、当時から Abalance グループにおける粉飾の存在を認識していた旨供述している。

（3）監査等委員会へのヒアリング内容

当委員会から監査等委員会の委員らに対して、いかなる理由により「誤謬」との結論に至ったのかについて確認したところ、監査等委員会の委員らからは、以下の説明がなされた。

この点、監査等委員会では、監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」第 10 項（1）における「不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監査役 等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう。」との「不正」の定義を踏まえ、故意が特定できた場合にのみ不正（粉飾）と判断し、それ以外は誤謬として整理するとの解釈を採用していたとのことであった。また、この点について、アスカ監査法人からも同様の趣旨の説明を受けていたとの回答があった。

これに対し、当委員会としては、以下のとおり整理した上で、監査等委員会に対し、以下の点を指摘した。

すなわち、財務諸表の虚偽記載に関する「不正」（粉飾）の判断は、

- ・ 「故意」に限らず、
- ・ 通常の管理担当者であれば容易に識別し得たにもかかわらずこれを見逃したような「重過失」がある場合も、広義の「不正」に該当し得ることが会計上の慣行である。

この点、今回訂正の対象となった取引は、

- ・ 金額規模や利益率が異常値であったこと
- ・ 取引内容が複雑ではなく、比較的単純な取引構造であったこと
- ・ 従来は正しく処理されてきており、訂正報告となつた期だけ不適切な処理となつてゐること
- ・ 訂正された処理だけで 7 件もあること

の諸点及び第 3 で述べた事項に鑑みれば、通常の管理担当者であれば当然に疑義を抱き、適切に認識し得たと考えられる取引であるというべきである。したがって、前記の各取引においてはどんなに控えめに判断しても「重過失」は認定可能なのである。

これを「故意が特定できないから誤謬である」と整理した監査等委員会の判断は、「不正」の範囲を狭く限定しすぎた解釈に依拠しており、そのことが「誤謬」の認定という結論を導いた主要因となったと考えられる旨、指摘した。

5 会計処理が「誤謬」であったとの結論づけをするに至る経緯

(1) 社内関係者の認識

前記のとおり、WWB と A 社との間で着工されていた宮城県大和・大衡太陽光発電所プロジェクトの費用処理の問題を契機として、Abalanceにおいて、2023 年 12 月頃から不適切な会計処理の問題が顕在化したものである。

不適切な会計処理の可能性が生じた場合、上場企業ではそれが誤謬であるか不正（粉飾）であるかを十分に検証し、事実を確認し、企業として改善施策を講ずるべきである。

この点に関し、Abalance 担当者の間では、以下のようなやり取りがなされている。

ア Z 氏らのメールのやり取り

2024 年 1 月 16 日、Z 氏は、AB 氏に対し以下のメールを送信している。

「S 氏（当委員会注：原文は「さん」と表記。）は、「どっちみち決算修正したら上場廃止」の一点張りであり、それを皆さん信じて、「どうせ上場廃止なら、隠し通せる方に賭けよう！」という感じになっています。」

なお、同月 17 日、Abalance は、アスカ監査法人から「有償支給論点については、過去に遡り訂正することが必要という結論になりました」との連絡をメールで受け、有償支給取引に関する調査を進める目的で 2024 年 1 月 17 日に内部調査委員会（期間：2024 年 1 月 17 日から 20 日）を設置した。その後、内部調査委員会を解消し、2024 年 1 月 22 日以降は監査等委員会が上記調査を開始することとなったのは上述のとおりである。なお、この頃には、Abalance においては、上記調査のため 2024 年 6 月期 Q2 決算発表（2024 年 2 月 14 日）に間に合わなくなる懸念が生じていた。

イ S 氏、C 氏らのメールのやり取り

(ア) 2024 年 1 月 19 日のメール

2024 年 1 月 19 日、S 氏は、C 氏及び K 氏に対し、アスカ監査法人との打ち合わせ結果を共有するメールにおいて、以下のとおり報告している。

「…アスカは過年度訂正、当方は重要度が乏しいとの見解から 2Q 訂正を主張」との対立する主張について説明し、重要性に関する「量的基準をクリアしたとしても、質的基準のクリアが必要（誤謬なら OK、不正なら OUT。）。その判定は監査等委員の専管事項として実施が必要」

(イ) 2024年1月20日のメール

同月20日、C氏は、A氏に対し、上記のメールを引用して以下のとおり送信している。

「以下の通り、これ程間違った経理処理を実施していたとは驚きですが、いずれにしても過年度決算修正を実施されたら第二四半期決算発表は間に合いませんし、銀行の格付けもやり直しになり、考えたく無い事態になります。

此処では詳細には記載しませんが、当事者2人（当委員会注：ヒアリングによれば、2人のうちの1人はJ氏とのことである。）の日頃からのコンプライアンスに対する姿勢と取引先と真摯に向き合わずFTK契約を盾に話を聞こうとしなかった姿勢が今の危機的な状況になっている要因と考えます。」

(ウ) 2024年1月21日のメール

また、同月21日、C氏は監査等委員会の前段階で内部調査のメンバーであったAK氏に対し、以下のとおりメールしている。

「A面=表面的には経理部の知識不足による経理処理⇒対外的にはこれで説明はOK。これでアスカ監査法人の理解と決算遅延を生じさせない。

B面=実態としては、何故、この様な経理処理を行いそれを放置していたのかを当時の経理部長含め確認し、その結論を基に関与者を当社グループから退場させる。

先ず、A面で乗り切り、実際はB面での結論を出す。」

「今回の対外的な説明は本意ではありませんが、当時の経理部長と経理担当の知識不足としてアスカ監査法人に納得させるしかありません。

明日からの監査等委員の調査結果でも経理部の知識：認識不足が主要因との結論が必要です。」

このC氏からAK氏へのメールの解釈については、「社内関係者に対して隠蔽を指示する意図ではなく、不正の事実が明らかになれば対外的にも不正とみなされることを説明する」趣旨であったとC氏は説明しているが、メールを受領した役職員としては、「決算遅延を生じさせないためにも、対外的には経理部の知識不足と説明する必要があり、誤謬ありきとする必要がある」と理解した可能性がある。C氏は財務部を統括する常務取締役であり社内で強い影響力を有していたことも併せ鑑みると、上記メールを受領した役職員の間では対外的には経理部の知識不足であったとの整理で方向付けしていくとの意思が醸成されたと窺われる。

ウ S 氏による週報及びメール

2024 年 1 月 27 日付けの週報において、S 氏は、監査等委員会による調査が開始した頃の 2024 年 6 月期 Q2 決算を遅らせるのは大問題となることが必定であるとの理解の下で、以下のとおり、「誤謬」であるとの整理は「難易度が高い」との認識を示している。

「かなり難易度は高いが、重要性がないことの証明をするには」、質的判定として「故意で売上計上したのではなく、単に誤謬したことを証明することが必要。現在、監査等委員の方々がヒアリングおよび証憑確認により調査を実施中」

また、同年 2 月 3 日、S 氏は C 氏に対し、以下の報告をしている。

「本来は粉飾なのですが、5% の基準クリアに一条の光が見えてきました。営業利益を良く見せるためにある時期から輸入パネルの関税や倉庫保管費を販管費にしているとの情報を X 氏（当委員会注：原文は「君」と表記。）から入手しました。月曜日に Y 氏（当委員会注：原文は「君」と表記。）に確認します。何とかなりそうです。」

これは、会計上の量的基準に関する記載であり、有償支給取引そのものが粉飾であるとの記載とまでは認められないが、営業利益をよく見せるためにあえて営業外費用とすることを意図するなど、不正な会計処理に抵抗感を覚えない会社の姿勢、風土が窺われるものである。

(2) マネジメント層の認識

ア 経理部門でのやり取り及び B 氏の認識

2024 年 2 月 16 日の会社内における B 氏、S 氏及び R 氏との間で行われた打合せにおいては、B 氏は以下の発言をしている。

「6 億 5 億の問題と違って、有償支給の件の不正っていうかさ、粉飾ですよ。誤謬と違って、即金融庁だから決算が変わっちゃうっていうことなんですね。6 億 5 億の件は不正がいいとは言わないけど、無理してお金を集めて対銀行にはよくないけど、決算と PL が変わらない。だからいいですって、極論するとそういうことなんですね。だから、有償支給とかこの関係は「みんなバカでした」で頑張るしかない。」

本調査においては、当時のこの発言について反対意見を述べた者は確認されなかった。

また、Abalance 経理部の V 氏は、B 氏から、本各案件の原因を、経理部門の知識不足による「誤謬」であると説明するように指示を受けたと供述している。これを踏まえ、

V 氏は、本件に関し「不正」な要素を含む会計処理であることの可能性を認識していくながら、監査等委員会による調査において、太陽光発電所の具体的な名称が使われなくなったことにより有償支給取引であることの認識をすることができなかつたことなどを理由として、本各案件の原因を経理の知識不足による誤謬であると説明していた。なお、このような案件名の変更の結果として部材等の販売等と発電所の案件とを紐づけができなくなった、との言い分が不自然かつ不合理であって認められないことについては、前記第3第5項において述べたとおりである。

加えて、B 氏によれば、同氏が経理部長であった当時に、有償支給取引の会計処理に関する L 氏から具体的な要望を受けたことがある、とのことである。

これらの状況に照らすと、WWB 等の関係部門において、当該会計処理が「不正」(粉飾) に該当し得るとの認識を共有していた一方で、対外的には経理部門等の知識不足による「誤謬」として説明しようとする方向性が当時の段階で形成された可能性は高いと判断する。

B 氏は、関係者との調整を経て、仮に本件を意図的な「不正」(粉飾) であったと整理した場合には決算への影響が避けられず、また Abalance に対する市場その他ステークホルダーからの信頼に重大な毀損が生じる懸念があると判断した。そして、同氏は、各案件を経理による知識不足による「誤謬」として整理する方向性を採用し、A 氏への報告、経理担当者への報告、さらにアスカ監査法人への説明もその方向性に沿って行った旨、述べている。

イ A 氏の認識

A 氏は、当時 Abalance の取締役 CEO であり、WWB の代表取締役会長であった。WWB の代表取締役会長である A 氏が、「誤謬」という会計用語をどの程度理解していたかについては疑義が残るもの、B 氏からの当該報告を受け、少なくとも「不正ではない」との方向で結論づけていきたいとの意向について了解をしていたと認められる。

もっとも、仮に A 氏が誤謬という用語を十分に理解していなかったとしても、上場企業が、有償支給取引が頻繁に行われる類型の事業を遂行していくながら、本件の重要性を踏まえた基本的な会計処理への理解を欠いていたこと自体、ガバナンス上の問題は問わざるを得ない。

(3) 監査等委員会の結論への信頼性

ア 「誤謬」との結論に至る経緯

2024年2月11日、監査等委員会の委員であるJ氏は、A氏、K氏、C氏、S氏、委員長F氏及び委員I氏ほかに対し、以下のメールを送付している。

「ここまで所及び当社が総力結集して準備している提出文書は当社が如何に真剣に取り組んでいるかを示すものであり、当局側への印象は良いと思われますので、O氏（当委員会注：原文は「先生」と表記。）の当社への文書に関しては、I氏（当委員会注：原文は「先生」と表記。）にもう一度、ご覧頂き、ご修正の程度を判断して頂いたらどうかと感じました。」

ここでいうところの「O氏（当委員会注：原文は「先生」と表記。）の当社への文書」は、アスカ監査法人のO氏が「調査報告書（13th）にかかる気付事項」と題する書面にて行った調査報告書13th Draft（2024年2月7日付け）のドラフトを指している。そのO氏による指摘の内容は、次のとおりである。

- ・意図的に不正の意図をもって売上と利益を計上したことを伺わせる事情は認められないとの判断に至った根拠が記載されていない。
- ・プロジェクト名に一般名詞を用いるとしても、プロジェクトコードとして経理部に詳細な地名について連絡はされていたのではないか。
- ・WWBの開発案件の売上は他の売上と比較して多額かつ件数が少ないとから経理担当者であれば部材の売上金額によりWWBの開発案件であることと結びつくと考えるのが自然であるから、ヒアリング結果を鵜呑みにはできず批判的な見地から検証が必要ではないか。

上記の指摘に対し、アスカ監査法人としてどのようなフォローアップを行ったかを確認したところ、アスカ監査法人からは、以下の回答が得られた。

- ・同法人によれば、当該取引について不正の可能性を否定できないとの疑義を有しており、監査等委員会の調査と並行して、会社関係者への追加聴取に加え、A社のAE氏への複数回の聴取を実施した。
- ・監査等委員会が作成している調査報告書ドラフトに対しても、矛盾点や根拠の不十分な点について継続的に指摘を行い、その結果として19回もにわたり調査報告書ドラフトが更新されるに至るなど、監査等委員会とアスカ監査法人で継続的に協議が行われた旨の説明があった。

しかしながら、アスカ監査法人としては、それらの追加手続を尽くしたもの、不正（粉飾）であると断定し得る程度の立証には至らなかったとの結論を示している。

イ 第三者委員会の設置を回避するための弥縫策

2024年2月26日、委員長F氏がK氏に対し、以下のメールを送信している。このメールからは、第三者委員会の設置を回避するために監査等委員会による調査がなされ、

不適切な会計処理を「誤謬」へと整理しようとする関係者の意向を読み取ることができます。

「この仕切りは、様々な第三者委員会において経験豊富な I 氏（当委員会注：原文は「先生」と表記。）のご発案であり、アスカ監査法人による第三者委員会設置の提案を回避するためにも、責任の所在を明確にしたものです。当然ながら、第三者委員会方式は、コストも期間も現在の方式とは比較にならない程にかかり、責任追及も遙かに厳しくなり、企業グループの業務全般に及ぶものと見込まれます（現在は本社経理部の問題に限定し、不正ではなく錯誤であると認定しております）」

ウ 監査等委員会の調査上の制約及び限界

(ア) 調査上の限界

監査等委員会による調査は、論点として、有償支給取引とその認識に関する会計処理等の企業会計に関する事項が含まれていた。それにもかかわらず、構成メンバーに公認会計士を含めず、かつ、調査に当たって必要な会計知識については、Abalance の会計監査人であるアスカ監査法人から情報提供を受けて補充していたとのことである。

また、監査等委員会による調査においては、調査補助者が選任されずごく少人数のメンバーによりなされ、また、資料は会社にて選定・提供された資料のみであり、デジタル・フォレンジックなどによる網羅的な情報収集が行われていない。また、監査等委員には調査のための報酬が支払われることはなかった。監査等委員は、厳しい時間的制約の下、極めて限られた人的リソース、資料、無償での調査を余儀なくされたものであり、適切な調査体制は構築されておらず、その調査に限界があったと指摘せざるを得ない。

当委員会が監査等委員会の委員らに対して行った聴取の中で、「誤謬」という結論を拙速に下したのではないかとの点をヒアリングした。この点については、前記のとおり、監査等委員会では不正の認定を（「重過失」を含まず）「故意」の特定に限定していたこと、本件において「故意」を立証する根拠が得られなかったことから、「誤謬」と結論づけたとの説明であった。

併せて監査等委員会の委員からは、

- ・ 監査等委員会として調査に従事するに当たって報酬が付されていないこと
- ・ 会社が資金繩りのひっ迫した状況に置かれていたことを認識していたこと
- ・ そのため、訂正報告を早期に確定する必要があるとの会社事情が強く意識され、それが心理的に大きな負担となっていたこと

が強調された。

(イ) 中立性の観点からの限界

2024年6月期の株主総会に関し、委員J氏は、AL氏に対し、同年9月19日、都合がつかないとして株主総会を欠席する委員I氏について、以下の認識を述べている。

「監査等委員会が提出した報告書では、弁護士のお立場から、会社の立場が悪くならないよう WWBのトップが知つて行つていた（当委員会注：下線部は当委員会作成。）有償支給取引ではないという路線から徹底的に弁護をされた報告書を提出し、第三者委員会が入り決算がさらに2か月遅れることが無いようにしましたので、総会当日のご出席は今後も弁護士として生きていかれるには難しいところがおありなのかもしれません。」

これは、監査等委員会による調査が中立公正に行われたものではないことを自認するものと言わざるを得ない。また、WWB社長のL氏が有償支給取引の不適切な会計処理を認識していた上で関与していたことを、監査等委員会自身が認識していた旨を端的に示すものである。

なお、監査等委員会により調査が行われ、その中では、本各案件に関与していた役職員に対してヒアリングが多数回実施されている。しかしながら、そのヒアリングの議事録は作成されておらず、当委員会としては当時のヒアリングの具体的な内容について検証をすることができなかった。特に経理担当者に対するヒアリングにおいては、各経理担当者は、前記(2)のとおり、本各案件が生じた原因については、B氏の指示に沿って経理部の知識不足であった旨、担当者全員で一貫した説明をしたことである。

エ 「誤謬」との結論に至った経緯及び当委員会の判断

また、監査等委員会報告書のドラフトの推移を調査した結果、「6thDraft」（2024年1月29日付け）において、「不正ではなく、誤謬というべきであると解する」との表現が追加されたことが判明した。監査等委員会が、本事案において「誤謬」であるか「不正」（粉飾）であるかの事実認定作業を行っている中で、この段階で誤謬であるとの方向づけをしていると窺われる。

後記第7項(3)で記載するように当時の監査等委員会の調査に会計の専門家が参加していなかったこともあり、「誤謬」か「不正（粉飾）」かの判断に関する記述が「6thDraft」の段階でようやく追記されたもようである。この点に関し、前記(1)で言及したC氏及びS氏による一連のコミュニケーション内容（2024年1月19日ないし同月21日）に照らすと、監査等委員会の調査におけるAbalance側事務局は、監査等委員会に対し、この段階の頃から、当該事案を「誤謬として整理したい」というAbalanceの意向を示した可能性がある。

また、監査等委員会及びアスカ監査法人においては、「故意」の明確な証拠がないことを特段重視し「不正（粉飾）はない」と判断する、という共通した認定の枠組みを探

用していた。その結果として、両者とも、財務報告における虚偽記載の不正が故意のみならず重過失をも含み得るという、会計上の慣行を十分に踏まえることができず、本件取引の性質に照らして本来検討すべきであった「不正（粉飾）」の方向性を最後まで導き出せなかつたものと判断される。

監査等委員会報告書においては、経理部門の知識不足や、経理部門と営業部門との連携不足、案件名設定による案件の紐づけができなかつたとの Abalance の言い分を理由として、Abalance による不適切な会計処理が「誤謬」であると結論づけられている。これは、監査等委員が会社の意向を汲んだ方向で調査結果を導いたものであつて、当委員会として監査等委員会報告書に依拠した判断をすることはできない。

(4) 2024 年 3 月 14 日の適時開示等

前記(2)のとおり、遅くとも 2024 年 2 月 16 日には、Abalance は、本各案件が意図的な「不正」（粉飾）であると把握するに至つていた。それにもかかわらず、同年 3 月 14 日、Abalance は、前記(3)で述べたとおりの誤った結論が記載された監査等委員会報告書に依拠して、本各案件における不適切な会計処理について誤謬であるとの内容虚偽の適時開示等を行つた。

6 評価

これまで検討してきた事実関係及び関係者供述等の結果を総合すると、本各案件については以下の状況として評価される。

- ・ 有償支給取引の会計処理が不正（粉飾）に該当する可能性を、経理部門のみならず WWB 及び Abalance 双方の経営陣が早期から認識していたか、認識できる環境にあつた。
- ・ そうであるにもかかわらず、経理部門の知識不足や案件名設定による紐づけ困難性などを理由として誤謬であると整理する方向性が、Abalance 内部において組織的に形成されていた。
- ・ 監査等委員会の調査は、不正（粉飾）の定義を「故意」に限ると狭く解釈し、また調査手法にも限界があつたため、不正の可能性に関する検証が十分に行われなかつた。
- ・ その結果、監査等委員会報告書では「誤謬」であるとの結論が採用され、その内容に基づき訂正報告書及び 2024 年 3 月 14 日の適時開示が作成された。

これらの点を総合的に勘案した結果、当委員会としては、監査等委員会による調査等を通じて、Abalance として本件が意図的な「不正」（粉飾）であることを把握していたにもかかわらず、これを「誤謬」であると説明する方向性を維持し、その前提のもとで内容虚

偽の適時開示を公表し、本件訂正を行ったものと結論づける。かかる行為は、証券取引市場において風説の流布を行ったとして、「虚偽の風説の流布」（金融商品取引法第158条）を行ったと言い得る可能性がある。

7 原因分析

前記のとおり、監査等委員会が不正（粉飾）であるにもかかわらず「誤謬」の結論に誘導され、これに基づき Abalance が 2024 年 3 月 14 日に内容虚偽の適時開示を公表した背景には、複数の要因が複合的に作用している。当委員会は、これらの要因を以下のとおり整理した。

(1) 根本的原因：経営トップにおけるガバナンス理解不足と、それを前提として形成された組織風土

ア A 氏の意向が優先される企業風土

当委員会が確認した事実関係を総合すると、監査等委員会が前記の不適切な会計処理について、実質的には不正（粉飾）であるにもかかわらず「誤謬」との結論に誘導され、Abalance が 2024 年 3 月 14 日に内容虚偽の適時開示を公表した背景には、Abalance グループのトップである A 氏のガバナンスに対する理解不足と、その影響力の下で形成された組織風土が大きく影響したと評価される。

A 氏は、Abalance の約 24%（本調査終了日時点）の株式を保有する筆頭株主であり、当時は Abalance の取締役 CEO であるとともに WWB の代表取締役会長であった。

A 氏は資金決裁権限、予算権限を掌握し、また、関係者へのヒアリングによれば人事権も掌握し、実質的に経営判断すべてにわたる最終的な決定権を保持していたことが窺われる。その結果、取締役会等の会議体でも A 氏の面前では平等で闊達な議論をなし得る状況がなかったという証言も複数得られており、A 氏の意向が優先され（明確な指示がない場合にも、周囲が A 氏の意向を忖度し）、牽制意見が機能しない状況が長期間にわたり形成されていた。

このように A 氏に権限が一極集中していた経営環境は、何としても上場維持を死守すべきとして不正会計を生み出す温床となっていたと評価される（この点は、後記第 10 で述べるとおり、本調査終了日時点においても依然として払拭されておらず、むしろその実態が継続していることが浮き彫りになっている。）。

人事考課などについては、どの組織であっても自らの意思・言い分が反映されないと不満が出るのは世の常であることから控えめに評価するとしても、それを退職の理由の一つに挙げている役職員も見られ、また、A 氏に批判的な発言をする者に対しては給

与が減額されてきたと思うという意見も見られた。A 氏自身は、当委員会からのヒアリングの際に「自分は耳の痛い意見を重んじることにしている」と述べているが、その言葉とは乖離した実態が存在することが推認される。

イ Abalance の役職員におけるコンプライアンス意識の低さ

このような実態を前提として組織が運営されていたことから、Abalance の役職員はコンプライアンスよりも A 氏の意向を優先しリスク感覚が鈍磨する傾向にあったものと言わざるを得ない。役職員らにおいては、Abalance グループの決算にマイナスの影響を与えるような会社に不利となる情報を積極的に開示したり、中立公正の観点から独立した立場で行われる外部調査を求めたりする、といった正常な自浄作用を発揮にくくなっていた。これは Abalance グループの企業風土の一つの現れとも評価される。

ウ A 氏から第三者委員会に宛てたメールについて

本調査に際しては、以下のような経緯が存在した旨、付言する。すなわち、2025 年 11 月 25 日午前中、当委員会は経営陣に対して中間報告を行う予定であったところ、その直前である同日深夜（0 時 17 分）に A 氏から第三者委員会の委員 3 名宛てに、以下のとおりのメールが送信された。当該メールは中間報告を控えたタイミングで送られたものであり、A 氏が当委員会の調査姿勢や方向性に対して懸念を示す内容が含まれていた。メールは長文であるため全文開示は避けることとしたが、冒頭、次のように記載されている。

「下記、先日の面談での印象を書かせて頂きます。

1) 結論ありきの調査

仮に結論が意図的な不正であれば、私は決して納得できません。なぜなら、事業部の売上の計上について、私は相談された事もなく、指示したことが一切ありませんでしたし、聞く限りには Abalance 取締役会メンバーの K 氏（当委員会注：原文は敬称なし。）や C 氏（当委員会注：原文は敬称なし。）も同様でした。決して組織的に意図的な行為と認識していません。」…

（以下、略）

このメールの送信時期や内容を併せ鑑みるに、第三者委員会が独立して事実認定を行うべき過程に対し、一定の指向性を期待する趣旨が読み取れる。

A 氏との間では、既に何度も面談及びヒアリングを重ねていたにもかかわらず、調査対象となる経営トップから委員会に対して「不正という認定は納得できない」という見解が表明されたことは、当委員会の独立性や調査への心理的影響の観点からも看過し得ない事象である。これは、当該不正会計が生じた当時にも、組織内において、あるいは監査等委員会の委員やアスカ監査法人に対して、A 氏により重要情報の開示を抑制し、公正中立な判断を阻害する圧力が存在していた可能性を示唆するものと言わざるを得ない。A 氏によるこのメールは、経営トップ自身がガバナンス及び不正会計に関する基本概念を十分に理解していないという疑義を示す材料であると、当委員会は判断する。

(2) 派生原因 : Abalance 経営陣のコンプライアンス意識の弱さ

一連の有償支給問題につき、C 氏は、本件が「不正」(粉飾) と認定されることを回避するため、社内の関係者に対して一定の方向性を示す連絡をし、B 氏もこれと呼応するかのように、当該案件を「経理部の知識不足による誤謬」として整理する道筋を形成する動きをした。

この対処案に対しては、経理担当者の一部に疑念があったにもかかわらず、経理担当者のみならず、当時の代表取締役社長であった K 氏を含む Abalance の経営陣の間でこれを止め、是正を図ろうとする動きは見られなかった。そして、その結果に導かれ呼応するかのように、監査等委員会報告書において、不適切な会計処理について真実と異なる方向で「誤謬」と記載されるに至ったものである。

また、かかる経緯からは、A 氏が組織のトップとして役職員に対して強い影響力を有していたために、経営陣において A 氏の上場維持に対する意向を忖度し、株主ないし証券市場に対して本件の「不正」を開示し浄化に努めるのではなくむしろ本件不正を覆い隠す方向で各自が動くような流れとなったものと判断する。

この点に関し、Abalance の役職員へのヒアリングにおいては「おかしいなと思っても、A 氏には言えなかつた」との意見が多く聞かれ、また仮に A 氏の指示ないし意図する方針に対して「おかしい」と言えば人事上ないし待遇面での不利益を受ける可能性があったと述べている。

さらに、前記(1)で記述した経営トップのガバナンス意識の欠如や不正をも容認する企業風土を認識しつつ、これらの不正を覆い隠す行為に対し抵抗を示さなかつた、あるいは抵抗を覚えても最終的にそのまま従ってしまった Abalance の役職員の行動に照らすと、組織のトップ個人の問題のみならず、組織全体としてみても、リスク感覚が鈍磨しておりコンプライアンス意識が著しく低いとの指摘を免れないところである。

(3) 外部調査による牽制機能の欠如：外部調査体制の不十分さ

ア 監査等委員会の調査について

本件において誤って「誤謬」との結論に至った背景としては、前述のとおり、調査過程において会社の訂正報告のスケジュールや資金繰りの配慮が優先され、結果として会社の期待する「誤謬」という結論に沿う形で調査が誘導され、監査等委員会が本来求められる独立した牽制機能を十分に発揮できなかつた点が、重要な要因として指摘される。

本来、監査等委員会による調査は、言うまでもなく、不祥事の根本原因を解明し、財務報告に係る信頼性を回復することを目的とするものであり、特に不正（粉飾）か誤謬かの判断においては慎重かつ批判的な検証が求められる。

しかしながら、本件の監査等委員会による調査においては、「誤謬」と評価に足る十分な根拠が固まっていない段階で、早期に「誤謬」との方向を示しており、この判断は、到底適切とは評価できない。監査等委員自身が自ら、取締役としての立場から、会社の資金繰りや訂正報告発表に配慮した旨を述べており、独立性、中立性の外部的に独立した検証という観点からは明らかに不十分な調査であったと考えられる。

また、複雑な会計論点や売上認識の妥当性を含む事案の場合、高度な専門的知見を有する会計専門家の参画が不可欠である。当時の監査人であるアスカ監査法人との協議を除き、独立した会計専門家も参与していなかった。この専門性の欠如も、監査等委員会が「不正」と「誤謬」の区別境界に関する誤った理解を修正できず（意図的な不正とは、狭義の「故意」に限らない。）、誤った結論付け方向性に向かった一因となったと評価する。

本件での監査等委員会の調査に際しては予算や時間の制約が厳しかったなどの事情があるが、そのような事情を汲んでもなお、監査等委員会の調査において、本来であれば不正（粉飾）と認定され得た複数の異常値・不合理な処理が適切に評価されず、監査等委員会はAbalanceからの説明を前提に「誤謬」という誤った結論を行っていたものと言わざるを得ない。

本件ではAbalanceから示された「誤謬ストーリー」への慎重かつ批判的な検討が不十分であり、監査等委員会としての本来の牽制機能は機能していなかつたと評価される。

イ アスカ監査法人の対応について

アスカ監査法人に対する当委員会のヒアリングにおいては、訂正報告書の対象となった各取引について、アスカ監査法人は会社から間違った情報が提供されていた結果、当時「不正（粉飾）であるとは認識していなかった」との回答がなされている。

しかしながら、前述の事実関係、役職員間のやり取りとして残存するメール等の記録、並びに関係者ヒアリング結果から明らかとなった Abalance のガバナンス体制の脆弱性、過去に WWB 営業部門とアスカ監査法人との間で有償支給取引に絡みコミュニケーションが生じていた、という複数の供述を踏まえると、仮に監査法人が想定し得る「不正」シナリオを適切に把握し、必要な追加検証手続を講じていた場合、本件の不適切な会計処理を疑義として早期に認識し得た可能性、少なくとも監査等委員会による調査の過程では「不正（粉飾）」であることを立証し、監査等委員会の判断に影響を与えた可能性は否定できない。

アスカ監査法人は、当委員会に対し、監査等委員会は内部調査の引継ぎ段階において「不正（粉飾）」の可能性が高いとの報告を聞いていたはずであり、監査等委員会の調査が不十分であったというよりも、「不正」の可能性が高いことを認識しつつ「誤謬」と結論づけたもので、監査法人として結論を左右し得る状況になかったとの趣旨の説明をしている。

当委員会としては、監査等委員会の調査段階においてアスカ監査法人が結論に実質的な影響を与えることは困難であったこと、また調査過程において会社側から監査法人に適切な情報が十分提供されなかつたことを踏まえると、明確な責任を断定することはできない。

しかしながら、本件の「不正」（粉飾）に係る取引内容は複雑なものではなく、発生時点においても、また監査等委員会の調査プロセスにおいても、その「不正」を特定し得る機会は存在したと評価される。この点に照らすと、監査法人において職業的懐疑心をより適切に発揮し得た余地はあったものと評価する。

(4) 行動動機：投資家保護姿勢の欠如及び不都合情報の隠蔽傾向

Abalance は、上場会社として、本来、不適切な会計処理が行われた事實を直視した上で、事実関係及び原因を徹底解明し、再発防止を図るという自浄作用を発揮すべき立場にある。しかしながら、本各案件における「不正」な会計処理について経営陣及び関係役職員の多くが、投資家にとって重要な不都合情報を適切に開示するよりも、これを「誤謬」として整理する方向を優先し、事実と真摯に向き合おうとする姿勢が十分に認められなかつた。

その結果、Abalance グループでは、再発防止に向けた自浄作用も機能せず、投資家に対して適時かつ適切に情報を開示するべきという上場会社としての基本的な要請に応えることができなかつた。

とりわけ不適切な会計処理であることを認識し、かつそれが「不正」に該当する可能性が高いことを認識していた段階においては、内々で「誤謬」のストーリーに収斂させるのではなく、第三者による客観的な意見を求め、その内容を踏まえて中立公正な立場で事実と向き合い、適切な情報開示を行うことが求められていたと言える。それにもかかわらず、Abalance は、投資家保護の観点よりも、A 氏の意向を尊重して結論ありきの方向性を優先し、必要な検証や独立した調査の実施を回避したものと当委員会は判断する。このような姿勢は、投資家保護という上場会社としての重大な問題があり、また、多くのステークホルダーの利益を不当に害し得る結果を招いたものといわざるを得ない。

(5) 決定的動機：上場廃止・刑事責任を回避する意図

経理部門において 2024 年 6 月期 Q2 決算発表（2024 年 2 月 14 日）に間に合わせる必要があったことから、その期限という目先のプレッシャーが強く働いていたことが認められる。

また、より重要で本質的な要因としては、Abalance が「不正」（粉飾）と認めて公表した場合、上場廃止等の重大なペナルティを受ける可能性のみならず、有価証券報告書等への虚偽記載に関する刑事責任を問われ得る、との懸念が、経営陣や関係役職員の間に強く存在したことが、関係者からの供述等から認められる。

第5 金融機関からの融資に関する請求書の偽造等

1 事案の概要

(1) 概要

WWB が、2020 年から 2023 年にかけて、A 社に対して発注した「大和（たいわ）町太陽光発電所・大衡（おおひら）村太陽光発電所」（いずれも宮城県）の大和大衡案件に関して、2021 年 7 月 30 日に、WWB から A 社に対して 617,820,300 円、A 社から WWB に対して 517,827,870 円の支払がなされている（以下「本件入出金」という。）。

本件入出金については、G 金融機関からの融資金を原資としているところ、かかる融資を受けるために実態と異なる内容の請求書を作成・提出し、及び請求書に基づく支払実績を仮装するなどしたのではないかとの疑義がある。

(2) 監査等委員会報告書における判断

本件入出金について、Abalance の監査等委員会が作成した監査等委員会報告書では、

- ・ WWB は 2021 年 6 月 24 日に、請求金額 617,829,300 円の同日付け請求書を受領後、A 社との間で請求金額を 1 億円に減額する合意をし
- ・ 同年 7 月 29 日に、同日付けの請求金額 100,000,000 円の請求書を A 社から受領したものの、WWB 及び Abalance 社内で 100,000,000 円の請求書の共有が行われておらず、誤って 617,829,300 円の請求書に基づく支払が実行されてしまった

ことから、事後的に A 社に依頼して 517,827,870 円の返金を受けたものとされている。

2 事実関係

(1) A 社との契約

WWB と A 社は、大和大衡案件に係る太陽光発電所の設備の建築工事の請負について、WWB を発注者、A 社を受注者とする 2020 年 11 月 20 日付け大和町太陽光発電所・大衡村太陽光発電所フルターンキー契約書（（以下「大和大衡 FTK 契約」という。）を締結した。

なお、実際には 2021 年 7 月 27 日頃に G 金融機関からの本件融資に際して契約書の提出を求められた際に、当時の WWB の社長であった L 氏が大和大衡案件を担当していた商品開発部 R 氏に対して、A 社との間で契約書の押印手続を行うよう指示しており、実際に契約書が作成されたのは同じく 2021 年 7 月 27 日頃であったと考えられる。

本件入出金当時の大和大衡 FTK 契約における請負代金の支払については、以下のとおり定められている。

請負代金	2,900,000,000 円（消費税別）
支払条件	出来高に合わせて分割して支払う。 ※最終回の支払金額は、290,000,000 円
支払方法	受注者からの請求及び受注者から毎月 25 日までに発行される出来高調書に基づき発注者において各月末時点における出来高を算定し、発注者が承認した部分の工事に対する請負代金相当額を上限として、当該時点における出来高から支払い済みの部分を控除した金額を翌月末営業日までに支払う。

(2) G 金融機関からの融資

WWB は、遅くとも 2021 年 6 月頃には、大和大衡案件のプロジェクト資金に係る融資について、G 金融機関に打診を行い交渉を開始した。融資の交渉において、G 金融機関からは、WWB が東京に所在する会社であることから、WWB の子会社であり大阪に所在するバローズ（以下、Abalance、WWB 及びバローズを明確に区別せず「バローズ等」ということがある。）を直接の融資先としたいとの話があり、2021 年 7 月 16 日に、総額 3,500,000,000 円、返済期間 17 年でのバローズに対する融資の提案を受けた。そして、同月 29 日に G 金融機関とバローズは、上記金額による融資（以下「本件融資」という。）について合意した。

本件融資に係る条件は、以下のとおりである。

借入金額	3,500,000,000 円
実行予定日等	第 1 回（手形貸付）：2021 年 7 月 30 日 1,600,000,000 円 第 2 回（手形貸付）：2021 年 10 月 31 日 750,000,000 円 第 3 回（手形貸付）：2022 年 2 月 28 日 600,000,000 円 第 4 回（手形貸付）：2022 年 6 月 30 日 280,000,000 円 証書貸付への更改：2022 年 10 月 31 日
期間	17 年
金利	3.5%（変動）
その他の条件	毎月工事進捗報告書及び現場写真の提出、実行時に現場確認等

2021 年 7 月 30 日、G 金融機関からバローズに対して、第 1 回実行分である 1,600,000,000 円についての融資が実行された（以下「第 1 回融資実行」という。）。

本件融資は大和大衡太陽光発電所のプロジェクト資金として融資されたものであり、本件融資の条件として「毎月工事進捗報告書及び現場写真の提出、実行時に現場確認」が定められている。これは、大和大衡 FTK 契約の請負代金の支払が出来高払いとなっていることから、各回の請負代金の支払に係る実態の確認を融資の条件としているものと考えられる。

そして、第 1 回融資に関して、バローズ等は 2021 年 7 月 2 日及び同月 12 日に G 金融機関に対して、A 社名義の WWB に対する 2021 年 6 月 24 日付け請求書（請求金額：617,829,300 円）が提出されており、その後に G 金融機関が作成した 2021 年 7 月 16 日付け提案書（案）では、2021 年 7 月 30 日の支払金額が 2021 年 6 月 24 日付け請求書の金額とほぼ合致する 617,829,000 円となっている。

これらの事情からすると、2021 年 7 月 30 日の第 1 回融資実行は、WWB の A 社に対する 617,829,300 円の請負代金債務の存在を前提としたものであったと考えられる。

(3) 入出金の流れ

ア 2021 年 7 月 30 日の請負代金の支払に係る請求書の発行

前述のとおり、大和大衡 FTK 契約では、請負代金は、最終回の支払を除いて、受注者 A 社から発行される出来高調書に基づいて出来高を算定して、当該出来高に基づいて支払を行う出来高払いとなっていたところ、2021 年 6 月 24 日付け請求金額 617,820,300 円の請求書が作成された。

一方で、遅くとも同年 7 月 26 日までに A 社 AE 氏及び A 氏との間で同月の請負代金の支払金額を 100,000,000 円とする旨の合意がなされ、同月 27 日付け 100,000,000 円の請求書（以下「1 億円請求書」という。）が発行されている。

イ 第 1 回融資実行後の入出金の流れ

2021 年 7 月 30 日の 1,600,000,000 円の融資実行後の同日における金銭の流れは以下のとおりである。下表④及び⑤が本件入出金である。

	送金元	送金先	金額（円）
①	G 金融機関	バローズ	1,600,000,000
②	バローズ	WWB	617,829,300
③	バローズ	WWB	500,000,000
④	WWB	A 社	617,829,300
⑤	A 社	WWB	517,827,870

3 本件融資に係る不適切な対応

以下に記載する事情に照らすと、バローズ等は、金融機関からの融資を受けるため工事請負業者の協力を得て実態と異なる請求書を作成するとともに、支払の実績を仮装するための入出金を行ったと認められる。

(1) 東証への回答及び監査等委員会報告書ドラフト

2023年12月頃から、Abalanceは東証から本件入出金に係る問合せを受けていた。この点、Abalanceは、2024年1月12日付け回答書において、いったんバローズ等からA社に対して振り込みを行ったものの、バローズ等の運転資金に充当するため、A社の協力のもと、バローズ等に資金を戻してもらったものである旨回答している。

また、東証に対する同月19日付け回答書において、G金融機関から送金記録の提出を求められていたこと、WWBの8月以降の資金繰りのため、1億円請求書に基づき請求された100,000,000円を除いた517,000,000円をA社からWWBへ戻すことを、あらかじめ両者間で合意していたため、これに基づいてA社からWWBに対する517,000,000円の送金がなされたこと、及びWWBからA社に対する2021年7月30日の送金のうち、契約に基づく支払は、1億円請求書に記載された金額のみであり、残りの517,000,000円は、上記合意に基づき、資金を戻してもらうことを前提とした支払となっていたこと、を回答している。

また、監査等委員会報告書のドラフトにおいても、2024年1月29日付け7thDraftまでは、本件入出金に係る事実関係について、東証への上記回答の内容に沿うものであると記載されており、監査等委員会による調査においても、上記東証への回答記載のとおりの事実関係であったことの確認がなされている。

なお、上記東証への回答は、その後同年2月5日付けの回答において、目的は「プロジェクト資金のため」であると訂正されている。そして、本件入出金の原因は、2021年6月24日にA社より発行された請求書に基づき617,829,300円を支払ったものであって、100,000,000円の請求書が社内で共有されていなかったためにかかる支払が行われた旨の回答に訂正されており、監査等委員会報告書についても概ね同様の修正が行われている。

この点、関係者ヒアリング等において、東証への回答内容の変更の経緯や理由につき、明確かつ合理的な説明は確認できなかった。また、後記(3)記載のとおり、監査等委員会報告書についてはその信用性に疑義があると言わざるを得ない。

一方、当初の東証に対する回答内容は後記(2)に記載する各事情とも整合的であること及び、本調査における複数名のヒアリングにおいて、資金繰りのためにA社との間の同日

での入出金や請求書の金額の調整を行っていたと認識している旨の供述を得られたことからすると、当初の東証に対する回答内容は信用性があると判断する。

(2) 実態と異なる請求書の作成等に関する事情

ア 出来高調書の作成、出来高確認等の不実施

前記のとおり、大和大衡 FTK 契約では、最終回の支払を除いて、請負代金の支払は、受注者 A 社から発行される出来高調書に基づいて発注者 WWB が出来高を算定して行われることとなっていた。しかし、2021 年 6 月 24 日付け 617,829,300 円の請求に係る出来高調書は作成されておらず、WWB において出来高の確認も行っていない。

大和大衡案件は、WWB における重要開発案件であり、出来高の確認は大和大衡太陽光発電所開発案件の進捗を確認する上で重要であることを踏まえると、支払承認時に出来高の確認を実施していないのは不自然であり、かかる事情から 617,829,300 円の請求に実態がないことが推認される。

イ 6 億円の請求書の作成の経緯

A 社は、請求金額 321,872,570 円、支払期日 2021 年 8 月 20 日とする 2021 年 6 月 24 日付けの請求書を発行し WWB に対して送付した。しかし、同年 7 月 2 日に、WWB から A 社に対して請求金額 617,829,300 円、支払期日 7 月 30 日とする請求書を作成するよう依頼がなされており、当該依頼内容に合致する内容の請求書が、同日に G 金融機関に対して提出されている。

以上のことから、A 社は 321,872,570 円の請求を行ったものの、バローズ等からの依頼に基づき金額、支払期日等の内容を修正した請求書を発行し、バローズ等はこれを G 金融機関に提出したものと考えられる。

工事請負代金債務の債務者である WWB から支払金額の増額と支払期日の早期化を求めるることは合理的ではないことから、上記の事情からは、A 社の協力の下で資金需要を仮装するために実態のない請求書を作成したことが強く推認される。

ウ WWB における 6 億円請求書の上書き

前記イのとおり、WWB は、2021 年 7 月 2 日に、請求金額 617,829,300 円、支払期日同年 7 月 30 日の A 社名義の請求書を G 金融機関に提出している。

もっとも、同月 12 日、WWB において、A 社名義の 2021 年 6 月 24 日付け 321,872,570 円の請求書のデータについて、当該データの記載と異なる内容の記載を上から貼り付

ける形で、請求金額（「321,872,570」円から「617,829,300」円）、内訳（「6月分出来高請求済み未入金額」から「太陽光発電システム工事費」）等の記載の修正が行われた請求書が作成され、G 金融機関に提出されている。

かかる請求書の具体的な作成の経緯、修正後の請求書についての A 社の認識等は確認できなかった（当委員会によるヒアリングへの協力が得られなかった。）ものの、G 金融機関からの融資を受けるにあたり必要となり、このような修正が行われたと考えられる。

エ その他の事情

バローズ等は、本件融資を受けるにあたり、G 金融機関に対して必要な融資金額を 4,800,000,000 円と説明していた。もっとも、G 金融機関から 4,800,000,000 円の融資を受けることができず、融資金額は総額 3,500,000,000 円にとどまることとなり、残額については他の金融機関から協調融資の申し込みを受けるよう求められた。かかる G 金融機関との交渉結果に関して、バローズ等において金融機関との折衝を主に担当していた C 氏から A 氏に対して「今更、協調融資の申し込みは当社グループの信用毀損につながりかねないので、大和町と大衡村の 2 案件としての進め方になります」との報告が行われている。

また、2021 年 7 月 27 日に、G 金融機関からの大和大衡案件に係る工事請負契約書の提出依頼を受け、L 氏が R 氏に対して「29 億では G 金融機関は通らないため、48 億円（税込）の契約書が必要です」などと A 社との間の 48 億円の工事請負契約書の作成を指示している。これを受け、R 氏及び R 氏の指示を受けた AC 氏において、2,900,000,000 円の大和大衡案件 FTK 契約に係る契約書の請負代金額の記載に「4,100,000,000 円」の記載を貼り付けるなど、大和大衡 FTK 契約に係る契約書の内容を上書き修正する契約書データの作成が行われている。なお、上記上書き修正後の契約書は G 金融機関に提出されていない。

以上のとおり、2021 年 6 月 24 日付け請求書のほかにも、本件融資に関して、バローズ等では G 金融機関から融資額を引き上げられるように画策していたことが窺われる。

オ WWB を含む Abalance 国内連結グループの資金繰りの状況

当時、Abalance グループにおいては資金繰りがひっ迫しており、毎月「グループ合算日繰り表」を作成し日次で国内主要連結子会社の資金繰りを管理していた。加えて、Abalance 取締役会においては、毎月の入出金概要（実績）が報告されていた。

2021 年 7 月の入出金概要（実績）によれば、前記の G 金融機関からの借入金調達 1,600,000,000 円を加算した上で月末残高 1,168,000,000 円となっており、当該借入金

調達 1,600,000,000 円がなければ資金ショートしていたと考えられ、資金繰りのために金融機関から早期に多額の融資を引き出そうとする動機があったといえる。

(3) 監査等委員会の調査報告書

前記のとおり、監査等委員会報告書では、本件入出金について 1 億円請求書が社内で共有されていなかったため、本件入出金が行われてしまったと判断されている。しかし、監査等委員会の調査については、ヒアリングの記録が残されていないなど、事後的な検証の可能性が十分確保されていないものであること、作成の途上の段階で、執行側にも共有され内容の確認、修正の検討が社内で行われていたことその他第 4 第 5 項記載の事項などから、本件入出金に係る同報告書の認定事実の信用性は十分であるとはいえない。

(4) 本件融資に係る対応の問題点

以上のとおり、本件の各事情に照らすと、バローズ等において金融機関からの融資を受けるため、工事請負業者の協力を得て実態と異なる請求書を作成・提出し、及び支払実績を仮装するための入出金が行われていたといえる。

かかる行為について、2021 年 6 月 24 日付け請求書に記載されていた 617,829,300 円は、当時総額 2,900,000,000 円となっていた請負工事代金の一部の支払に係るものであるところ、総額 3,500,000,000 円の融資について合意されていたと考えられること、G 金融機関のヒアリングを実施できておらず G 金融機関における認識を確認出来ていないことから、バローズ等の G 金融機関に対する行為が詐欺に該当するとまでは言い切れない。

もっとも、金融機関からの融資を受けるために実態と異なる書類を作成・使用し、送金実績を仮装することは、取引通念上、到底許容されるものではないことは明らかである。

このような行為が行われたことについては、バローズ等の内部統制が機能しておらず、コンプライアンス遵守体制が不十分だったと言わざるを得ない。

4 類似案件

大和大衡案件の他には、金融機関からの融資を受けるため、工事請負業者の協力を得て実態と異なる請求書を作成するとともに、支払の実績を仮装するための入出金を行ったと認められるような事案は確認できなかった。

もっとも、第 3 第 4 項記載のとおり、売上計上のために工事請負業者との間で同日の入出金を行う案件は複数確認された。そのうち、少なくとも蔵波案件における G 社との間の 2022 年 9 月 1 日の 77,000,000 円の入出金に関して、WWB において G 社名義の請求書のドラフトを作成し、同日の入出金を G 社に対して依頼したことが認められ、WWB においては、実

態と異なる文書の作成が常態化していたことが窺われる。

5 原因分析

前述のとおり、WWB の資金繰りはひっ迫した状況にあったことから、運転資金の確保のために金融機関から多額の融資を早期に受けようとする動機があった。

また、A 社との間で大規模な太陽光発電所の工事の請負に係る契約である大和大衡 FTK 契約があり、請負工事代金の各回の支払金額が定額ではなく出来高払いとなっていたこと、A 社との関係性から実態と異なる請求書の作成や、過入金後の返金の依頼への対応が期待できる状況にあったと考えられることなど、実態と異なる請求書の作成や支払実績の仮装が実施しやすい状況にあったといえる。

そして、運転資金不足で会社の事業に悪影響が出れば、大和大衡太陽光発電所開発にも悪影響が出てしまうため、設備資金に充当する前に運転資金として使用しても問題ないと考えて本件の行為を実行したものと考えられる。

第6 大和町太陽光発電所に係る減損検討について

1 事案の概要

大和町太陽光発電所に関しては、2024年9月に東北経済産業局よりFIT認定の失効（以下「本件失効」という。）の通知を受けたことに伴って、M社より系統連系契約が解除されるに至っている。この状況から、当初の売電計画に対する収支の乖離の可能性があるため、当該発電所に係る資産計上額の減損処理の要否について検討する。

2 一般的な固定資産の減損会計の概要

「固定資産の減損」とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が当初の計画どおり見込めなくなった固定資産について、回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する処理をいう。

Abalanceグループにおいては、日本における一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠し、財務諸表を作成しているため、固定資産の減損については、企業会計基準第35号「固定資産の減損に係る会計基準」（以下「減損会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下「減損適用指針」という。）に基づき会計処理を行わなければならない。

減損会計基準に従い、固定資産の減損検討は以下のステップで実施される。

- (1) 固定資産のグルーピング
- (2) 減損の兆候の把握
- (3) 減損の認識の判定
- (4) 減損損失の測定

各ステップの検討内容は下記のとおりである。

(1) 固定資産のグルーピング

減損損失の認識・測定を行う単位として、資産グループを決定する。資産グループとは、ほかの資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位となる（減損会計基準二6.(1)）。

(2) 減損の兆候の把握

減損の兆候とは、資産又は資産グループに減損が生じている可能性を示す事象をいい、減損会計基準二 1においては下記 4 つが例示として挙げられている。

- ① 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること
 - ② 資産又は資産グループの使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させるような変化が生じたか、あるいは生ずる見込みであること
 - ③ 資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか又は悪化する見込みであること
 - ④ 資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと
- 「減損の兆候がある」と判断された資産又は資産グループについてのみ、次の(3)減損損失の認識の判定を行う。

(3) 減損損失の認識の判定

資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額以上となっているかどうかの判定を実施する。割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額以上となっている場合には、減損損失は認識されない。帳簿価額を下回っている場合には、次の(4)減損損失の測定を行う。

(4) 減損損失の測定

上記(3)において、減損損失の測定を行うとされた資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額との差額を当期の損失として減損損失を認識する（減損会計基準二 3）。つまり、「減損損失＝帳簿価額－回収可能価額」となる。

「回収可能価額」とは、資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をいう（減損適用指針第 28 項）。「使用価値」とは、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの割引現在価値をいう（減損適用指針第 31 項）。

3 一般的な固定資産の減損会計に含まれる見積りの要素

(1) 固定資産の減損会計に含まれる見積り

固定資産の減損の判断に際しては、その判断又は金額が、将来事象の結果に依存するため、会社がその将来の事象を予測して判断する又は金額を見積もることが必要である。これらの見積りにおいては、会社の採用した前提及び仮定が含まれ、前提又は仮定が変動すれば減損会計に関する判断又は金額が変動することとなる。したがって、固定資産の減損の判断には自ずと不確実性や主観性を含み、経営者の偏向（情報の作成における経営者の中立性の欠如）が存在するリスクがある。そのため、合理的な見積りを実施するためには、会社において内部統制が機能していることが重要となる。例えば、経営者が、取締役会による監督及び監査役等による監査の下で、誠実性と倫理的な行動を尊重する企業文化を醸成し、維持しているかどうか、が重要になる場合がある。

当委員会においても、これらの視点を踏まえた上で検討を行うこととする。

(2) 固定資産の減損会計に含まれる主要な見積項目

固定資産の減損においては、下記 3 つの主要な見積項目があると考えられている。

- ① 前記 2 項(3)減損損失の認識の判定時に使用する、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額（以下「割引前キャッシュ・フロー総額」という。）
- ② 前記 2 項(4)減損損失の測定時に使用する、正味売却価額
- ③ 前記 2 項(4)減損損失の測定時に使用する、使用価値

詳細は後述するが、①割引前キャッシュ・フロー総額の見積りは、会社の策定した計画に基づいて算定されることが多く、経営者の偏向や恣意性が介入しやすく、算出過程における重要な仮定を識別し、当該仮定が合理的であるかどうか判断することが重要である。

① 割引前キャッシュ・フロー総額

「割引前キャッシュ・フロー」は、資産又は資産グループの残存使用年数での使用により獲得されるキャッシュ・フローに、残存使用年数経過後の処分により獲得されるキャッシュ・フローを加味して見積ることになる。その見積りを行うに当たって、①資産グループ中の主要な資産、及び②経済的残存使用年数を決定する。

「資産グループ中の主要な資産」とは、グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産をいう（減損適用指針第 22 項）。

「経済的残存使用年数」とは、資産又は資産グループ中の主要な資産が今後、経済的に使用可能と予測される年数をいい、資産の物理的な要因、使用上の環境、陳腐化の危

険の程度、その他当該企業の特殊的条件を考慮して決定される（減損適用指針第 21 項、第 99 項）。資産又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数が 20 年を超える場合には、21 年目以降に見込まれる将来キャッシュ・フローに基づいて算定された 20 年経過時点における回収可能価額を、20 年目までの割引前将来キャッシュ・フローに加算する（減損会計基準 注解（注 4）、減損適用指針第 18 項）。

「将来キャッシュ・フロー」は、企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る（減損会計基準二 4. (1)）。会社が計画や予算等に基づき将来キャッシュ・フローの見積りを行っている場合は、その前提となった数値を企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報と整合的に修正する必要があるとされている（減損適用指針第 36 項）。例えば、過去の実績等と比較して挑戦的な目標値となっていると考えられる場合は、将来キャッシュ・フローの見積りに当たっては、合理的に説明可能と考えられる水準に修正することが必要な場合もある。

また、「将来キャッシュ・フロー」は、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・イン・フローから、継続的使用と使用後の処分のために生ずると見込まれる将来キャッシュ・アウト・フローを控除して見積る。すなわち、「計画されている設備の増強や事業の再編に関連する将来キャッシュ・フロー」や「（計画されていないが）現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連する将来キャッシュ・フロー」は含め、「計画されていない将来の設備の増強等の結果として生ずる将来キャッシュ・フロー」は含めないものとされている（減損適用指針第 38 項）。

② 正味売却価額

「正味売却価額」は、資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定する（減損適用指針第 28 項）。時価とは公正な評価額をいい、通常、それは観察可能な市場価格をいう。このような市場価格が存在する場合には、原則として、市場価格に基づく価額を時価とし、市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額を時価とする（減損適用指針第 28 項（1）、（2））。

「不動産における合理的に算定された価額」とは、原則として「不動産鑑定評価基準」（国土交通省）に基づいて算定された正常価格をいう（減損適用指針第 28 項（2）、第 110 項）。

「その他の固定資産について合理的に算定された価額」とは、資産の特性等により、コスト・アプローチやマーケット・アプローチ、インカム・アプローチによる見積方法を、併用又は選択して算定する（減損適用指針第 28 項（2））。

ただし、通常、使用価値は正味売却価額より高いと考えられるため、減損損失の測定において、明らかに正味売却価額が高いと想定される場合や処分がすぐに予定されている場合などを除き、必ずしも現在の正味売却価額を算定する必要はない、とされている

(減損適用指針第 28 項)。

③ 使用価値

資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値として算定する（減損適用指針第 31 項）。

4 2025 年 3 月期における大和町太陽光発電所における固定資産の減損検討

(1) Abalance（経営者）が実施した減損会計

① 固定資産のグルーピング

Abalance は、SPC として大和町太陽光発電所合同会社（以下「大和 GK」という。）を設立し、大和町太陽光発電所設備を WWB から大和 GK に移管している。そのため、Abalance は、2025 年 3 月期において、ほかの資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、大和 GK が有する大和町太陽光発電所設備を一つの固定資産のグループとして取り扱っている。

② 減損の兆候の把握

大和 GK は、2023 年 6 月に FIT 価格により売電を開始したが、本件失効に伴い、2025 年 3 月期末時点において売電停止の状態にあった。そのため、Abalance は、資産又は資産グループに減損が生じている可能性を示す事象があったとして、減損の兆候ありと判断している。

③ 減損損失の認識の判定

Abalance は、大和町太陽光発電所の IRR 計算を行った「PPA_大和_nonFIT 案件情報シート_ver3.1_投委」（以下「IRR 計算書」という。）により、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額以上（割引前キャッシュ・フロー総額 ≥ 帳簿価額）となっているため、減損不要と判断している。

④ その他－減損会計に関する職務分掌

2025 年 3 月期において、減損の兆候の判定表については、経理部副部長（W 氏）が作成し、他の経理部副部長（V 氏）が確認し、経理部部長（D 氏）が承認するプロセス、大和 GK の減損検討資料である IRR 計算書については、WWB 代表取締役社長（G 氏）が作成し、経理部副部長（V 氏）が確認し、経理部部長（D 氏）が承認するプロセスとなっていた。

(2) Abalance の実施した減損会計に対する第三者委員会としての評価

当委員会としては、Abalance が行った大和町太陽光発電所に関する①固定資産のグレーピング及び②減損の兆候の把握について異存はない。③減損損失の認識の判定については、その過程において重要な問題はあるものの減損損失を認識すべきであったとまでは評価しない。その理由は次のとおりである。

ア Abalance における減損回避圧力の存在

(ア) 減損回避圧力が生じた理由

前記のとおり、固定資産の減損を適切に行うためには、Abalance において合理的な見積りを実施する必要がある。

しかしながら、Abalance は、主として H 金融機関との関係及び他の債権者との関係により、大和 GK において減損損失を計上することは会社存続のために回避しなければならないと考えていた。

すなわち、大和 GK は 2023 年 8 月に、H 金融機関と割賦契約（以下「本割賦契約」という。）を締結しており、2025 年 3 月期において、割賦未払金 2,738 百万円（連結上の金額 2,363 百万円）が存在していた。本割賦契約において、本件失効は期限の利益の喪失事由に該当するものとなっており、Abalance は本件失効となった 2024 年 10 月には、H 金融機関の請求により期限の利益を喪失する状況に陥っていた。

しかし、Abalance は返済資力がなく、H 金融機関から請求を受けることになりやむを得ない場合は、保有する他の発電所の売却により返済することを取締役会において検討している状況であった。

また、2024 年 10 月 25 日付け「親会社である Abalance 及び WWB の債務の補填について、子会社 VSUN の資金を利用出来ない理由について」という WWB 作成に係る H 金融機関宛て書面によれば、H 金融機関に対し、VSUN 資金を Abalance 及び WWB の返済に充当できない理由について回答しており、Abalance 及び WWB は、H 金融機関から事実上本リース債務の返済を迫られている状況にあったことが窺える。

(イ) 関係者が発信したメールについて

そのような中で、C 氏は、A 氏及び L 氏を含む Abalance 関係者に対し、2025 年 2 月 17 日、以下のメールを発信した。

「仮に大和町発電所が 3 月の決算期で減損された場合、経営陣もそれを認めたことになり、H 金融機関としてはその時点で Abalance に於いて全額返済の目処が立つなければ、期限の利益を喪失することになる。また、同時に H 金融機関自体も全額引当てを余儀なくされ、大きな問題に発展する。」

C 氏のこのメールは、大和 GK において減損を回避するよう方向性を示したものと読み取れる。

加えて、C 氏は、A 氏に対し、2025 年 2 月 23 日、「同年 5 月末の減損の公表及び H 金融機関と本割賦契約に基づく債務の期限の利益の喪失を回避しなければ、A 金融機関からの支援もなくなり実質的には倒産状態に陥ることになる」旨などについて報告をしている。

さらに、経理担当者である D 氏は、C 氏、A 氏、G 氏等に対し、2025 年 2 月 23 日、大和 GK で減損回避するためにどうすべきかについて、以下の表現で報告している。

「H 金融機関の借入金の状況を考えると減損不要の結論に持っていく必要あり」

「減損回避のためにプラスになるという考え方で、一旦申請を入れて、電力会社との技術協議に入ることは可能」

上記メールから、Abalance として減損回避のために行動していたことが窺える。

なお、2025 年 3 月 11 日、E 氏と G 氏との間のメールでのやりとりにおいては、E 氏による減損とならないためには電力申請が重要であるとの指摘に対し、G 氏は、売電再開に向けた動きとして電力会社に対して「一旦申請を入れる」と回答しており、2025 年 3 月 11 日時点で電力会社に対して売電のための申請がなされていないことが示されている。

加えて、E 氏は、A 氏、C 氏、K 氏、G 氏及び M 氏に対し、週報において、本割賦契約について期限の利益を喪失すると、クロスデフォルト条項により他の金融機関からの債務についても期限の利益を喪失することを報告しており、Abalance はこのような事態になることを危惧していた。

このように、Abalance の事業継続上、大和 GK において減損を回避することが重要事項となっており、経営陣を含め社内全体で「減損回避」という共通目標が形成されていたと推察され、内部統制は十分に機能しておらず、減損検討上、過度に楽観的な見積りが行われていた可能性がある。

イ 具体的な事業計画の検討・・・重要な仮定の識別

(ア) 判定の枠組み

Abalance は、前記第 4 項 (1) ③に記載したとおり、割引前キャッシュ・フロー総額 \geq 帳簿価額であるため、減損不要と判断している。帳簿価額は確定値であり、割引前キ

キャッシュ・フロー総額は Abalance が作成した事業計画から算定された金額である。したがって、IRR 計算書における事業計画が合理的かどうか、つまり、事業計画における重要な仮定を識別し、当該重要な仮定が合理的かどうかが減損損失の認識の判定上、重要となる。

この点、Abalance は、割引前キャッシュ・フロー総額の計算を、各年度の割引前キャッシュ・フロー = 「売電収入」 - 「減価償却費以外の営業費用」として計算し、20 年分を合計することで 2,369 百万円と計算している。大和町太陽光発電所は、すでに完成し一度売電を開始し、その後本件失効に伴い、売電停止となっているという特殊事情があることから、2025 年 3 月期における減損検討においては、売電開始から 20 年間の収入を見込むのではなく、2025 年 3 月末から 20 年後の 2045 年 3 月までの売電収入を見込むべきと判断する。売電契約は未締結であり、前記のとおり、減損回避のために電力会社に売電可能となるよう申請を入れるという発言も発見されていることから、売電開始（再開）時期を過度に楽観的に見積もった可能性があり、売電開始（再開）時期を重要な仮定の一つと判断する。

(イ) 具体的な判定（あてはめ）

「売電収入」は、Abalance の事業計画において、以下のとおり計算されている。

$$1 \text{ 年目売電収入} = 1 \text{ 年目年間発電量} \times \text{売電単価} = 164 \text{ 百万円}$$

$$n \text{ 年目売電収入} = 1 \text{ 年目売電収入} \times \{1 - (n-1) \times 0.005\}$$

として、各年度の売電収入を計算し、20 年間の総額を 3,132 百万円としている。

仮定		
1	売電単価	14 円/kWh
2	1 年目年間発電量	11,763,647kWh
3	経年劣化考慮係数	1 年目を 100% とし、年 0.5% ずつ低減

「年間発電量」は、2023 年 7 月から 2024 年 6 月の年間発電量実績が 12,202,210kWh であること、経年劣化考慮係数は、一般的な太陽光パネル経年劣化率と比較した結果、不合理とは言えないと判断する。

売電単価は、当初は FIT 價格で売買する予定で建設した発電所であり売電開始後に FIT 認定が失効したこと、売電契約締結前の状況であること、減損回避圧力の存在を考慮すると、過度に楽観的に見積もった可能性があるため、重要な仮定の一つと判断する。

「減価償却費以外の営業費用」は、事業計画において、各年度の費用を費目ごとに見積り、計算しており、下表のとおり 20 年間の減価償却費以外の営業費用合計を 762 百万円と見積もっている。減損回避圧力の存在を考慮すると過小に見積もっている可能性があるため、重要な仮定の一つと判断する。

費目	金額（百万円）
固定資産税	261
賃借料・土地ランニング費用	10
O&M 費用	112
保険代	115
撤去費積立	72
その他費用	160
電気事業税	31
計	762

また、Abalance としては、事業計画上、経済的耐用年数は 20 年を超えるものとして、21 年目以降の収入も見込んでおり、20 年経過時点の回収可能額の算定は行っていないものの、正の値ではあると考えている。太陽光パネルの一般的な経済的耐用年数が 20 年～30 年と考えると 20 年経過時点以降も正の割引前キャッシュ・フローが発生する可能性はあるが、20 年経過後の売電価格や設備投資額の不確実性は高いと考えられるため、当委員会としては、保守的に割引前キャッシュ・フロー総額には加算しないことは妥当と判断する。

ウ 重要な仮定である売電時期及び売電単価の検討

Abalance は、売電単価を 14 円と仮定しており、この根拠としては、2025 年 9 月時点では、東北電力管内の NonFIT 売買単価は一般的に 12 円～14 円と言われていること、他社から口頭ベースで 12 円～13 円の打診を受けていること、N 社のコラム (<https://renewable-energy.funaisoken.co.jp/column/column-1519/>) で NonFIT 売買単価の相場が 12 円～15 円と記載されていること、であると回答し、その後 11 月において、2025 年 5 月に他社から WWB に「non-FIT 単価 13.5 円～14 円であれば競争力がある」とのコメントがあったことを理由に訂正している。

当委員会において、Abalance から協議中の取引先の紹介をうけ、2025 年 11 月に当該取引先にヒアリングした。その結果、当該取引先は Abalance で事業計画を作成していた当時は「non-FIT 単価 13.5 円～14 円であれば競争力がある」と WWB に発言したが、当時の価格は単なる売買協議における目安に過ぎず、WWB は重要な取引先候補であることは変わりないが、取引先が最終的に買電を実行するかは価格条件や買電時期などの各種条件を勘案して決まるため、この価格の範囲外で合意がされる可能性もあり、また取引先が WWB から買電を行わない可能性もある、という回答であった。当該取引先への

ヒアリングの結果からは、Abalance の事業計画が前提どおりに進捗しない可能性が十分に残ることになる。

加えて、2025 年 9 月末時点においても、Abalance の希望売電単価 14 円/kWh 以上に対し、東北電力からは相場は 13 円/kWh である旨の回答及び 13 円/kWh 未満を提示すべきという回答があった。かかる事情からも、2025 年 3 月期において売買単価 14 円という仮定は楽観的と評価する。仮に 13 円と見積もった場合、割引前キャッシュ・フロー総額は 223 百万円（概算）の減少となる。

また、Abalance は売電時期を 2026 年 6 月と仮定しているが、2025 年 8 月 27 日付け M 社発行の「接続検討申込みに対する回答について」との書面及び上記ヒアリング並びに東北電力からの回答メールにより、2026 年 6 月から売電するという仮定は合理性があると判断する。ただし、2025 年 4 月～2026 年 5 月までは売電収入は発生しないため、2045 年 3 月末（2025 年 3 月末から 20 年経過後）までの割引前キャッシュ・フロー総額は 128 百万円（概算）の減少となり、上記 223 百万円と合算すると 351 百万円の減少となる。

エ 重要な仮定である「減価償却費以外の営業費用」の検討

減価償却費以外の営業費用について、調査を通じて、売電開始に際し追加費用が 30 百万円から 50 百万円発生する見込みという回答を得ており、事業計画に含まれていないことを確認している。これは割引前キャッシュ・フロー総額から控除すべき金額であるものの、2025 年 8 月 27 日付け M 社発行「接続検討申込みに対する回答について」においても概算工事費 20 百万円と記載されていることからも、当該金額は不合理とはいえないと考える。

減価償却費以外の営業費用について、Abalance は 20 年間総額で費目別に下記のとおり見積もっている。

費目	金額（百万円）
固定資産税	261
賃借料・土地ランニング費用	10
O&M 費用	112
保険代	115
撤去費積立	72
その他費用	160
電気事業税	31
計	762

固定資産税、電気事業税及び撤去費積立は機械的に計算されるものであり、合理的と考えられる。

賃借料・土地ランニング費用については現時点で発生予定がないとの回答を得ている。

O&M 費用は保守管理費用と年次点検費用から構成されること及びその金額算定根拠と比較して、不合理な点は発見されなかった。

保険代については、大和 GK の過去実績及び類似案件である大衡村太陽光発電所の実績と比較して、不合理な点は特に認められなかった。

その他費用は、大和 GK の過去実績及び類似案件である大衡村太陽光発電所の実績と比較すると、不合理な点は発見されなかった。

ただし、物価上昇率の影響を受ける可能性の高い O&M 費用及びその他費用を年 2% 増額させると影響は +65 百万円となり、上述の売電開始費用 +50 百万円、賃借料・土地ランニング費用△10 百万円を加味すると、減額金額は最大 105 百万円程度と推察する。

オ 割引前キャッシュ・フロー総額と比較する固定資産帳簿価額の検討

IRR 計算書における投資額は 2,302 百万円、2025 年 3 月期の大和 GK の固定資産帳簿価額は、単体で 2,522 百万円、連結で 1,906 百万円である。投資額と帳簿価額に差異があるのは、投資額は概算額であり、その後減価償却も実施されているためであり、単体の帳簿価額 > 連結の帳簿価額となっているのは、大和 GK において、固定資産をセールアンドリースバックしているが、連結上では金融取引として売却益等を消去しているためである。

Abalance は簡便的に投資額 2,302 百万円を割引前キャッシュ・フロー総額と比較する金額としているが、連結財務諸表上、減損損失の認識の判定時に使用する固定資産帳簿価額は、連結上の金額である 1,906 百万円が妥当と判断する。

カ 減損損失の認識の判定の検討

2025 年 3 月期における連結上の大和 GK の固定資産帳簿価額は 1,906 百万円であるため、割引前キャッシュ・フロー総額が 1,906 百万円以上であれば減損損失の認識は不要と判定される。

割引前キャッシュ・フローは、売電収入から減価償却費以外の営業費用を差し引いて計算されるが、Abalance の計算では売電収入は 3,132 百万円、営業費用 762 百万円、差し引き 2,369 百万円となっており、固定資産帳簿価額を 463 百万円上回っている。前記ウから算出された減額金額は 351 百万円、前記エから算出された減額金額は 105 百万円、計 456 百万円であり、これらを差し引いても、割引前キャッシュ・フロー総額

1,913 百万円 > 固定資産帳簿価額 1,906 百万円となり、減損損失の認識は不要と評価される。

なお、前記イにおいては 20 年経過時点の回収可能額を保守的に零としており、上記のとおり零としたとしても減損損失の認識は不要となるが、回収可能額がある場合、上記割引前キャッシュ・フロー総額に加算されるため、より割引前キャッシュ・フロー総額 > 固定資産帳簿価額の蓋然性は高まる。

一般的に太陽光発電所において 20 年以上の売電は可能であると考えられており、売電単価については不確実性が高いと考えられるが、仮に Abalance が計算した売電単価 12 円で 5 年延長した場合の割引前キャッシュ・フロー総額は 521 百万円となり、仮に保守的に 10% で割り引いたとしても 20 年経過時点の回収可能額は 300 百万円以上となる。

(3) 大和町太陽光発電所の減損検討に関する総括

以上の検討結果を踏まえると、Abalance の事業計画は減損回避圧力のもと、楽観的に作成されたことは否定できず、固定資産の減損に係る判断に関して、内部統制上の脆弱性及び機能不全が存在していたと認められる。重要な取引先からの聴取や東北電力からの相場情報からも Abalance の事業計画において、売電価格や売電開始時期の不確実性は高いと評価する。

しかしながら、これらを考慮しても、2026 年 6 月から売電開始可能という Abalance の見積りには一定の合理性があると考えられ、売電単価及び営業費用を保守的に見積もつたとしても固定資産帳簿価額 > 割引前キャッシュ・フロー総額であったとまでは言えず、減損損失を認識すべきであったとまではいえないと評価する。

(4) 大和町太陽光発電所の減損検討過程において発見された他の事項

2025 年 3 月期において、Abalance の減損兆候判定を行っている計算表を確認したところ、営業キャッシュ・フロー（減価償却費計上営業損益）のみで減損の兆候判定を行っており、営業損益では減損の兆候判定を行っていないかった。Abalance に確認したところ、「太陽光発電事業の FIT 制度を考慮すると、20 年間の売上が事業開始段階で担保されるため、計画どおりに運転されている限り、IRR 7 ~ 8% 以上で回るため、減損の対象になることはないと考えられます。このため、計画どおりに運転されていないという指標のみ抽出すれば減損の要否を判断できると考えており、このためには営業 CF がプラスかマイナスかで判断すれば足りると考えており、監査法人にもその旨説明し同意をいただいております。」との回答であった。一方、当委員会が質問したところ、中部総合監査法人からは同意しているとの回答は得られなかった。

減損の兆候は、「営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合」は、判断すべきものであり、営業キャッシュ・フローのみで減損の兆候を判断することは、管理会計上「営業活動から生ずるキャッシュ・フロー」のみ把握している企業に限定されている（減損適用指針第12項、第80項）。営業キャッシュ・フローを減価償却費計上前営業損益で計算していることを鑑みると、営業損益で減損の兆候を判断するよりも、減損の兆候判断が甘くなっていると考えられる。

仮に、減損の兆候ありとなった資産又は資産グループについては、減損損失の認識の判定が必要となり、その結果によっては減損損失が計上される可能性があったと考えられる。

第7 大和大衡案件に係る賃貸借契約書について

1 事案の概要

Abalance の子会社である WWB においては、2017 年 2 月 16 日に WWB 大和町太陽光発電所について電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 6 条第 2 項に基づき、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定（以下「本件 FIT 認定」という。）を取得したものの、2024 年 10 月 24 日付けで失効するに至った。これに関連して、WWB は、K 社との間で、土地の賃貸借契約を締結し、同年 10 月 25 日に当該賃貸借契約に関する公正証書（以下「本件公正証書」という。）が作成されている。本件公正証書の内容が虚偽であるかどうかについて、以下検討する。

2 基本的な事実関係

(1) WWB が本件 FIT 認定に関する報告徴求通知を受領するまでの経緯

ア 本件土地の売却

2020 年 2 月 6 日、WWB は、本件 FIT 認定の対象となっている土地の一部（以下「本件土地」という。）を K 社に対し 45 万 2,400 円で売却した。

本件土地を売却したことにより、本来、WWB は、本件土地について本件 FIT 認定の認定地番から除外する手続をとるべきであったが、当該手続をしなかった。その理由は、本件土地に関して本件 FIT 認定の申請を担当した者と本件土地の売却を担当した者は別人である、すなわち、前任後任の関係にあるところ、本件土地の売却を担当した者が、本件土地は大和町太陽光発電所が建設されている場所ではなく、いわゆる飛び地となっていたことから、本件土地が本件 FIT 認定の対象となる土地であるとの認識を欠いていたことにある。

イ 東北経済産業局による報告徴求の通知

2023 年 4 月 19 日、WWB は、東北経済産業局より本件 FIT 認定に関し、報告徴求通知を受けた。その中に、本件土地の所有権登記が 2020 年 2 月 6 日付けで K 社に移転していることから、WWB が本件土地の権原を有することを証明する書類を提出する旨も含まれていた。

(2) R 氏による K 社との交渉

ア 貸借契約の提案

2023 年 5 月 19 日、WWB のグリーンエネルギー事業部プロジェクト開発部本部長の R 氏が K 社の代表取締役社長である AF 氏に対し、メールにおいて経済産業省対策用の貸借契約を締結し、その後変更申請を行った上で、本件土地の地番を本件 FIT 認定の対象の土地から削除することを提案している。

なお、上記メールで R 氏が述べている経済産業省対策用の貸借契約とは、本件 FIT 認定を継続させるための実態のない契約であることが、R 氏が Abalance 管理本部法務室室長である AA 氏に送付しているメール内において、「なんちゃって契約書」と表現していることから窺われる。

そして、実際に、AF 氏も実態のない契約であることを認識しており、締結することについて懸念をしている。

イ 提案に対する回答

2023 年 6 月 20 日、R 氏は、K 社に赴き、AF 氏と協議を実施し、その後、AF 氏は、R 氏に対し、2023 年 2 月 15 日の日付で運転開始日から 20 年間の土地の貸借契約を締結し、地代は年間 250 万、20 年分の地代 5,000 万円を運転開始日から 2 か月以内に支払うなどの条件で本件土地の貸借契約を締結する旨の回答をした。

しかしながら、R 氏は、地代が高額すぎるとして、上記提案を拒否し、減額の再提案を行っている。

ウ 再提案に対する再度の回答

2024 年 10 月 17 日、AF 氏は、R 氏に対し、2023 年 2 月 15 日の日付で運転開始日から 20 年間の土地貸借契約を締結し、地代は無償とする一方で、コンサルティング料の名目で K 社に対し 1,500 万円（税抜）を支払うことなどの条件で本件土地の貸借契約を締結することを回答した。

しかしながら、R 氏は、売却時の価格と賃貸価格が合わないことから、社内での理解が得られないことを理由に上記提案につき保留した。

その後、同月 13 日付けメールを最後に、R 氏から AF 氏に対するメールの返信は行われていない。また、同月 26 日付けで R 氏が東北経済産業局に対しメールを送付して以降、WWB から東北経済産業局に対する連絡も行われていない。

そして、2024年6月30日、R氏はWWBを退職し、本件はWWBグリーンエネルギー事業部プロジェクト開発部部長AD氏に引き継がれることになった。

(3) H氏、AD氏によるK社との交渉

ア 本件に関するWWB社内への周知

2024年6月26日、AD氏より東北経済産業局より本件土地の権原を証明する資料の提出がないことを理由に本件失効がなされる可能性がある対象に含まれていることから、K社との交渉を速やかに進めるべきである旨のメールをWWBの関係者に周知した。

なお、この時点ではAD氏は、あくまでK社との合意のもとで賃貸借契約の締結を行うことを想定していることから、契約書の偽造ではないと考えていた。

イ K社及び東北経済産業局への訪問

2024年7月10日、AD氏とWWB取締役H氏は、K社に赴き、AF氏と協議を実施した。従前より提示を受けていた1,500万円のコンサルティング料の名目の協力料を支払うことによって本件土地についてWWBの権原がある形で応諾してもらえる様子であることを確認した。

そして、同月12日、AD氏は、東北経済産業局を訪問し、賃貸借契約書が見つかっていない旨を説明した。なお、この時点では賃貸借契約書は実際には存在していなかった。

なお、同月13日に、AD氏からWWB代表取締役社長G氏に送信されたメールにおいて、東北経済産業局との話を進めるために「偽の書類を揃えること」が提案されている。これは、契約書類をK社に無断で作成して偽造するということは意図しておらず、K社との間で契約書を取り交わすとして、どのような内容にすれば過去から権原があったようになるのか疑問に思っていたことを意味している。

ウ K社による提案内容の変更

K社との賃貸借契約について、AF氏は1,500万円で合意することに前向きであったが、K社の株主であるL社の代表取締役であるAG氏は、過去にWWBとの取引で不備があったことを理由にWWBに協力することを拒んでいた。なお、K社の実印はAF氏が保有していたが、印鑑証明はAG氏が保有しているとのことであった。

2024年7月31日、Abalance取締役相談役A氏、G氏、H氏、AD氏で対策を相談した結果、A氏の指示により、H氏とAD氏でAG氏が代表取締役社長を務めるL社を訪問し、

アポイントメントなく AG 氏を訪ねた。もっとも、AG 氏は不在であり、会うことはできなかった。

同年 8 月 5 日、AF 氏は、AD 氏に対し、自身を介することなく L 社を訪問したことに関連を発して、提案内容を変更し、コンサルティング料の名目で 1 億円を支払わなければ賃貸借契約を締結しないとする内容の提案をした。

同月 20 日、AD 氏が AF 氏に対して提案には応じることができない旨を連絡したところ、同月 24 日には、AF 氏から今回の交渉の内容を経済産業省に報告する旨のメールを受領しており、いったん交渉が決裂した。

エ 東北経済産業局への経緯報告

2024 年 8 月 27 日、H 氏と AD 氏とは、東北経済産業局を訪問し、実際は K 社と賃貸借契約書を取り交わしておらず、バックデータで賃貸借契約を締結することを想定しており、その交渉の過程で 1 億円のコンサルティング料の負担を求められていることを報告した。

(4) 本件失効見込みの通知受領後の対応

ア 本件失効見込みの通知受領

2024 年 9 月 11 日、東北経済産業局は、AD 氏に対し、本件 FIT 認定について認定ステータスを失効に切り替える旨の連絡をした。

イ G 氏による AF 氏への再コンタクト及び賃貸借契約締結の合意

2024 年 9 月 20 日に、事態を開拓するべく議員への陳情を行うために、Abalance 副会長 K 氏から、弁護士 N 氏（同人は同月 26 日開催の Abalance 株主総会において社外取締役（監査等委員）に選任されている。）に対して K 社との賃貸借契約、解約合意書及び業務委託契約書の確認を行うメールが送信されているところ、そのメールに添付された業務委託契約書の代金は 1 億円と記載されている。

上記各契約書類を弁護士 N 氏に確認する中で、弁護士 N 氏から、議員に陳情するに当たって東北経済産業局とのやり取りや K 社との合意に関するエビデンスに欠ける旨の指摘がなされたところ、AD 氏が K 氏に対し、「当初（昨年の 6 月頃）、我が社は、」K 社との間で「backdate で、契約日を遡って、いわば経産省を欺くような「契約書の偽造」の相談をしている」といった事情から、エビデンスを示すのが難しい旨のメールを送信している。ただ、「昨年」に相当する 2023 年 6 月頃には、K 社との間で本件土地の

権原に関して契約書は取り交わされていない。また、同メールにおいては、「この7月以降、私が経産省との話の中で、これまでの報告と矛盾なくさらに法に触れないように「口頭で無償貸借」という風に説明しながら、書面がないことを正当化するなど、現場できりぎりの折衝をしてまいりました。」との記載があり、WWBは、2024年9月までは、K社との間で使用貸借の合意があったことを確認する形で契約締結をする道を探っていた。

その後、同年10月4日、G氏とAF氏で協議の結果、コンサルティング料の名目で1億円を支払うことは変わりないが、1,500万円を先に支払い、その後本件FIT認定が維持された場合には、残りの8,500万円を支払うことを条件として、本件土地について権原があることを内容とする賃貸借契約書の取り交わしをすることに合意した。

ウ 賃貸借契約書及び本件公正証書の作成

2024年10月8日、G氏とAF氏の双方が令和5年2月1日付け土地賃貸借契約書及び2024年10月付け業務委託契約書に署名をし、同月9日にWWBからK社に対し、1,650万円の送金がなされた。なお、WWBと大和GKとの間において、K社の承諾の下で土地転貸借契約書が作成されたかどうかについては、確認ができなかった。

2024年10月15日、G氏よりAF氏に対し賃貸借契約書に関する公正証書の作成に関する打診の連絡を行い、同月16日に公正証書の作成に応じる旨及び賃料等の設定はG氏に任せる旨の連絡を行っている。そして、2024年10月25日、G氏及びAF氏が立会いのもと、本件土地に関する賃貸借契約について本件公正証書が作成された。

その後、同月29日、WWBは、K社に対し、本件公正証書第2条に基づき、2万1,000円の賃料を支払ったが、その後はK社に対して賃料は支払っていない。

結果的には、本件公正証書をもってしても、東北経済産業局から本件失効は撤回されなかつたし、別途同9日以降の賃料の支払はなされていないものの、WWBとK社との間においては、本件土地についてWWBが2023年2月1日から使用権原があることを認める賃貸借契約及び本件公正証書の内容について争いがあるわけではない。なお、上記のとおりWWBから大和GKに対する土地転貸借契約に基づく転借権の設定については確認することができていない。

3 本件公正証書の内容が虚偽であるかどうかについて

(1) 結論

前記2によると、交渉経過において紆余曲折を経てはいるものの、WWBとK社との間においては、本件土地についてWWBが2023年2月1日から使用権原がある旨を内容とする

令和5年2月1日付け土地賃貸借契約書が有効に成立していることについては争いがない。したがって、この土地賃貸借契約書の内容を基礎として作成された本件公正証書もまた内容において虚偽があると判断することはできない。

なお、WWBと大和GKとの間における土地転貸借契約に基づく転借権の設定についても争いがないため、これも内容において虚偽と判断することもできない。

(2) 内容が虚偽であるとの疑義の検証

他方で、WWB内におけるメールにおいて、「偽の書類を揃える」「契約書の偽造の相談」といったように、K社との本件土地に関する賃貸借契約について偽造することを仄めかすようなやり取りがなされている。また、K社との交渉が一度は決裂をしており、K社側の態度も強固であることからすると、再度交渉を行うことが困難であるような状況も窺われる。これらの点を踏まえると、本件公正証書についてもK社との間で本件土地の権原を認める旨の意思の合致はないのではないかとの疑義が生ずることは否めない。

しかしながら、「偽の書類を揃える」、「契約書の偽造の相談」といった表現がメール文中に存在することなど上記事実関係は、それをもって直ちに本件公正証書の内容が虚偽であったと断定することはできず、前記(1)で述べた結論に影響を及ぼすものではない。以下、本件公正証書の作成に関連する経緯に照らしても、不合理とまではいえず、本件公正証書の内容が虚偽であると判断することができないことについて述べる。

ア メール文の内容から直ちに偽造を行っていると評価できないこと

前記第2項(3)イ及びエによると、AD氏は、東北経済産業局に対し、K社との賃貸借契約書があるとの説明を行う一方で、K社との間では賃貸借契約を取り交わし、本件土地について権原があることを証明する内容の書類を東北経済産業局に提出した後に当該契約を解除することを想定していた。

これらを踏まえると、WWBの社内向けのメールにおいて、東北経済産業局に対して上記時点では存在していない賃貸借契約書を用意した上で説明を行うという趣旨で「偽の書類」及び「契約書の偽造」といった表現を用いるにとどまり、それ自体については不合理とまでは言い難い。

したがって、「偽の書類」及び「契約書の偽造」といった文言がメール文中に含まれていることをもって、直ちにWWBが本件公正証書の内容が虚偽であったと評価することはできない。

イ 本件土地に関する賃貸借契約が内容虚偽と断定することはできないこと

WWB は、R 氏、AD 氏及び H 氏と窓口を変えながら長期間 K 社との間で本件土地に関する賃貸借契約の締結について交渉を行ってきた。この点について、前記第 2 項 (3) ウ のとおり、K 社の株主の代表者である AG 氏は、WWB との協力を拒んでおり、K 社としても、AD 氏が AG 氏に会いに行ったことをきっかけに従前よりも多い金額を提示し、結果的に交渉が決裂したこともあった。このような経緯を踏まえると、WWB が K 社との間で本件土地に関する賃貸借契約を締結することは、一時期は困難であったことは間違いない。

しかしながら、WWB が交渉窓口を変えて G 氏が AF 氏を直接訪問することにより交渉が円滑に進行したことが窺え、このこと自体は必ずしも合理性を欠くものではない。また、本件土地の権原がないことを理由に実際に本件 FIT 認定が失効することになったことを契機として態度が軟化して協力体制となり、これによって本件土地について権原があったことを内容とする賃貸借契約を締結されることについても、不合理であるとまではいえない。

以上を踏まえると、H 氏及び AD 氏による K 社との交渉は一度決裂したもの、その後 G 氏による交渉によって本件土地に関する賃貸借契約の締結について合意したと考えるのが自然であり、その経緯が不合理であるとまではいえない。

4 本件失効に至るまでの対応に関するガバナンス上の問題

上記のとおり、WWBにおいて、本件公正証書の内容が虚偽であるとの断定をすることまではできないとしても、本件失効に至るまでの WWB 及びその親会社である Abalance の対応に関しては、次のとおり、ガバナンス上の問題があつたと考えられる。

例えば、本件土地は飛び地として WWB の太陽光発電事業に必要のないものであつたことから、そもそも本件 FIT 認定の対象となる土地に含めるべきではなかつたにもかかわらず、本件土地をこれに含めてしまつたこと、仮に本件土地を申請対象としていたとしても、本件 FIT 認定の対象となる土地を売却するのであれば、認定地番から外すこともできたはずであるにもかかわらずそれをしなかつたことについては、FIT 認定制度に関する認識が甘かつたと言わざるを得ない。WWB は、重要であるはずの認定地番の対象土地が売買対象とならないように管理態勢を構築し運用するべきであるのに、そのような管理態勢の構築及び運用を怠っていたと考えられる。

また、FIT 認定が失効する可能性がある案件について、経営の重要課題として経営陣が組織的に取り組もうとするのではなく、少なくとも当初は L 氏の指示の下で R 氏のみで対応しようとしており、社内での重要情報の共有に関する態勢が不十分であると考えられる。

さらに、これらの結果として、必ずしも望ましいとはいえないバックデートの土地賃貸借

契約の締結をせざるを得なくなり、断定はできないものの内容虚偽の疑義が呈されるような事態になっているのは、契約締結フローや契約管理に関する基本的なガバナンス上の問題もあったと考えられる。

5 本件失効当時にIR開示を実施しなかったことの妥当性

Abalanceは、本件失効がなされた2024年10月当時、NonFITでの売電も見越して減損損失を計上する必要がないことなどを理由として適時開示を実施しないとの判断をしているところ、その判断が妥当であったのかどうかについて検討する。

この点について、上場会社は、「上場規程第402条第2号aからwまでに掲げる事実のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」が生じた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられる（平成19年11月1日「有価証券上場規程（東証）」（以下「上場規程」という。）第402条第2号x）。「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす」かどうかについては、発生事実の内容、その影響等を踏まえて、実質的に判断する必要がある。

本件についてみると、本件失効それ自体は「当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実」には該当する。

また、確かに、Abalanceにおいて、そもそも減損損失の認識をせず、投資者の投資判断に及ぼす影響がない又は未知数であることを強調して、本件失効について適時開示をしないとの判断が妥当ではないと断定することまではできない。

もっとも、Abalanceは、2023年6月14日付けで大和大衡案件について売電を開始した旨の適時開示をしている。この点を踏まえると、本件失効は当該売電の前提を根本的に変更し得る事象であり、投資者にとって全くもって看過しえない事象であると解される。

したがって、本件失効の事実、内容及び影響の程度を総合的に勘案すれば、当該事象は「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす」重要事象に該当する可能性が高く、Abalanceが適時開示を行わなかったことは、上場企業としての開示義務の趣旨に照らし、適切性を欠いていたと評価される。

第8 2025年3月期有価証券報告書に関する会計処理等

1 事案の概要

当委員会は、本調査の過程において、2025年3月期有価証券報告書に関する会計処理等について発見した事項があるため、以下のとおり説明を加える。

(1) 2025年3月期

2025年3月期連結財務諸表上、本割賦契約による割賦未払金計2,363百万円を短期債務151百万円、長期債務2,211百万円として計上している（本割賦契約に基づく債務を以下「本割賦債務」という。）。本割賦契約に伴う遅延損害金や弁済手数料は計上していない。

(2) 2026年3月期

2025年7月に本割賦債務を全額返済し、2024年10月23日から2025年7月15日までの遅延損害金217百万円及び弁済手数料361百万円を特別損失として計上する予定である。

遅延損害金は、FIT失効時である2024年10月23日から返済日である2025年7月15日までについて、14.6%で計算したものである。弁済手数料は、約定どおりに返済されていた場合にリース会社が取得する予定だった利息相当分の金額のうち、H金融機関が未取得の金額として計算されたものである。

2 Abalanceの実施した会計処理の検討

2024年10月23日付でFITが失効したことにより、大和GKは本割賦契約に定める期限の利益の喪失事由に該当した。大和GKは、H金融機関の期限の利益の喪失に係る請求により一括返済を求められてしまう状況であり、H金融機関からその請求をしない旨の明確な同意を得ている状況にはなかった。加えて、H金融機関からは2025年7月15日までに返済するよう要請されていた。したがって、2025年3月期末時点において、本割賦債務全額2,363百万円を短期債務として計上すべきであったと判断される。加えて、2025年3月期において、2024年10月23日から期末日までの遅延損害金130百万円（概算）及び弁済手数料361百万円（概算）についても、発生主義に基づき、費用計上すべきものであったということになる。

また、期限の利益の喪失事由に該当している債務が2,363百万円あり、その弁済のために

Abalance グループが保有する重要な資産の売却を検討していた。その事実からも、本割賦契約について期限の利益を喪失した場合、他の借入れにおいても財務制限条項に抵触することを鑑みると、本割賦債務の存在は Abalance の利害関係者にとって重要な情報と位置付けられ、Abalance は、有価証券報告書上、期限の利益の喪失事由が発生している債務があることを開示すべきだったと解される。その際には、期限の利益の喪失事由の原因となった本件失効の事実についても、2024 年 10 月時点で適時開示を実施しないとしても、この時点で併せて開示をすべきであったと当委員会は結論づける。

3 Abalance の行った IR について

前記のとおり、Abalance は 2025 年 7 月 15 日に本割賦債務について返済を行う旨の意思決定をし、損失を計上することになった。Abalance は本事象について、2025 年 7 月 15 日「連結子会社の固定資産の譲渡に伴う特別利益の計上及び特別損失の計上に関するお知らせ」にて開示していることであるが、当該 IR においては「2. 特別損失の計上及びその理由」として「本譲渡に伴い、長期割賦未払金を中途解約することとなり、当該中途解約に係る違約金として割賦未払金解約損約 7 億円が特別損失として計上する見込みとなりました。」と記載されているのみである。

この約 7 億円は、本割賦債務返済に伴う特別損失 579 百万円（会社計算金額）と本譲渡（大和町太陽光発電所以外の固定資産の譲渡）に伴う割賦弁済手数料 125 百万円を加えたものである。本割賦債務返済に伴う特別損失 579 百万円は、大和 GK における本件失効に伴う本割賦契約の期限の利益喪失による損失等であり、本譲渡（大和町太陽光発電所以外の固定資産の譲渡）とは本来関係がなく、当委員会としては、別途開示すべきものであったと判断する。

すなわち、本件失効は、期限の利益の喪失事由を直接的に形成する重要事項であるが、Abalance として 2024 年 10 月時点及び 2025 年 3 月期の有価証券報告書での開示を実施しなかった。しかしながら、2025 年 7 月 15 日の IR 公表時点においては、本件失効の事実及びその影響は投資者の判断に重大な影響を及ぼす性質を有していたと認められる。

これらを踏まえると、同時点において本件について適時開示を行うことが求められていたと判断され、当該開示を行わなかった Abalance の対応は、適時開示義務の趣旨に照らし、適切性を欠いていたと当委員会は結論づける。

4 2025 年 3 月期有価証券報告書における本割賦債務の会計処理の検討過程において発見された他の事項

(1) 2025 年 3 月期における連結担保資産に関する注記について

本調査の過程においては、下記誤りが発見された。

現状（修正前）		
(連結貸借対照表関係)		
※3 担保資産及び担保付債務		
担保に供している資産		
	前連結会計年度	当連結会計年度
<u>現金及び預金</u>	7,690 百万円	7,525 百万円
(略)		
修正後		
(連結貸借対照表関係)		
※3 担保資産及び担保付債務		
担保に供している資産		
	前連結会計年度	当連結会計年度
<u>預け金</u>	7,690 百万円	7,525 百万円
(略)		

(2) 2025年3月期における単体の保証債務に関する注記について

本割賦契約について、2024年10月の本件失効を契機に、2024年12月にAbalanceが連帯保証を行っている。したがって2025年3月期単体財務諸表の保証債務注記において、当該保証債務2,738百万円について記載すべきであったが、記載が漏れていたことが判明した。

(3) 継続企業に関する重要事象等

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成される財務諸表は、「継続企業の前提」に基づいて作成される。「継続企業の前提」とは、会社が将来にわたって継続して事業活動を行うという前提を意味するが、事業活動を継続して行えるかどうかはいかなる会社であっても様々なリスクにさらされながら事業活動を営んでいるため、不確実性を有する。そのため、会社は継続企業の前提が適切であるかどうかを評価することが求められており、決算日において継続企業の前提に重要な事象を生じさせるような事象又は状況が存在する場合には、有価証券報告書の「事業等のリスク」等にその内容等を開示すること、当該事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、継続企業の前提に関する事項を財務諸表に注記することが必要となっている。

単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の具体例は、監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」に掲げられており、これらを参考に、会社の規模や業種、重要性等を考慮して、会社は継続企業の前提に重要な事象を生じさせるような事象又は状況が存在するか否かを総合的に判断することが求められている。

Abalanceは、2025年3月期連結上少なくとも以下の状況が生じていたと判断される。

- ① 重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上
- ② 借入金の返済条項の不履行又は履行の困難性
- ③ 新たな資金調達の困難性
- ④ その他

- ①については、営業キャッシュ・フローが△10,361百万円であること
- ②については、本割賦債務の一括返済が困難であったこと
- ③については、Abalanceは2025年4月に増資を行っているものの取締役会議事録及び資金繰り表等を通じて、新たな資金調達が困難な状況にあったことが窺えること
- ④については、前記のとおりH金融機関と本割賦契約に基づく債務の期限の利益の喪失を回避しなければ、A金融機関からの支援もなくなり実質的には倒産状態に陥ることになるという認識があったこと及びA金融機関は、Abalanceが本割賦契約においてクロスデフォルト条項に抵触した事実があると認識していること

これらの点を踏まえると、有価証券報告書の「事業上のリスク」等の記載において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせ得る事象又は状況が存在していた可能性について、一定の検討が必要であったと評価される。

もっとも、当委員会の調査範囲及び入手可能な資料には限界があり、当該疑義について記載義務があったか否かを最終的に断定することは困難である。

第9 関連当事者取引について

1 事案の概要

2019年5月にFUJI SOLARは、ベトナム自然エネルギー、ベトナム先端技術、Rice Investment（以下「ベトナム関連3社」という。）に対してVSUN株式を譲渡し、同日ベトナム関連3社との間で金銭消費貸借取引を締結している（以下「対象取引①」という）。

2021年12月にWWBは、VSUNPからFUJI SOLAR株式を譲受するとともに、2021年12月、2022年○月にWWBは、VSUNP株式をP氏へ譲渡し、金銭消費貸借取引を締結している（以下「対象取引②」という）。なお、契約書には日付の記載がないため○と記載している。

対象取引①については、2022年6月期から2025年3月期までの有価証券報告書において関連当事者取引の注記がなされておらず、対象取引②については、2022年6月期の有価証券報告書において関連当事者取引の注記がなされていない。

以下、詳述する。

2 事実関係

(1) 対象取引①

ア 取引概要

2019年5月24日にFUJI SOLAR（当時VSUN株式を100%保有）は、その保有するVSUN株式の一部をベトナム関連3社へ譲渡している。

譲渡株式数は、ベトナム自然エネルギー、ベトナム先端技術へそれぞれ970,000株（発行済株式数の5%）、譲渡価格72,750,000円、Rice Investment～584,000株（発行済株式数の3%）、譲渡価格43,800,000円であった。

また、同日付けで、FUJI SOLARは、ベトナム関連3社に対して株式の譲渡価格と同額の金銭を貸し付けている。具体的な貸付条件は、期限が2021年5月23日、利率が年1%、譲渡対象であるVSUN株式を担保とする条件である。また、契約には、ベトナム関連3社は、返済期日に元金及び利息の支払の代物弁済としてVSUN株式をFUJI SOLARに給付することができるという規定が付されている。

株式譲渡対価と同額の貸付を実施しており、実際の資金の移動はなく、VSUNの株主構成が変更されている。

イ ベトナム関連3社の概要

ベトナム関連3社の会社概要は、下表のとおりである。

	ベトナム 自然エネルギー	ベトナム 先端技術	Rice Investment
設立年月日	2019年4月8日	2019年4月8日	2017年3月7日
代表者	代表取締役 Q氏	代表取締役 Q氏	代表取締役 Q氏
株主	AI氏(100%)	P氏(100%)	Q氏(100%)

3社ともQ氏が代表取締役である。ベトナム自然エネルギーの株主は、Abalance会長のA氏の子息であるAI氏、ベトナム先端技術の株主は、FUJI SOLARの取締役で2025年7月までVSUNのCEOであったP氏、Rice Investmentの株主は、FUJI SOLAR、VSUN及びTOYOの取締役でありAbalanceの財務アドバイザーでもあるコア・コンピタンス・コーポレーションの代表取締役Q氏である。

なお、ベトナム自然エネルギー、ベトナム先端技術は、設立当初は合同会社であり、Q氏が社員であったが、2022年4月に株式会社へ組織変更し、現在の株主へ変更されている。

ウ 2019年5月24日以降のベトナム関連3社との取引

VSUNはベトナム関連3社に対して、下表のとおり、これまで4回の配当金支払を決定している。

(単位：円)	ベトナム 自然エネルギー	ベトナム 先端技術	Rice Investment	3社合計
2020/10/18	9,187,500	9,187,500	6,630,875	25,005,875
2024/4/19	225,939,333	225,939,333	136,290,184	588,168,850
2025/4/22	208,357,350	207,840,477	125,463,526	541,661,353
2025/7/8	252,976,683	252,976,683	152,277,465	658,230,831
累計	696,460,866	695,943,993	420,662,050	1,813,066,909

2020年12月1日、FUJI SOLARとベトナム関連3社は合意書を締結し、FUJI SOLARは、ベトナム関連3社に対する2020年10月の未払配当債務と貸付金債権を相殺している。なお、2020年10月のベトナム関連3社への配当金をFUJI SOLARが受領したことから、ベトナム関連3社への未払配当債務が発生していた点を付言する。

また、2024年5月1日、2024年4月19日の配当金を原資として、FUJI SOLARは、ベトナム関連3社より、貸付金の残額及び利息を受け取っている。また、同日に金銭消費貸借契約を締結し、FUJI SOLARは、ベトナム関連3社より、39,312,132円、39,312,132円、10,255,826円の借入れを実行している。なお、借入金の返済期日は2029年4月30日、利率は年3%となっている。

FUJI SOLARとベトナム関連3社との各期の債権・債務関係は、下表のとおりである（下表の科目はFUJI SOLARの勘定科目を示す。また、下表の記載金額は、貸付金、借入金の元本の金額であり、利息に係る債権・債務は除く。）。

(単位：円)	科目	ベトナム 自然エネルギー	ベトナム 先端技術	Rice Investment	3社合計
2019/6末	貸付金	72,750,000	72,750,000	43,800,000	189,300,000
2020/6末	貸付金	72,750,000	72,750,000	43,800,000	189,300,000
2021/6末	貸付金	63,562,500	63,562,500	37,169,125	164,294,125
2022/6末	貸付金	63,562,500	63,562,500	37,169,125	164,294,125
2023/6末	貸付金	63,562,500	63,562,500	37,169,125	164,294,125
2024/6末	借入金	39,312,132	39,312,132	10,255,826	88,880,090
2025/3末	借入金	39,312,132	39,312,132	10,255,826	88,880,090

ただし、2020年10月まではFUJI SOLARの会計帳簿上、貸付金（未収入金）については計上されていない（VSUN株式の譲渡に係る取引及び付随した金銭消費貸借契約が会計上認識されていない。）。

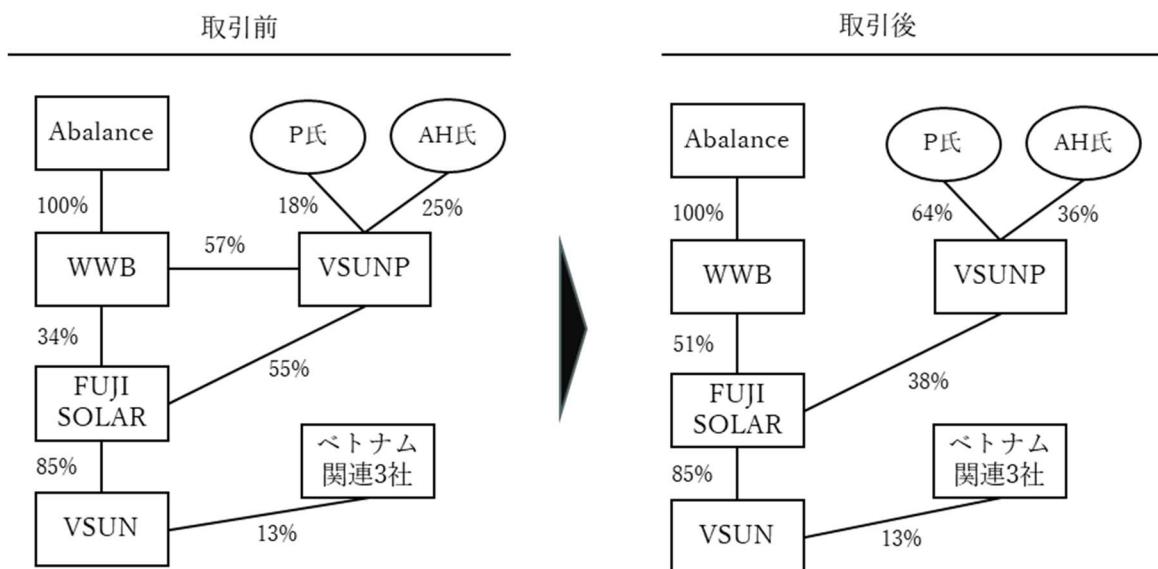
（2） 対象取引②の概要

2021年12月28日、WWBは、VSUNPからFUJI SOLAR株式1,700株を396,790,200円で取得している。一方、同月31日にWWBは、非連結子会社VSUNPの株式5,272株をVSUNのCEOであったP氏に180万ドル（当時の為替レートで換算すると約207,036,000円）で譲渡している。また、2022年○月○日において、WWBは、P氏へVSUNP株式3,985株を176,730,355円、AH氏へVSUNP株式2,197株を97,411,994円で譲渡している。なお、契約書に日付の記載がないため、○と記載している。

初回の株式譲渡時の2021年12月31日にWWBはP氏へ株式譲渡の対価と同額180万ドルの貸付け（以下「P氏宛て貸付け」という。）を行っており、資金の移動はない。2回目の譲渡については支払期限を2022年6月30日に定めている。そして、2022年○月○日にWWB、FUJI SOLAR、P氏、AH氏、VSUNPの5者間で保有する債権債務を相殺し、P氏への貸付金を回収している。なお、契約書に日付の記載がないため、○のまま記載している。

対象取引②の取引前後の資本関係は、以下の表のとおりである。WWB は、対象取引②以前の 2020 年 10 月、VSUNP の最大株主であった AJ 氏から VSUNP 株式の 57% を取得し、FUJI SOLAR 及び VSUN を間接的に子会社化している。

対象取引②を通じて、FUJI SOLAR の 51% を WWB が直接保有する資本関係に変更している。



3 関連当事者取引の注記の必要性の検討

(1) 関連当事者の意義

概して、会社と関連当事者との取引は、対等な立場で行われているとは限らず、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性がある。したがって、関連当事者の開示については、会社と関連当事者との取引や関連当事者の存在が財務諸表に与えている影響を財務諸表利用者が把握できるように、適切に行うことを要求されている。

財務諸表の注記事項としての関連当事者の開示については、企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」及びその適用指針において、以下のとおり、その内容が定められている。

すなわち、「関連当事者」とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、又は、他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等をいい、次に掲げる者をいう（企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」第 5 項（3））。

- ① 親会社
- ② 子会社

- ③ 財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社
- ④ 財務諸表作成会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社（以下「その他の関係会社」という。）並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社
- ⑤ 関連会社及び当該関連会社の子会社
- ⑥ 財務諸表作成会社の主要株主及びその近親者
- ⑦ 財務諸表作成会社の役員及びその近親者
- ⑧ 親会社の役員及びその近親者
- ⑨ 重要な子会社の役員及びその近親者
- ⑩ ⑥から⑨に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社
- ⑪ 従業員のための企業年金（企業年金と会社の間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る。）

なお、⑨「重要な子会社の役員及びその近親者」には、「重要な子会社」のすべての役員が該当するのではなく、会社グループの事業運営に強い影響力を持つ者が子会社の役員にいる場合に、当該役員も該当することとされている。例えば、会社グループの中核となる事業活動を子会社に委ねている場合にあっては、当該子会社の役員のうち当該業務を指示し、統制する役員は、会社グループの事業運営に強い影響力を持つものと考えられ、「関連当事者」に該当する（企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」第21項）。

(2) 本件における関連当事者への該当性

ア 対象者ごとの検討

A 氏は、Abalance の取締役であり、「⑦財務諸表作成会社の役員及びその近親者」に該当するため、当然に関連当事者に該当する。

また、P 氏は、2020 年 10 月以降、現在まで FUJI SOLAR の取締役であり、2016 年から 2025 年 7 月まで VSUN の CEO であった。また、2022 年 9 月から 2025 年 6 月まで Abalance の執行役員を兼務していた。P 氏は、VSUN の CEO として VSUN の業務を指示し、統制する立場にあり、VSUN の事業上の重要性に鑑みれば Abalance グループの事業運営に強い影響力を有していたと考えられるため、FUJI SOLAR、VSUN を子会社化した 2020 年 10 月（2021 年 6 月期）以降は、「⑨重要な子会社の役員及びその近親者」に該当すると判断する。

Q 氏は、Abalance の財務アドバイザーであるコア・コンピタンス・コーポレーションの代表取締役であるとともに、2020 年 10 月以降現在まで FUJI SOLAR、2018 年 10 月以降現在まで VSUN、2024 年 7 月以降現在まで TOYO の取締役である。ただし、Q 氏は、FUJI SOLAR、VSUN、TOYO の業務執行には関与しておらず、各社から役員報酬は受け取っていない。また、2024 年 7 月以降、Abalance の業務改善委員会の委員長に就任している（なお、業務改善委員会は、その後業務改善協議会へ名称変更している）。業務改善委員会は、2024 年 3 月の過年度の有価証券報告書等の訂正報告書及び内部統制報告書の訂正報告書の提出を受けて、Abalance において設置された組織である。Q 氏は、業務改善委員会の委員長として、内部統制改善のために、組織変更等の答申を Abalance の取締役会にて行っている。子会社の役員として業務執行はしていないが、Abalance の業務改善委員会の委員長として、グループの事業運営に影響力を持つ立場にあると考え、2024 年 7 月（2025 年 3 月期）以降は、「⑨重要な子会社の役員及びその近親者」に該当すると判断する。

AH 氏は Abalance グループの会社の役職員ではなく、「関連当事者」には該当しない。

ベトナム関連 3 社は、いずれも「⑩ ⑥から⑨に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社」に該当し、ベトナム自然エネルギー、ベトナム先端技術は 2022 年 4 月（2022 年 6 月期）以降、Rice Investment は、2025 年 3 月期以降、「関連当事者」に該当する。

イ 結論

以上の検討に照らすと、対象取引①については、2022 年 6 月期以降のベトナム自然エネルギー、ベトナム先端技術との資金貸借取引、2025 年 3 月期以降の Rice Investment との資金貸借取引については、1,000 万円を超過しているため、有価証券報告書における関連当事者取引の注記が必要である。

また、対象取引②については、WWB による非連結子会社 VSUNP からの FUJI SOLAR 株式の取得は、連結子会社と非連結子会社との間の取引であり、開示対象取引に該当するが、2022 年 6 月期末の連結総資産の 1% を超過していない。また、WWB から P 氏への VSUNP 株式の譲渡及び P 氏宛て貸付けについては 1,000 万円を超過しているため、関連当事者取引の注記が必要である。

4 関連当事者取引の把握方法についての検討

(1) 現在の運用実態

Abalanceにおいては、「関連当事者に関する確認書（アンケート）」を役員等の各関連当事者に送付し、同人らは関連当事者取引の状況を自己申告するという運用がなされている。そして、有価証券報告書上で開示が必要な取引が記載されている場合、その内容について、経理部が財務諸表の注記ドラフトを作成し、それを会計監査人がチェックするという流れとなっている。

2023年6月期までは、国内の関連当事者のみに送付しており、海外の関連当事者であるP氏から「関連当事者に関する確認書（アンケート）」を入手していなかったが、2024年6月期以降は、P氏からも入手して、関連当事者取引の注記情報を記載している。なお、Abalanceは、2024年6月期、2025年3月期に、A氏、P氏、Q氏から関連当事者確認書を入手しているが、「関連当事者に関する確認書（アンケート）」の回答には、対象取引①については記載がなされておらず、これは同人らが、「⑨重要な子会社の役員及びその近親者」の定義を十分に理解していないことが要因と考えられる。

(2) 運用改善の必要性

Abalanceにおいては、「関連当事者に関する確認書（アンケート）」の記載の重要性が周知されておらず、これを受け取った一部の役員はその意義を十分に理解せず、経理部からの依頼に対して回答を拒否するようなケースや、経理部が「関連当事者に関する確認書（アンケート）」を記入し、ドラフトした上で送付して、回収するケースも認められた。本来、アンケートは各関連当事者自身にてその意味内容を理解して記載すべきであり、速やかな運用の改善が求められる。

さらに、経理担当者が作成した2024年6月期の関連当事者取引の資料においては、2024年5月に締結されたベトナム関連3社からFUJI SOLARへの借入金について認識されていたにもかかわらず、別の経理担当者が、「関連当事者に関する確認書（アンケート）」のみを確認して、注記を作成した結果、記載が漏れるという事象が発生している。

過去及び現在の会計監査人は、経理部より受領した「関連当事者に関する確認書（アンケート）」の内容を確認し、関連当事者取引の注記のドラフトをチェックすることしかしていなかったため、アンケートと注記のドラフトに記載がない限り、対象取引に関する注記があるかどうかは長期にわたり十分な検証がなされてこなかった。

5 対象取引に係る手続面についての検討

(1) 対象取引①について

対象取引①については、FUJI SOLAR における議事録はなく取締役会で承認した形跡が見られない。また、Abalance 及び WWB の取締役会等で報告された形跡もなく、譲渡目的・背景が不明である。ただし、ヒアリングによると、VSUN はベトナムのハノイ市場への上場を目指しており、当時の資本政策の中で譲渡した可能性が高いとのことである。なお、2018年12月時点のVSUN 単体の一株当たり純資産に基づき売買価格が決定されているが、外部の第三者からの株式算定評価書は取得していない。

また、2019年5月の株式譲渡時点においては、当時、Abalance のアドバイザーであったQ 氏の会社への譲渡がなされている。この点、ベトナム自然エネルギー、ベトナム先端技術の2社（当時は株式会社ではなく合同会社）については、その後にA 氏、P 氏への譲渡が予定されていたため、利益相反取引に該当する可能性があることは認識できていた状況である。また、対象取引①は、Q 氏の会社に対して安価に株式を譲渡し、同額の金銭を貸し付けることにより資金移動なく株主構成を変更し、VSUN の利益を役員の個人会社又は役員の親族の個人会社に対して供与している外観となっている。

(2) 対象取引②について

対象取引②については、2021年12月27日のAbalance の臨時取締役会において、WWB が FUJI SOLAR の51%の株式を保有するに至る一連の取引を決議している。ただし、議事録上、利益相反等については特段触れられておらず、検討がなされた形跡は見当たらない。また、WWB の取締役会議事録、FUJI SOLAR の株主総会議事録も作成されていない。ヒアリングによると、FUJI SOLAR の取得、VSUNP 株式の譲渡に関する売買価格は、2019年12月時点の VSUN の一株当たり純資産に基づく交渉の結果、決定したことである。ただし、実際の金額は同月時点の VSUN の一株当たり純資産価格と異なっており、売買価格の決定方法が不明瞭となっている。また、外部の第三者からの株式算定評価書を取得しておらず、取締役会において売買価格の妥当性について検討した形跡は見当たらない。

ヒアリングによれば、株式の譲渡・譲受取引の目的は、WWB が VSUNP 経由で子会社化していた FUJI SOLAR について、WWB の直接子会社とすべく、FUJI SOLAR の株式を VSUNP から譲り受け、P 氏及び AH 氏に VSUNP 株式を譲り渡すことにあるとのことであり、Abalance グループの資本構成を簡素化するための取引として一定の合理性はある。

6 対象取引の検討過程において発見されたその他の関連当事者取引の注記漏れ

(1) 2020年12月のAbalanceの第三者割当増資

Abalanceは、2020年12月に第三者割当による新株発行をしており、A氏に24,800株、49,838,800円、当時代表取締役のK氏に4,800株、9,926,400円を割り当てている。本取引のうち、A氏に係る増資は1,000万円を超過しており、2021年6月期の関連当事者取引として注記すべき取引と認められる。

(2) 2021年7月のWWBのA氏からの借入れ

WWBは、2021年7月27日にA氏より150,000,000円の借入れをしており、2021年8月31日に借入金を返済している。本取引についても1,000万円を超過しており、2022年6月期の関連当事者取引として注記すべき取引と認められる。

7 評価

本件における検討の結果、対象取引等に関して、有価証券報告書における関連当事者取引の注記に記載漏れが認められた。これに加え、関連当事者取引の網羅的な把握・管理体制、及び当該取引に係る手続き面についても、いずれも不十分な状態であったと評価せざるを得ない。

(1) 経営陣のコンプライアンス意識の欠如及び監督体制の不備

関連当事者との取引の実行にあたり、事前に、取引の妥当性・合理性の検討、利益相反の可能性の検討、及びその回避のための適切な手続きの検証などが実施された形跡が認められない状況は、経営陣において関連当事者取引に対する重要性の理解・認識が欠如していたことを示している。

その結果、「関連当事者に関する確認書（アンケート）」への回答の正確性が損なわれ、関連当事者取引の把握体制の不備へつながり、対象取引等の注記漏れが発生したものと推察される。特に、利益相反の可能性が高い取引について、取締役会や監査等委員会等による適法性や取引の妥当性に関する監督機能が有効に機能していなかったものというべきである。

(2) 関連当事者取引の把握・管理体制の不備

一般的な上場企業は、関連当事者取引の適正な開示を担保するため、網羅的に関連当事者を特定し、取引を監視する体制を構築しているものであるが、Abalanceにおいては、役員の近親者や役員が実質的に支配する会社も含めて網羅的に関連当事者を特定し、取引を監視する体制がなかった。

また、「関連当事者に関する確認書（アンケート）」の回収及び会計監査人への提出が形式的な手続きに留まり、取引の実態を実質的に検証するプロセスが欠如していたと評価せざるを得ない。これが各関連当事者からの回答内容の正確性について、経理部や内部監査室で検証する体制が構築されておらず、回答内容より注記を作成し、会計監査人へ提示するという運用が長期間にわたり注記が漏れていた主要因となっている。さらに、会計監査人が、会社からの注記のドラフトと「関連当事者に関する確認書（アンケート）」のみを確認し、その他の資料から関連当事者取引の有無を十分に検討していないことも記載漏れの一因となっているものと判断する。

(3) Abalance の海外子会社管理の脆弱性

関連当事者取引の調査過程において、当該取引の詳細について、海外取引であることを理由として、Abalance の管理部門においては十分に状況を把握していなかったという点も挙げられる。本調査において、海外子会社に対するガバナンス体制の把握等については当委員会の調査対象ではないが、重要な海外取引に関しては、A 氏、P 氏でなければ詳細を把握できない状況が長期間にわたり継続しており、親会社として海外子会社を牽制するためのアクセス権限や実効的な管理体制を構築できていないと判断される。特に、VSUN については、P 氏に権限が集中していた状況であったという実態がある。Abalance グループは、海外子会社の売上・利益が連結全体の売上・利益の大半を占める事業構造をなしているところ、上記のような事実を鑑みると、海外子会社に対するガバナンス体制が脆弱であると評価せざるを得ない。

また、当委員会によるヒアリングにおいて、A 氏は「海外のガバナンスについては改善している」との認識を示している。しかし、具体的な改善措置や体制整備の内容、実務運用における裏付けは確認されず、現時点では実効性のあるガバナンス改善がなされていると認めるには至らなかった。

以上のように、海外事業に関する情報の特定人物への集中、海外子会社の管理体制の不備が、結果として、Abalance グループ全体の内部統制及びガバナンス体制に深刻な影響を及ぼしていたものと評価される。

なお、2025 年 7 月 28 日付けで、Abalance は「海外主要事業会社における役員体制強化」を理由として、P 氏が VSUN の CEO を退任し、後任として S 氏が CEO に就任した旨の

リリースを公表している。また、Abalance に対する聴取結果によれば、P 氏は Abalance の執行役員も退任している。

現時点において、P 氏が退任後も海外事業に対してどの程度の影響力を保持しているかについては、明確な確認は得られていない。

第10 2025年4月の第三者割当増資等について

1 事案の概要

Abalanceにおいては、2025年4月10日、A氏及びコア・コンピタンス・コーポレーションに第三者割当増資を実施する旨を同日付け有価証券届出書及びIR「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」(以下「第三者割当増資に関するIR」という。)において公表し、同年4月28日、A氏から150,009,000円の払込みを受けた(以下「本件増資」という。)。

2025年4月10日付け有価証券届出書及び第三者割当増資に関するIRにおいては、「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」として「A氏(当委員会注:原文は氏名で表記。)については、2025年3月25日付け銀行預金残高証明書を受領し、十分な資金が確保されていることを確認しております。」と記載されているが、A氏は、本件増資における払込期日よりも前の2025年4月9日、WWBから2億9000万円の貸付けを受けており(以下「2025年4月9日貸付け」という。)、その額はA氏がAbalanceに払込みを行った額よりも大きい状況であった。

それにもかかわらず、2025年3月期有価証券報告書においては、重要な後発事象としてA氏に対する第三者割当増資については記載があるものの、2025年4月9日貸付けについては記載がなく、株主の利益を保護する観点における検討及び適切な開示がなされていたとはいえない。

以下、詳述する。

2 2025年4月9日貸付け及び本件増資の経緯

WWBは、2025年4月9日、A氏との間で、貸付金額2億9000万円、弁済期限2025年6月30日、利息年1%とし、貸付方法及び弁済方法を定めた上で金銭消費貸借契約を合意し、同月10日の同貸付けを実行した。

Abalanceは、2025年4月10日、A氏及びコア・コンピタンス・コーポレーションに第三者割当増資を実施する旨を取締役会において決議し、同日付け有価証券届出書及びIRにおいて公表し、同年4月28日、A氏から150,009,000円の払込みを受けた。

A氏は、WWBに対し、2025年6月20日に1億3000万円を返済したものの、弁済期限までに全額を返済せず、2025年7月14日に1億5000万円、2025年8月29日に1000万円を返済した。WWBとA氏との間では、弁済期限2025年6月30日到来後も特段の契約変更や再合意はなされていない。また、WWBは、A氏に対して、2025年4月9日貸付けに関し利息及び遅延損害金を請求していない。

3 2025年4月9日貸付けにおけるガバナンスの有効性

(1) 上場グループ会社としての合理性及び妥当性の検証

ア 上場グループに求められるルール

Abalance はスタンダード市場に上場しているが、当該市場への上場審査にあたっては、企業経営の健全性として「事業を公正かつ忠実に遂行していること。」が求められている（上場規程第 207 条第 1 項第 2 号）。具体的には、「新規上場申請者の企業グループが、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、その関連当事者その他の特定の者との間で、取引行為（間接的な取引行為及び無償の役務の提供及び享受を含む。以下同じ。）その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。」の観点から検討することとされている。

そして、「a 新規上場申請者の企業グループとその関連当事者（財務諸表等規則第 8 条第 17 項に掲げる関連当事者をいう。以下同じ。）その他の特定の者との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性及び取引価格を含めた取引条件の妥当性を有すること。」及び「b 新規上場申請者の企業グループの関連当事者その他の特定の者が自己の利益を優先することにより、新規上場申請者の企業グループの利益が不当に損なわれる状況ないこと。」の事項が規定されている（平成 19 年 11 月 1 日「有価審査等に関するガイドライン（東証）」（以下「上場ガイドライン」という。） II3. (1)）

また、東証が公表する「2024 新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）」においては、「上場後に合理性のない取引や条件に妥当性のない取引が行われることがないように、申請会社が関連当事者等との取引に対する適切な認識（注意する必要性が高い取引であるという認識）を有しているか、適切に牽制する仕組みを有しているかどうかについて確認」する旨が示されている。当該規程の趣旨については「株主の利益を保護する観点」と示されており、当該株主の利益を保護する観点は上場後も重要であることを踏まえても、上場審査後においても、上場グループ会社が関連当事者等との合理性のない取引や条件に妥当性のない取引が行われることがないようにすべきことが求められている。

イ 本件におけるあてはめ

2025 年 4 月 9 日当時、A 氏は Abalance の取締役であるため、「関連当事者」に該当するところ（財務諸表等規則第 8 条第 17 項第 7 号）、2025 年 4 月 9 日貸付けは、Abalance グループである WWB が A 氏に金銭の貸付けを行うものであるから、上記上場ガイドラ

インⅡ3.（1）aで掲げる新規上場申請者の企業グループとその関連当事者その他の特定の者との間の取引に相当する。

当該取引にあたっては、上場グループ会社において、取引の合理性及び条件の妥当性の検証が求められていることになる。

この点、2025年4月8日付けWWB取締役会議事録（以下「本件議事録」という。）によれば、同日付け取締役会決議（以下「本件取締役会決議」という。）において、2025年4月9日貸付けについて承認している。もっとも、本件議事録にWWBとA氏との間の消費貸借契約書（以下「本件消費貸借契約書」という。）が添付されているのみで、本件議事録において2025年4月9日貸付けの取引の合理性及び妥当性が議論された形跡は窺われず、取締役会以外の場においてもA氏から2025年4月9日貸付けに係る背景や理由等について聴取した状況も窺われない。加えて、関係者のヒアリングによれば、2025年4月9日貸付けについて取引の合理性及び妥当性について検証すべきことがそもそも社内で認識されておらず、本件取締役会決議は形式的に議事録を用意しただけのものであって、取締役会は開催されていないとのことであった。

また、A氏が弁済期限までに完済できること及び完済できなかったことについても、契約変更の要否等について、本来は再度の取締役会等で議論がされるべきであったが、取締役会においては、A氏の返済状況について把握していた形跡は窺われず、当然に利息や遅延損害金の請求を行うかについても議論された様子はない。

（2）会社法上の手続

WWBからA氏に対する貸付けについては、WWBの取締役であるA氏がWWBと取引を行うものであり、利益相反取引に該当する（会社法第356条第1項第2号）。その場合には、取締役会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受ける（同法第365条第1項、第356条第1項本文）とともに、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない（同法第365条第2項）。また、承認を受けた際の取締役会議事録においては「決議をする事項について特別の利害関係を有する取締役があるときは、当該取締役の氏名」を記載しなければならない（会社法施行規則第101条第3項第5号）。

本件議事録によれば、2025年4月9日貸付けについて、本件取締役会決議において本件消費貸借契約書を提示の上で承認を受けたものの、貸付け実行後、A氏からWWB取締役会に報告がされた形跡は窺われない。WWBにおいては、取締役により利益相反取引が実行された場合の報告について、社内規程でも規定されておらず、事前の取締役会における承認があれば足りると整理しているようであり、会社法上の手続について、遵守すべき事項として認識されていない。

そもそも、上記（1）のとおり、本件取締役会決議は形式的に議事録を用意しただけのものであり、本件議事録どおりの取締役会は開催されていない。また、取締役会が実際に行われていたとしても、本件議事録においては、欠席取締役としてA氏の氏名の記載はあるものの、決議を要する事項について特別の利害関係を有する取締役としての記載はなく、取締役会議事録の記載事項にも、不備が認められる。

さらに、2025年4月9日貸付けにおいては、WWBはA氏への利息及び遅延損害金を請求していないところ、WWBでは、一般的な商事債権と同様に大幅な遅延がないことが見込まれる債権であったとして、遅延損害金の請求について議論しなかったとのことである。仮に、WWBがA氏のWWBに対する本件消費貸借契約に基づく利息請求債務及び債務不履行に基づく損害賠償請求債務（遅延損害金債務）を実質的に免除するものである場合には、当該免除行為についても利益相反取引に該当し取締役会において承認を受ける必要があったが、その承認も行われていない。

4 本件増資に関する有価証券届出書記載事項の適切性

(1) 「払込みに要する資金等の状況」の記載について

第三者割当増資を行う場合には、定められた様式において有価証券届出書を提出する必要があるところ（金融商品取引法第5条第1項、企業内容開示府令第8条第1号・第2号様式）、企業内容開示府令第2号様式における「払込みに要する資金等の状況」については、「払込みに要する資金（新株予約権証券の場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）又は財産の内容及びこれらの確保状況を確認した結果について、具体的に記載されているか。例えば、借入金が払込原資となっている場合には、必要に応じて、その金銭消費貸借契約の相手方の名称、当該相手方と割当予定先との関係、当該契約の条件等について、着目する。」（金融庁企画市場局「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」（令和7年2月）CII(2)⑤ホ.ア.）と示されており、借入金が払込原資となっている場合には、必要に応じて、その金銭消費貸借契約の相手方の名称、当該相手方と割当予定先との関係、当該契約の条件等を具体的に記載することが求められている。

(2) 本件増資に関する記載について

前記第2項のとおり、A氏は、Abalanceへの払込前に、2025年4月9日貸付けにおいてWWBから払込金額よりも大きい2億9000万円の融資を受けており、外形上、当該融資を払込原資として、払込みを行ったようにも見える。

もっとも、Abalance の 2025 年 4 月 10 日付け有価証券届出書及び第三者割当増資に関する IRにおいては、「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」として「A 氏（当委員会注：原文は氏名で表記。）については、2025 年 3 月 25 日付け銀行預金残高証明書を受領し、十分な資金が確保されていることを確認しております。」とのみ記載されており、同月 9 日貸付けについては言及されていない。

また、上記外形があるにもかかわらず、Abalance においては 2025 年 3 月 25 日付け銀行預金残高証明書の受領をもって、十分な資金が確保されていると評価している。なお、Abalance は、第三者割当増資のスケジュールを複数回変更しているが、関東財務局担当者との間における有価証券届出書の事前相談にあたって、発行条件確定を 3 月 17 日としていた段階においては、有価証券届出書のドラフトでは、銀行預金残高で「不足する資金については、借入れで調達する旨を金銭消費貸借承諾書にて確認」している旨を記載していた。

Abalance においては、払込原資の一部であっても、2025 年 4 月 9 日貸付けにより調達する部分があるのであれば、金銭消費貸借契約の内容について検証し、また有価証券届出書及び第三者割当増資に関する IR においても公表すべきであったにもかかわらず、実際には 2025 年 3 月 25 日付け銀行預金残高証明書の受領をもって、自己資金があるとのみ評価し、払込期日前に A 氏がグループ会社から借入れを行うにあたっても、前記 3 (1) のとおり、WWB も含め、A 氏からその背景や理由等について聴取せず、有価証券届出書における記載要否についても検討された様子はない。

5 有価証券報告書における後発事象の開示の妥当性

(1) 「重要な後発事象」 の記載について

Abalance は、2025 年 3 月期有価証券報告書において、「重要な後発事象」として、A 氏に対するものを含み、第三者割当による新株式の発行について記載しているが、2025 年 4 月 9 日貸付けについては記載がない。

「重要な後発事象」とは、財務諸表提出会社の翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象とされており（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 4）、当該事業年度の財務諸表には影響を及ぼさないが、翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼす重要な後発事象については、会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する的確な判断に資するため、当該事業年度の財務諸表に注記を行うことが必要とされている（監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」（以下「実務指針」という。）3.）。

開示後発事象の例示としては、資本の増減等に関する事象として、「重要な新株の発行（新株予約権等の行使・発行を含む。）」や「重要な資本金又は準備金の減少」、また、資金の調達又は返済等に関する事象として「借換え又は借入条件の変更による多額な負担の増減」や「多額な資金の借入」等が示されているが（実務指針5.(3)）、2025年4月9日貸付けは、これらの例示は該当しない。

一方で、例示に掲げられていないものであっても、「翌事業年度以降の会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす後発事象については開示が必要」とされており、また、「重要な影響を及ぼす事象」とは、経営活動の中で臨時的、非経常的に生ずる事象であって、その影響が質的・金額的に重要性があるものと解することができるとしている（実務指針5(1)①b.）。

（2） 本件増資に関する記載について

本件増資及び2025年4月9日貸付けについてみると、本件増資においてAbalanceはA氏から150,009,000円の払込みを受けたのに対し、2025年4月9日貸付けではAbalanceの子会社であるWWBからA氏に対して2億9000万円の融資を行うものであり、金額は本件増資よりも2025年4月9日貸付けの方が大きい額となっている。

また、Abalanceグループ全体で見た時には、AbalanceグループからA氏に対して1億4000万円の支出がある状態であり、その額も小さいものとはいえない。さらに、A氏を含めた第三者割当増資における調達金額は、約4億9000万円であるのに対し、2025年4月9日貸付けは2億9000万円となっており、Abalanceにおける調達金額との比較において2025年4月9日貸付けの割合は小さいものとはいえない。また、WWBから取締役であるA氏に対して2億9000万円という金額を貸し付けることは、前記第3項（1）及び（2）のとおり、取引の合理性等が認められなければできない取引であり、臨時的、非経常的に生じた事象と考えられる。

かかる収支状況においては、2025年4月9日貸付けがAbalanceグループの財政状態及びキャッシュ・フローに及ぼす影響は質的にも、金額的にも小さくなく、Abalanceは、2025年3月期有価証券報告書において、第三者割当による新株式の発行について記載する際に、合わせて、2025年4月9日貸付けについても記載することが適切であったと考えられる。

6 評価

以上のとおり、当委員会は、本件増資に関しては、2025年4月9日貸付けにおけるガバナンスの有効性、本件増資に関する有価証券届出書記載事項の適切性及び有価証券報告書における後発事象の開示の妥当性の各観点から、いずれも不十分であったと考える。特に

本件増資は Abalance の中核的立場にいる A 氏を含む取引であり、かつ、2025 年 4 月 9 日貸付けは WWB から A 氏に対する金銭の流出を伴う取引である以上は、一連の取引の内容については、投資家保護の観点から株主には適時適切に開示をするべきであった。一連の経緯を踏まえれば、下記のとおり評価できる。

(1) Abalance による子会社管理が不十分

関係者のヒアリングによれば、WWBにおいては、そもそも、2025 年 4 月 9 日貸付けについて取引の合理性及び妥当性について検証すべきことが認識されておらず、WWBにおいては上場グループ会社における関連当事者等との取引に対する適切な認識が欠けている。また、WWB では会社法上の手続について、遵守すべき事項として正しく認識されていないどころか、意思決定機関である取締役会が実際には開催されず、手続のために議事録のみが作成されるという状態が恒常的になっていたことが窺われ、取締役会には WWB における業務執行機能がなかったと考えられる。

連結子会社である WWB の状況を踏まえると、Abalance は、上場会社であるにもかかわらず、株主の利益を保護する観点から重要となる上場グループ会社における関連当事者等との取引について、子会社において、これを認識させ、また牽制させる仕組みを講じておらず、親会社及び上場会社としての子会社管理が不十分と評価せざるを得ない。

(2) Abalance グループにおけるガバナンス体制が機能していない

A 氏は個人的な事情により WWB から借り入れをしたと述べるが、上場会社である Abalance やそのグループ会社は、取締役の個人的な都合によりその金銭を利用することは基本的に予定されていないというべきである。また、2025 年 4 月 9 日貸付けに係る WWB による意思決定においては、A 氏の借入目的や背景について聴取しない等、取締役会による主体的な意思決定が行われた様子が全く見受けられず、そもそも上記（1）のとおり、WWB では、重要な業務執行の意思決定機関としての取締役会は機能していなかった。かかる状況であることを利用して、A 氏がほしいままに WWB、ひいては Abalance グループの金銭を利用しているともいえる。また、A 氏は返済期限に遅れつつも WWB に対して結果的に全額の返済はしているものの、返済期限の管理は WWB でなされておらず、また利息及び遅延損害金については清算が済んでいないのであるから、上場会社である Abalance やそのグループ会社としての取締役を牽制するためのガバナンス体制が一切機能していないと指摘せざるを得ない。

また、Abalance グループにおいては、監査等委員会報告書において、経営陣におけるガバナンス体制の強化を掲げており、リスク・コンプライアンス委員会や内部統制委員会

を新たに設置する等してコンプライアンス意識の徹底を含むコーポレート・ガバナンス強化や内部統制委員会の設置による信頼性のある財務報告を実現するための体制を整備している旨を 2025 年 3 月期有価証券報告書においても述べている。

本件増資等については、Abalance によるガバナンス強化後に生じた事象であるが、新たな委員会の設置等による Abalance の自主的なガバナンス機能が、依然として十分に改善・回復していないことが窺われ、Abalance における根本的なガバナンスに対する意識の欠如が浮き彫りとなっている。

第11 原因分析

1 はじめに

各章記載の事案に係る個別具体的な原因分析は、各章にて記載のとおりであるが、Abalance グループにおいて様々な事案が生じたことにつき共通する原因としては、経営陣においてコンプライアンスが軽視され、内部統制が機能していなかったことが挙げられる。そして、その主たる原因としては、Abalance グループの実質的なトップである A 氏のガバナンスへの理解の不十分さ、他の経営陣におけるコンプライアンス意識の鈍磨、コンプライアンスを軽んじる企業風土にあると考えられる。

以下、詳述する。

2 マネジメント層の責任

(1) A 氏の責任

ア ガバナンスへの理解の不十分さ

繰り返しとなるが、Abalance グループを率いていたのは A 氏であり、同グループの筆頭株主（本調査終了日時点で約 24.43% の株式を保有。）である。A 氏は当時、Abalance の取締役 CEO であり、WWB の取締役会長であった。本調査終了日時点においては、Abalance の代表取締役会長兼 CEO に就任しており、名実ともに組織のトップに君臨している存在である。

A 氏は、WWB などの重要子会社の資金繰りを把握し、資金決済権限を有しており、また、関係者へのヒアリングによれば人事権も掌握しており、実質的に Abalance グループの経営判断全般の最終的な決定権を有している。ヒアリングにおいては、多くの役職員から、「Abalance は龍さんが作った」、「この会社は龍商店である」との言葉が聞かれ、役職員らとしても、A 氏が Abalance グループの経営の実質的なトップであると認識している。

各章記載の各事案に関し、A 氏自身が「自分は不正を指示していない。組織的に意図的な不正を行うことなどしていない。」と述べていたとしても、これまでに見たとおりの組織的な不正が生じているという結果に対し、グループのトップとしての最終責任を負う立場にあることは述べるまでもない。

A 氏は当委員会に対し、「私は周囲に、常にガバナンスの重要性を誦い、有識者やコンプライアンスのための企業行動に経験豊かな人材を登用し、非常にコストをかけてきた。」と繰り返し述べている。

しかしながら、実態としては、2025年4月時点においてもなお、第10に述べるとおり、A氏が取締役会のルールを遵守せずにWWBから借入れを行ってAbalanceへの増資に充てていることが窺われる。本来、上場会社やそのグループ会社においては、取締役の個人的な都合によりその金銭を利用することは基本的に予定されていないにもかかわらず、WWBの取締役会が機能していないことを利用して、借入目的や背景について明らかにしないまま、A氏が多額の金銭を借入れできたことも、A氏がほしいままにAbalanceグループを動かしていたことを裏付け、ガバナンスへの理解が依然として足りていないということの証左である。

ヒアリング及びアンケートでは、「依然としてコンプライアンスは改善しないままである。第三者委員会の調査で、今度こそ、この点を明確にしてほしい」との関係者の声も聞かれるほどである。

イ 証券市場ないし投資家等のステークホルダーの軽視

本件に共通して認められるのは、A氏が上場会社の代表者として当然求められるべき、ステークホルダーへの適切な情報開示と透明性ある経営姿勢を欠いていた点である。また、ガバナンスの強化に向けて問題点を指摘した従業員・関係者よりも、むしろ問題の顕在化を回避する行動をとった役員・従業員を重用したと評価される行動が複数認められた。

その結果、投資家を含むステークホルダーへの必要な情報が適時・適切に提供されず、実際に第三者委員会には不適切なIR対応による損失を訴える投資家から調査拡大を求める書簡が寄せられるなど、上場企業としての信頼性が大きく毀損される事態を招いている。

以上の点を踏まえると、本件においては、単に個別の会計処理や会社法上の手続に起因する問題ではなく、経営トップであるA氏の姿勢による証券市場ないし投資家等のステークホルダーの軽視の姿勢にも起因した問題に加えて、ガバナンス体制の脆弱性、内部通報や問題提起が機能しない組織風土といった、より構造的・本質的な問題も存在するものと評価される。

これらの構造的要因を解消しなければ、類似の不適切行為が再び発生する可能性は排除できず、上場企業として持続的な信頼を確保することは困難である。

(2) A氏の意向が優先される企業文化

Abalanceグループにおいては、他の役職員が取締役会等の会議体でA氏と異なる意見を述べても十分に検討・反映されることはほとんどなく、むしろそれが人事考課ないし給与査定においてマイナスの影響を受ける可能性があった。

これを恐れた多くの役職員が、A 氏の意向を最優先し、また、会社にとってマイナスな事柄については A 氏に対して意向伺いや相談をすることを控え付度するようになった。その結果、「上場維持は何としても守るべき」「不正が明るみに出れば、上場は維持できない、金融機関からの融資が受けられなくなってしまう。」と、コンプライアンスと全く反対の方向で、多数の役職員にて舵切をしていく企業文化が醸成されていた。

すなわち、コンプライアンス遵守（ないし、上場企業として投資家等のステークホルダーからの正常な信頼関係を維持するという価値観の尊重）よりも A 氏の意向が最優先され、他の役職員が異論を述べにくい環境が恒常的に存在していた。牽制意見が機能しない状況が長期間にわたり形成されてきたのである。

前記（1）で述べた 2025 年 4 月の借入れの件に関して再び述べるが、「この借入れは、龍さんのプライベートのことらしかったので、取締役会で質問できなかつた」との取締役からの声もあり、コンプライアンスよりも A 氏の個人的事業が優先される価値観、上場企業における取締役会の機能が全く果たされていない実情が、今なお色濃く残っていることが浮き彫りになっている。

このように A 氏の意向を忖度し、牽制意見を委縮させる企業風土は、まさに「Abalance を作ってきた」 A 氏が創り上げたものというより他ない。

（3） Abalance グループ経営陣の責任

A 氏のみならず、Abalance グループの経営陣においても、コンプライアンス意識が欠如していたことは、各事案に共通する問題点である。

前記のとおり、各事案はそれぞれ異なる直接的な原因や動機により生じたものではあるが、共通して、経営陣が意図的な不正であることを認識しつつ、集団的に（あるいは、その役職に応じて各自が呼応するかのように）不正を形成し、形にしていく点が極めて特徴的である。

経営陣は概ね上場企業からの中途採用者であり、会社員として勤め始めたことから「上場企業で求められる行動、コンプライアンス遵守の姿勢の重要性」についての教育を受けた者である（そうであるからこそ、Abalance グループにおいて経営陣として乞われ登用されたものである、ともいえる。）。

上場企業の不正が上場廃止、ひいては関係者の刑事責任を問われるような事態であることを知りながら、それでもなお、A 氏の意向を優先しあるいは忖度し、敢えて重層的に関係者が協調して不正を創り上げていく姿勢には、深刻なリスク感度の低さが見受けられる。

A 氏は前記のとおり「自分は不正を指示していない。組織的に意図的な不正を行うことなどしていない。」と述べている。しかし、仮に A 氏が個別の事実関係について知らない、理解していないのであれば、社歴も長く、業務内容やコンプライアンスに精通していた経

営陣らが A 氏に対し、適切に事情を説明し、法令遵守の観点から是正に向けた進言、諫言をなすべきであったのである。

ところが、例えば第 4 においては、「誤った有償支給取引の会計処理については、誤謬ではなく意図的な不正がなされている。」と明確に指摘し、その原因究明を含めて適切な調査を行い、外部に公表すべきであると主張した経営陣は確認されなかつた。むしろ、経営陣や役職員の多くは誤謬と結論づける方向に誘導し、各自の役職に応じて呼応するかのように、その説明構造を形作っていった事実が認められる。

3 コンプライアンス軽視の、リスク感度の低い企業風土

(1) 奉制的な意見の抑制

上場企業の経営陣と求められる責任の重みに照らすと、前記のとおり、Abalance の経営陣の姿勢はリスク感度が低く、コンプライアンス意識が鈍磨しているものと言わざるを得ない。

もっとも、例えば第 4 に関連し、関係者へのヒアリングから窺えるのは、役職員において「不正を行ってでも、何としても上場を維持しようという強い意志」というよりは、A 氏の意向に反する言動をとりにくい、あるいは会社にとって不都合と考えられる指摘はできない、といった、A 氏への忖度と委縮の心理が広く浸透していた点である。

また、役職員が A 氏と異なる意見、異論を述べにくい環境が醸成された結果、奉制的な意見が抑制され、関係者が組織全体として問題の顕在化を避ける方向に流されていく風土が形成されていった状況が認められる。そして、こうした状況こそが、「意見しても会社は良くならない、意見すると自分の立場も危うくなる」として意見せず、問題から目を背けようとする、役職員の「思考停止」を生じさせる要因になっていたと評価される。

さらに、過去において、会計処理や適時開示に関するガバナンス上の懸念、又は意図的な不正の可能性について疑義を呈し、是正を試みようとした歴代の経理部長・課長等の中には強い不安・不満を抱き、あるいは現に職務上の不利益を受けるなどして結果として退職に至ったと述べる者が複数確認されている。特に、第 4 については、監査等委員会による調査に先立つ内部調査段階において、Abalance グループにおけるガバナンス上の問題点や不正会計の可能性について指摘した役職員についても、その問題点の指摘が本務でありながら、その後受けた会社からの冷遇に疑惑・不満を抱き、退職に至ったと述べる事例が確認されている。

これらの事実は、組織内部において適切なガバナンスが機能せず、不正の兆候を指摘し奉制的な意見を述べた者が保護されない、不利益を被る可能性がある、という企業風土があったことを強く示唆するものである。このような企業風土は極めて深刻であり、これを看過してきた経営陣の責任は軽視できない。

(2) 役職員複数名による集団的な不正の形成

第4においては、例えば、WWB等において、資金確保等を目的に売上及び利益を操作し、実質的には不正（粉飾）に該当する行為が行われていたにもかかわらず、関係者がそれぞれの職務領域において監査等委員会を「誤謬」の方向へ誘導する言動が確認された。これらの経営陣の一連の行動は、個々の逸脱行為にとどまらず、経営陣を始めとする組織全体にリスク感度の鈍磨、コンプライアンス意識の著しい希薄さが広く浸透していたことを示すものである。

多数の役職員のメールからは、会社一体となって不正を働いている姿勢が垣間見られた。通常の不正の技法としては、少人数でメールのやり取りをし、時には携帯メールなどを使ってプライベートの会話であるかのように偽装したり、暗号や隠語を使って工作したりするものであろうが、WWB等の経営陣は多くの関係者をCCに入れ（A氏もCCに入っていることがある。）、一見して分かる明確な用語を用いて、いわばオープンに不正方向へ舵切りされている。

不正が進行している状況について、多数の関係者がその兆候又は実態を共有しながら、結果的に各人がその役割を担う形で重層的に行動していた点は、本件の重大な特徴である。こうした構造的・集団的な不正の様態は、数多の不正調査に携わってきた当委員会のメンバーにおいても、看過しがたい深刻な問題として受け止められた。

(3) 役職員のリスク感度の低さ

関係者のヒアリング結果によれば、Abalanceの経営陣においては、「どんな不正をしても上場を維持しないといけない。」といった明確な目的のために意図的にコンプライアンス違反行為をしているというよりは、A氏の意向に反する言動をとれない、会社の流れの中で不都合と思われる指摘が怖くてできない、といった、その場限りの忖度と委縮の姿勢が窺われた。

例えば、第4で見たとおり、上場会社においては本来、事実関係及び原因を徹底解明し、再発防止を図るという自浄作用を發揮し、また適時・適切に投資家に対して情報を開示することが求められるはずである。ところが、Abalanceにおいては、本来は有償支給取引の会計処理に関し、「不正」とあると認識すべきはずの会計処理についても、会社にとって都合のいい「誤謬」との整理の方向に傾斜していった。そして役職員において監査等委員会や監査法人に対し、役職員たちにとって説明しやすいストーリーで結論を誘導したのである。

かかる行動の動機として、投資家保護よりも上場維持・自己保身を優先する姿勢が明らかに窺われた。経営陣の経験値ないし理解力に照らせば、「不正（粉飾）であると公表す

れば、上場廃止や社会的信用失墜のみならず、有価証券報告書等の虚偽記載に関わる刑事責任が問われる可能性がある」とのリスク認識があったにもかかわらず、である。

Abalanceにおいては、投資家保護の視点や企業価値の向上といった上場企業としての本来優先すべき観点よりも、「会社にとって都合がよい、A 氏が目指す方向に合致する結論を導くにはどうすべきか」という、場当たり的な発想が優先される場面が多く確認された。その結果、事実関係を会社に有利な方向へ解釈・構築し、不利な情報については開示を先送り又は控える傾向が恒常的に認められた。

これらの行動様式は、組織として不都合な事実を積極的に表面化させない場合のリスクを頭では認識しているながら実際にはこれとは程遠い行動を選択するという特徴があり、上場会社の経営陣に求められるリスク感度に比べて極めて低い、ないし鈍磨している経営陣たちの姿を垣間見ることができる。

4 部門管理の不十分さ、連携不足

第 10 記載のとおり、WWB では、取締役への貸付等の取引について、上場会社のグループ企業として必要となる取引の妥当性・合理性の検討、利益相反の検討等について、実質的な検討がされていない。それどころか、取締役会議事録のみが作成され、取締役会が実態として行われていなかつたことが窺われる。上場会社の子会社において重要な業務執行の意思決定機関としての取締役会が機能していないこと自体も問題ではあるが、これを看過していた Abalanceにおいて、グループのガバナンス体制を整備し、子会社を管理する責務を果たしていなかつたことも問題である。

第 3 に記載のとおり、有償支給取引に係る不適切な会計処理においても、関係者のヒアリングにおいては、「WWB の営業部門と Abalance の経理の連携はうまくいっていない。考え方の相違がある」という声が多数聞かれた。Abalance グループにおいては、コスト合理化のために、子会社の経理も親会社にて一括管理しているわけであるが、双方の立場を理解しようとせず、緊密な情報共有がなされていない（それどころか、相手部門に、不利益な情報を隠そうとする。）などの機能不全が見られた。これは、Abalanceにおいて、グループ会社管理・ガバナンスが機能しておらず、Abalance グループとして健全な運営を実現するための仕組みが整えられていないとの現れともいえる。

また、第 9 に記載のとおり、Abalance グループにおいては、長期間にわたり有価証券報告書における関連当事者取引の注記に記載漏れが生じていた。

Abalance では、関連当事者の把握にあたって、本来網羅的に確認し特定すべきである役員の近親者や役員が実質的に支配する会社を十分に把握する体制が構築されていなかつた。また、関連当事者取引の把握プロセスにおいても、関連当事者からの申告アンケートを形式的に回収しそのまま監査人へ提出するに留まっていた。取引の実態を検証するプロ

セスは設けられておらず、提出された関連当事者からの回答内容の正確性について、経理部や内部監査室で検証する体制も構築していなかった。

これらは、部門横断的な連携不足、及び関係者間のコミュニケーション不足が顕在化したものと評価される。

こうした体制不備の根底には、前記第3項で述べたとおりの、投資家の視点や企業価値向上を重視した運営が恒常的に行われてこなかったという Abalance の企業風土が影響していると考えられる。すなわち、有価証券報告書や IR を通じた投資家への適切な情報提供に対する意識が極めて希薄であった姿勢が、この問題を長期間顕在化させなかつた一因であると評価される。

第12 再発防止策の提言

1 はじめに

Abalanceにおいては、監査等委員会報告書において、経営陣におけるガバナンス体制の強化を掲げて、一定の体制を整備していく旨を公表している。ところが、第10のように当該体制整備がなされたはずの2025年4月になって生じている事案もあり、依然として課題が解消していないままである。

上記原因分析の冒頭で述べたとおり、本事案が再び発生した原因が、上記のAbalanceの企業風土にあることからすると改めてコンプライアンスの重要性を見つめ、企業風土を回復、上場会社としてのガバナンス体制を適切に構築していくことが早急に求められる。

他方で、組織のトップがガバナンスを謳っていながら依然として改善していない現実を直視するに、抜本的な刷新が肝要・急務と言える。

以下、具体的な再発防止策の提言を行う。

2 A氏の影響力の抜本的な除去

A氏がAbalanceグループの実質的な経営のトップかつ大株主であることを踏まえれば、かかる影響力を抜本的に除去しない限り、Abalanceにおいて、企業風土（A氏の意向を忖度し牽制意見が機能しない）の健全化は見込めないという現実に突き当たる。

すなわち、A氏は、当委員会の調査において、「ガバナンスが最優先であることは繰り返し謳っている」と述べている。しかしながら、これまでの経緯及び現状に照らすと不十分なコンプライアンス体制は回復しないままであり、むしろA氏が（意図したかどうかは別として）醸成した組織風土が依然としてガバナンス上の問題を招いていると認められる。

この点を踏まえると、A氏が浄化の旗振り役となることは困難であり、むしろAbalanceグループの経営から速やかに退任することが、企業風土の再構築と牽制機能の回復に向けた第一歩と考えざるを得ない。

さらに、A氏はAbalanceの大株主である。A氏がAbalanceグループの実質的な経営トップである。A氏による実質的な支配力を排除しなければ、根本的かつ持続的なコンプライアンス体制の構築や、投資家をはじめとする利害関係者からの信頼回復は困難であると考えられる。したがって、Abalanceとしては、第三者による株式買取や、増資等、A氏の株主としての影響力を低減・排除するための方策を検討する必要がある。

3 経営陣の刷新の検討

(1) 経営陣の退任及び新陳代謝の必要性

各章では、Abalance グループにおける事案で、経営陣が組織的に関与し、相互に呼応する形で不適切な会計処理、不適切な開示又は事実の隠蔽の走る行動が浮き彫りとなつた。

背後に A 氏への忖度・委縮の企業風土があったとはいえ、それを踏まえても、各経営陣においては、各事案において、本来優先すべき投資家の保護やコンプライアンスの観点よりも自身の保身や会社にとって不都合な事実の隠蔽を優先したと評価される行動が複数確認されている点への責任は重い。

上場会社として求められる自浄作用、すなわち会社にとって不都合な事案が生じた場合に、事実関係及び原因の徹底解明と、再発防止に向けた取り組みを率先して進めるためには、各事案において深刻な関与が認められた経営陣については、その退任を含む抜本的な対応を検討し、経営陣の新陳代謝を図ることが相当である。

また、A 氏の影響力が除去され、各事案で深刻な関与が認められた経営陣が退任した後も、コンプライアンス意識が鈍磨した企業風土を継続して改善していく観点からは、真に牽制機能を発揮できる外部人材を積極的に登用する必要があると、第三者委員会においては提言する。

(2) 新しい経営トップからの覚悟あるメッセージの発信

Abalance グループにおける企業風土を根本的に改め、役職員全体が浄化再生の道を歩むためには、刷新された経営トップからの明確かつ強力なメッセージが不可欠である。

不正会計（粉飾）の行為や不適切な開示対応により、実際に損失を被っている投資家が存在すると推認されること、今後損失を被りうる投資家や利害関係者等のステークホルダーも存在すると考えられる状況に即して、Abalance は自らの開示姿勢やガバナンス体制の問題を直視し、信頼回復に向けた取組みを最優先課題として認識する必要がある。

投資家保護及び株主価値の維持・向上の観点から、コンプライアンスを重視し、相互に牽制を機能させ、不適切な行為を許容せず、また不都合な事実を隠さないという姿勢を、企業理念として明確に掲げることが求められる。これらは全役職員に継続的に示し、徹底するための仕組を構築することが不可欠である。

さらに、社外に対しても、投資家保護を最優先課題として認識し、企業風土の抜本的改善に取り組む意識を、刷新された経営陣自らが明確かつ真摯に発信することが求められる。これは、単なる形式的な宣言ではなく、コンプライアンスについて当事者意識をもつて実践する体制を築くことを意味する。

加えて、Abalance の財務状況や本件の影響を踏まえれば、Abalance グループにとって、金融機関は重要なステークホルダーである。そのため、金融機関との適切なコミュニケーションは、今後の事業継続においても極めて重大な要素となる。

金融機関に対しても、本報告書で指摘した事案の内容と、それを踏まえた Abalance グループとしての今後の具体的な改善策について丁寧に説明し、理解と信頼を得ることが不可欠である。

4 上場会社としてのガバナンス体制の構築

Abalance グループが、これまでに生じた問題を正視し、真に自浄作用のあるガバナンス体制を構築するためには、前記のとおりの経営体制の刷新のみならず、実務的な運用面でも「おのづと業務の透明性が高まり、不正をしにくくする環境」を構築していく必要がある。そのような意味で、以下のとおり、ガバナンス体制を構築するための運用面での工夫を提言する。

(1) 業務フローの見直し

各事案の再発防止策としては、業務における必要事項を洗い出し、必要事項に漏れなく対応可能な業務フローを確立させることが必要である。

Abalance グループにおいては、コンプライアンスを重視しない結果、例えば有償支給取引において意図的な不正がなされるなどの深刻な結果が生じた。これらは関係者の自覚の問題であるが、フローを見直し、ルーティンの作業を改善し透明化させることで、相当程度、安定的に防ぎうるものもある。

具体的には、上場規程・ガイドラインや会社法上の手続をはじめ、業務に必要な認定等について、適切に認識されていない状況となっていた。そのため、どのような場面において何が必要になるかについて、適切に規程やマニュアル等に落とし込み、業務フローを確立し、これを実践していくことが求められる。

なお、関係者へのヒアリングによれば、監査等委員会報告書の提出後、売上計上に係る業務プロセスは見直しされ、Abalance 及び WWB において既に実施されているとのことであり、その努力については一定の評価ができる。言うまでもなく、PDCA を回し、実態に応じ、業務フローを絶えず見直し改良していくことも必要である。

(2) 経理部・財務部・内部監査室による牽制

第3に述べたとおり、WWB での有償支給取引においては、取引先名義の実態と異なる契約書及び請求書が存在していた。かかる意図的かつ不正な加工を回避すべく、売上計上等

に係るフローにおいて、経理部・財務部による証票を含めた営業部門への牽制・チェック機能を有効に機能させる必要がある。また、Abalanceにおいては、内部監査において、見直し後の業務プロセスが遵守されているか、また実態と異なる書類が証票となっていないかについて十分に検証し、牽制機能を回復させる仕組みづくりをする必要がある。

なお、そもそも、名義にかかわらず契約書や請求書を捏造する行為は倫理に悖る行為であり、行ってはならない点は当然のことながら、部門の上席からの指示による組織的な加工も認められており、倫理的な啓蒙啓発も必要であろうと思料する。上記の経営陣によるトップメッセージや研修等を通して、経営陣のみならず職員全体へのコンプライアンス重視の啓蒙啓発を行うべきである。

(3) ステークホルダーへの情報提供、IRへの努力

各事案からは、Abalance の役職員の隠蔽体質、すなわち会社にとって不都合な事実と向き合って対処せず、むしろ明るみに出ないようにする姿勢が見受けられる。これは、投資家に対して適時に、適切に情報を開示するという上場会社としての基本的な姿勢に欠けるものである。

仮に、社内的一部の役職員が自己保身のために重要事実を開示しない方針を採ったとしても、投資家への適時適切な情報提供を重要視し、投資家の目線から適切に開示するよう牽制する存在が必要である。そのためには、コンプライアンス意識のある投資家目線の検討ができる適切な IR の専門人材を採用することも一案である。

(4) 関連当事者取引の把握体制の見直し（会計経理の専門性を高めるための工夫）

第 9 に関し、Abalance の 2025 年 6 月 30 日付けコーポレート・ガバナンス報告書では、原則 1-7. 関連当事者間の取引に関し「当社は、役員や主要株主などとの取引を行う場合においては、かかる取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、法令及び社内規程に基づき、取締役会の承認を得ることとしております。さらに、これらの取引の状況・結果等の重要な事実については、事後的に取締役会において報告を要することとしており、事後的な監視体制も整備しております。また、決算期ごとに役員に対して関連当事者取引の有無に関する調査を実施し、当社として漏れの無いように把握する体制を構築しております。」と記載している。ところが実際には、この記載とおりの体制が構築されていなかった。

具体化のためには、下位規範を置き、具体的には関連当事者取引管理規程等を策定・整備し、関連当事者の範囲、判定基準、申告・届出手続、承認手続等を定めることが考えられる。また、役員・主要株主・近親者等に関する情報の更新を定期的に求め、関連当事者情報を一元的に管理する仕組みを整えることが必要である。特に、役員の近親者、役員及

びその近親者が議決権の過半数を保有する会社の情報については、継続的に最新情報が把握できるように体制を整備すべきである。

また、規程、規則、手続を整備するのみならず、関連当事者情報の更新、取引の事前届出、承認手続等の各種プロセスについて、具体的なワークフローを明確にする等の運用面での実効性を確保するための仕組みを構築することが重要である。

さらに、内部監査室等による定期的モニタリングを実施し、申告漏れ・更新遅延等の事象が発生した場合には、原因分析と改善策のフィードバックを行う枠組みを構築することが必要である。併せて、重大な不備が確認された場合には、取締役会又は監査等委員会への報告ルートを明確にすることが望まれる。当然ながら、その際にはコーポレートガバナンス・コードを遵守し、取締役会又は監査等委員会の構成員は、関連当事者取引の承認・監視をすることが前提である。

その他、役員及びその他関連当事者を対象として、定期的に利益相反取引や関連当事者取引に関する研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図ること、及び経理部を対象として、関連当事者基準に関する専門的な研修を定期的に実施し、理解の定着を図ることも求められる。

5 外部牽制機能の拡充

前記のとおり、事案の中には、第4で見たとおり、監査等委員会及び監査法人による調査や監査を経たにもかかわらず、不正が生じる結果となったものがある。これについては、前記第3項と同じく真に牽制機能を発揮させるため、A氏やAbalance及びAbalanceグループの現経営陣とは利害関係を有さない、経験豊富な人材を積極的に登用すべきである。

また、監査法人以外でも外部専門家を活用するなど、外部からの中立的客観的な意見を取り入れ、実効性ある監査を実現できるよう工夫を行うことが期待される。

6 海外をはじめとするグループ会社の管理の改善

事案においては、WWBをはじめ国内のグループ会社において、Abalanceによる子会社管理、グループ会社の管理が不十分であることが明らかとなった点は、前記のとおりである。例えば、WWBの取締役会においては、関連する情報の開示や資料の提示等の事前準備を徹底させ、業務運営に必要な議論を慎重かつ十分に行わせることが必要である。また、AbalanceにおいてはAbalanceグループ会社に対して、上場会社グループであることにより必要となるガバナンスやコンプライアンス意識について、周知することはもちろんのこと、Abalanceによる管理及び監査において定期的に実効性を検証することが求められる。

なお、当委員会による調査事項の枠外の話になるが、Abalance グループには複数の海外グループ会社が存在する。Abalance グループの売上の大半を、その海外グループ会社が占めているにもかかわらず、重要な海外取引の詳細は Abalance 担当者からは把握しがたく、A 氏を経由しなければ事実関係を確認できない状況である。

経営陣へのヒアリングでは「海外はブラックボックス」、「A 氏の周りはブラックボックス」との発言も見られた。そのため、上場会社として適切にグループ会社を管理する観点からは、海外グループ会社の権限の範囲やレポーティングラインを明確化し、海外グループ会社の経営を的確に把握することで、コントロールできるよう海外グループ会社との取決めをしておくことが望まれる。

第13 最後に

Abalance グループは、再生可能エネルギー分野で事業を遂行し、脱炭素という人類共通の課題に真摯に向き合い、持続可能な社会の実現に貢献することをミッションとしている。この点は、経営陣らのヒアリングでも繰り返し発言がなされ、会社ホームページでも明確に標榜している。株主ら利害関係者からの信頼を回復し、かかる企業ミッションを一步ずつ実現していくためにも、Abalanceにおいて、本件の重大性を重く受け止めていただくことを切に要望する。そして、本報告書記載の内容を踏まえ、再発防止策を講じながら、企業風土の真の改善等を推し進めることを期待する。

なお、当委員会は、Abalance が上場会社として株主をはじめとする利害関係者から信頼されるに足りる企業となるための本質的かつ根本的な再発防止策として、まずもって A 氏が Abalance グループから退くべきことを求めるものの、これはもとより再生可能エネルギー分野の事業で一定の功績を上げている A 氏の実績それ自体を否定するものではないことを付言する。

以上

(別紙第1)

定義一覧

名称又は氏名	表記
Abalance 株式会社	Abalance
WWB 株式会社	WWB
バローズ	バローズ
Abalance 及び WWB の総称	WWB 等
FUJI SOLAR 株式会社	FUJI SOLAR
Vietnam Sunergy Joint Stock Company	VSUN
VSUN POWER (HONG KONG) COMPANY LIMITED	VSUNP
Abalance、WWB、バローズ、FUJI SOLAR、VSUN 及び VSUNP の個別又は総称	Abalance グループ
株式会社ベトナム自然エネルギー	ベトナム自然エネルギー
株式会社ベトナム先端技術	ベトナム先端技術
株式会社 Rice investment	Rice investment
株式会社コア・コンピタンス・コーポレーション	コア・コンピタンス・コーポ レーション
TOYO CO., LTD	TOYO
有限責任中部総合監査法人	中部総合監査法人
	A 社
	B 社
	C 社
	D 社
	E 社
	F 社
	G 社
	H 社
	I 社
	J 社
	K 社
	L 社
	M 社
	N 社

	A 金融機関
	B 金融機関
	C 金融機関
	D 金融機関
	E 金融機関
	F 金融機関
	G 金融機関
	H 金融機関
龍 潤生	A 氏
国本 亮一	B 氏
藤澤 元晴	C 氏
柴田 一泰	D 氏
橋本 公一	E 氏
本間 勝	F 氏
笛生 拓郎	G 氏
徳永 智弘	H 氏
六川 浩明	I 氏
日下部 笑美子	J 氏
光行 康明	K 氏
増田 裕一郎	L 氏
岡田 竜介	M 氏
中谷 百合子	N 氏
今井 修二	O 氏
蔡 建峰	P 氏
田原 弘之	Q 氏
	R 氏
	S 氏
	T 氏
	U 氏
	V 氏
	W 氏
	X 氏
	Y 氏
	Z 氏

	AA 氏
	AB 氏
	AC 氏
	AD 氏
	AE 氏
	AF 氏
	AG 氏
	AH 氏
	AI 氏
	AJ 氏
	AK 氏
	AL 氏
	AM 氏

以上

(別紙第 2)

デジタル・フォレンジック調査の概要

1 調査目的

当委員会の委託を受けた株式会社 foxcale（以下「foxcale」という。）は、本件調査を実施するため、デジタル・フォレンジック調査を行った。

2 調査手法

① 電子データの保全

当社は役職員に対してPC及びスマートフォンを貸与している。そのため、foxcaleは当社が調査対象者に貸与しているPC及びスマートフォンを保全した。調査対象のうち退職者については、当社在籍時に貸与していたPC及びスマートフォンのバックアップデータが当社に保管されていたため、foxcaleはそのバックアップデータを受領した。

また、当社はメールシステムとしてOutlookを利用しておらず、チャットシステムとしてMicrosoft Teamsを使用している。Outlookメールデータは削除されてから14日以内の削除メールを含めてサーバ上に保持されており、Microsoft Teamsも同様にサーバ上に保持されている。foxcaleは当社がMicrosoft Purviewを利用してダウンロードしたOutlookメールデータ、Microsoft Teamsデータ及びOneDriveデータを受領した¹。

さらに、当社はスケジュールの管理システムとしてOutlookスケジュールを利用している。foxcaleは、調査対象者のOutlookスケジュールを保全した。

保全又は受領したデバイス及び電子データは以下のとおりである。

対象者	保全対象	手続
A 氏	ラップトップ PC	foxcaleが保全
	スマートフォン	foxcaleが保全
	Outlook メールデータ	当社がダウンロードしたデータを foxcaleが受領 不足データを foxcaleが保全

¹ 当社がダウンロードしたデータに関して、ダウンロード時の抽出条件の設定に係る認識相違により、少數のデータについて、意図的ではないが、抽出対象外となったデータが存在した（以下「不足データ」という）。そのため、不足データについては、foxcaleがMicrosoft Purviewを利用して追加で保全を実施した。

	Microsoft Teams データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領 不足データを foxcale が保全
	OneDrive データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Outlook スケジュール	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領 不足データを foxcale が保全
K 氏	ラップトップ PC	foxcale が保全
	スマートフォン	foxcale が保全
	Outlook メールデータ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Microsoft Teams データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領 不足データを foxcale が保全
	OneDrive データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Outlook スケジュール	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
L 氏	ラップトップ PC	foxcale が保全
	スマートフォン	foxcale が保全
	Outlook メールデータ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Microsoft Teams データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領 不足データを foxcale が保全
	OneDrive データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Outlook スケジュール	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
C 氏	ラップトップ PC	foxcale が保全
	スマートフォン	foxcale が保全
	Outlook メールデータ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Microsoft Teams データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領

		不足データを foxcale が保全
	OneDrive データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Outlook スケジュール	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
B 氏	ラップトップ PC	foxcale が保全
	スマートフォン	foxcale が保全
	Outlook メールデータ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Microsoft Teams データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領 不足データを foxcale が保全
	OneDrive データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Outlook スケジュール	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
S 氏	ラップトップ PC	foxcale が保全
	スマートフォン	foxcale が保全
	Outlook メールデータ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Microsoft Teams データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領 不足データを foxcale が保全
	OneDrive データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Outlook スケジュール	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
V 氏	ラップトップ PC	foxcale が保全
	スマートフォン	foxcale が保全
	Outlook メールデータ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Microsoft Teams データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領 不足データを foxcale が保全

	OneDrive データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Outlook スケジュール	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
AM 氏	ラップトップ PC	foxcale が保全
	Outlook メールデータ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Microsoft Teams データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領 不足データを foxcale が保全
	OneDrive データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Outlook スケジュール	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
X 氏	ラップトップ PC	当社が保管しているバックアップデータを foxcale が受領
	スマートフォン	当社が保管しているバックアップデータを foxcale が受領
	Outlook メールデータ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Microsoft Teams データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領 不足データを foxcale が保全
	Outlook スケジュール	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
AA 氏	ラップトップ PC	当社が保管しているバックアップデータを foxcale が受領
	スマートフォン	当社が保管しているバックアップデータを foxcale が受領
	Outlook メールデータ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Microsoft Teams データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領 不足データを foxcale が保全
	Outlook スケジュール	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領

Z 氏	ラップトップ PC	当社が保管しているバックアップデータを foxcale が受領
	スマートフォン	当社が保管しているバックアップデータを foxcale が受領
	Outlook メールデータ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Microsoft Teams データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領 不足データを foxcale が保全
	Outlook スケジュール	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
U 氏	ラップトップ PC	当社が保管しているバックアップデータを foxcale が受領
	スマートフォン	当社が保管しているバックアップデータを foxcale が受領
	Outlook メールデータ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Microsoft Teams データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領 不足データを foxcale が保全
	Outlook スケジュール	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
AK 氏	ラップトップ PC	当社が保管しているバックアップデータを foxcale が受領
	スマートフォン	当社が保管しているバックアップデータを foxcale が受領
	Outlook メールデータ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Microsoft Teams データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領 不足データを foxcale が保全
	Outlook スケジュール	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
R 氏	ラップトップ PC	当社が保管しているバックアップデータを foxcale が受領

G 氏	スマートフォン	当社が保管しているバックアップデータを foxcale が受領
	Outlook メールデータ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	Microsoft Teams データ	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領 不足データを foxcale が保全
	Outlook スケジュール	当社がダウンロードしたデータを foxcale が受領
	ラップトップ PC	foxcale が保全
	スマートフォン	foxcale が保全
	Outlook メールデータ	foxcale が保全
	Microsoft Teams データ	foxcale が保全
	Outlook スケジュール	foxcale が保全
	共通	ファイルサーバ
		当社がコピーしたデータを foxcale が受領

② Outlook メールデータ、ドキュメントデータ及び Microsoft Teams データの調査

メールサーバから保全された Outlook メールデータ及び Microsoft Teams データについては、専用ソフトウェアにてデータベース化処理を施した上で、調査用レビュー プラットフォームである「foxscope-DI」へのアップロード作業を行った。

「foxscope-DI」にアップロードしたデータに対して、当委員会が設定したキーワード等を用いて絞り込みを行い、その結果得られたデータのレビューを行った。レビュー数については以下のとおりである。

No	レビュー対象データ	レビュー数
1	Outlook メールデータ及びドキュメントデータ	36,043
2	Microsoft Teams データ	1,140
合計		37,184

レビュー体制については、当委員会が策定したレビュープロトコル（レビュアー向け指示書）に従って、foxcale による一次レビューを実施した。

一次レビューにおいて重要と判断されたデータ 534 件を対象として、当委員会による二次レビューを実施した。特に当委員会による二次レビューの結果、詳細検討が必要とされたデータについては、当委員会によりヒアリング等の追加調査が行わ

れた。また、当委員会による追加調査の結果として、更なる電子データの調査が必要となった場合には、当委員会からの依頼を受け、foxcaleによる時系列の分析や特定のコミュニケーションデータの調査を個別に実施した。

以 上